

318.933
To457e



0009536000

0009536-000


318.933-To457e

英国自治制度の歴史的考察

東京市政調査会

1928

ABI



318.93

T0457

號九十第 料資查調政市

度制治自國英
察考的史歴の

會查調政市京東財法

ト工-15-56

市政調査資料 第十九號

英國自治制度の歴史的考察

財團法人 東京市政調査會

318.933 To 457e



369595

序

均しく地方自治と稱するも、歐洲大陸諸國と英國との間には、大なる差異がある。即ち歐洲大陸諸國の歴史は、保護と服従を要素とする封建制度の確立に次いで、強大なる兵力と警察力を以て堅固なる統一國家を建設し、斯くして全國を中央から統治した政治の記録である爲めに、後に自治制度を實施することになつても、それは何處までも中央集權的であり、官僚的である。然るに之に反して英國の歴史は、アングロ・サクソンの昔より今に至るまで、千年破れざる自治制度發達の連鎖であつて、昔チュートンの部落民が、神聖なる樹の下に集つて村政を議した自治の制度と精神とは、其の後幾度かの變遷を経ながら依然として今日まで傳はつて居るのであるから、その自治たるや飽くまで地方分權的であり民主的である。

我國は歐洲大陸諸國と歴史の過程を同ふする上にも、維新後自治制度を實施するに當つて、主として獨逸の制度を採用した爲めに、その自治の様式が全

序文

く大陸のその如く、中央集権的且つは官僚的のものとなつたのは已むを得ないことであつた。之れも恐らくその當時に於ては、必要のことであつたらう。併しながら今日の如く人民の知識と教育が向上發達して、自由民主の思想が年と共に旺になりつゝある時に、いつまでも從來の如き制度を墨守するのは、時勢に適應する所以でない。近年我國に於て地方分權の說が切りに高調せられ、地方制度改正の議が盛に朝野の間に唱へられつゝあるのも、要するに之が爲に外ならないのである。そこで、現在の日本としては、英國自治制度の研究の必要を痛切に感ずる次第であるが、それが一向に顧みられない状態にあるのは、甚だ遺憾に堪へない所である。

友人小川市太郎君、夙に是に見る所あり、率先して英國自治制度の研究に先鞭を著けられたのは、大に悦ばしくも亦意を強うするに足る所である。本會は曩に小川君執筆の『英國自治制度の特質』を公刊し、今又『英國自治制度の歴史的考察』を出版することになった。此の二つは何れも君が英獨再度の留學にその端を發する鑽研磨勵の結晶であつて、地方自治制度の研究者に

取つて、好箇の參考資料たるを疑はない。殊に『英國自治制度の特質』は大陸の自治制度と英國の自治制度との比較法學的研究であるのに對して、『英國自治制度の歴史的考察』はその名の示す如く、地方自治制度の歴史的比較研究であるから、此の兩者を併讀することによつて、英國自治制度の眞精神と眞價値を理解し且つ批判することが出来るであらう。

最後に一言すべきは、小川君の大なる努力である。人も知る如く、英國に於ける地方行政の歴史は、同國憲法のそれと均しく、冥々の裡に生じたる進化の記録であり、徐々たる變化の過程であり、不知不識の間に推移した默示であつて、他國に於ける如く、それが成文の上に表現し、若くは人爲的に政治の機關を改廢した事實の系列でない。従つて混頓錯雜極りなき英國の政治史中より地方行政に關する變遷の大綱を抽象把握して、系統的に之を説明することは、かなりの難事業である。然るに、小川君は留學中彼地の碩學鴻儒につき飽かざる答問を重ねた上、歸朝後も多くの浩瀚なる文獻中より、得難き材料を蒐集して英國自治制度の發達を、最も解りよく吞込み易く紹介した手際と努力は、

全く敬服に値するものがある。

殊に『英國自治制度の歴史的考察』に於て、吾等の注意を惹くのは、君が遠い古代から今日までの英國の自治制度の沿革を叙述するに當り、之を(一)村落の自治の時代(二)中央集權的自治の時代(三)貴族的自治の時代(四)民主的自治の時代に分ち、各時代に於ける社會的事情と中央政府に對する地方行政の關係を明にせられたることであつて、其處に言ひ知れぬ著者の用意と苦心の程度が窺はれるのである。分量から云へば、本書は二百頁の小冊子に過ぎないが、内容に於ては確に一の力作である。敢て管見を披瀝して、本書を江湖に薦むる所以である。

昭和三年十月神嘗祭日

財團
法人

東京市政調査會

理事 岡

實

英國自治制度の歴史的考察

目次

第一章 緒論	一
第二章 村落的自治の時代	九
第一節 サキソン時代の社會状態	九
第二節 サキソン時代の地方行政	二
第一項 州(シャイア)	二
第二項 郡(ハンドレッド)	二四
第三項 村(タウンシップ)	二六
第四項 市(バー)	二六
第三章 中央集權的自治の時代	三
第一節 ノルマン征服と封建制度	三
第二節 ノルマン王朝と中央集權	三六

第三節 ノルマン時代の地方行政……………四七

 第一項 征服と地方改革……………四七

 第二項 州奉行……………五一

 第四節 州(カウンチー)……………五四

 第五節 郡(ハンドレド)……………五七

 第六節 村(タウンシップ)……………六〇

 第一項 村と莊園……………六〇

 第二項 村と寺區……………六三

 第七節 市(バロー)……………六五

 第一項 市の特權……………六五

 第二項 市政とギルド……………七〇

 第八節 巡回裁判……………七六

第四章 貴族的自治の時代……………八四

 第一節 國會の發達……………八五

 第二節 治安判事……………九四

 第三節 チュードル朝と専制政治……………一〇五

 第四節 チュードル時代の地方行政……………一二六

 第五節 憲法爭議と名譽革命……………一二三

 第六節 地方の行政的獨立……………一三一

 第七節 十七世紀の地主政治……………一三七

 第一項 地主貴族の出現……………一三七

 第二項 治安判事の權力増加……………一四〇

 第三項 田舎紳士と中農……………一四二

 第八節 十八世紀の社會狀態……………一四六

 第一項 公職と資産……………一四六

 第二項 中農の消滅……………一四八

 第三項 構園地の増加……………一五〇

 第九節 治安判事の專横……………一五四

第十節 地主と議會……………一六二

第五章 民主的自治の時代……………一六三

第一節 産業革命……………一六三

第二節 商工業家階級の勃興……………一七〇

第三節 選挙法の改正……………一七四

第四節 救貧法の改正……………一八三

第五節 市政の改革……………一八八

第六節 公共衛生法の發布……………一九三

第七節 教育制度の改革……………一九七

第八節 中央監督と國庫補助……………一九九

第九節 地方制度改正法……………二〇一

第十節 倫敦の改造……………二〇九

第十一節 近代的傾向……………二一〇

英國自治制度の歴史的考察

第一章 緒論

英國に於ける地方行政の歴史は、同國の憲法の歴史と均しく、冥々の裡に生じたる進化の歴史であり、徐々たる變化の歴史であり、不知不識の間に起つた發達の歴史であつて、他國に於ける如く人爲的に政治の機關を改廢した事實の系列でない。従つて遠く隔つた世紀と世紀との間の制度を取つて之を比較すれば、その間に顯著なる差異の存することを發見するけれども、相近接連續せる期間について之を照査する場合に於ては、其間に果して如何なる變化發達ありしや否やを識別するに苦しむのであつて、幾年代、幾星霜の間、順次推移し來つた進化の階梯については、詳細にこの時日と程度を知ることが極めて困難である。しかしながら大體について之を云へば、英國の地方制度の沿革は、之を左の四期に大別することが出来る。

第一期 村落の自治の時代 之れは九世紀頃から一〇六六年のノルマン征服に至るまでの時代

であるが、此時代に於ては國民の統一未だ成らず、各地方は殆んど小國家の如き觀を呈して互に獨立し、最も完全なる自治を樂むで居つたのである。即ち當時中央には王と王の顧問府であるところの賢人會(Witan)があつたけれども、中央の權力は地方に及ばず、地方の政治は地方議會の司る所であつた。當時英國に於ける最大の地方區劃は州(Shire)であつて、その下に幾つかの郡(Hundred)があり、更にその下にまた幾つかの村(Township)があつたが、併し之れ等は決して單純なる地方區劃ではなくして、何れも獨立の自治團體であつた。即ち英國は以上の如き地區に分たれて居つたのではなくして、此等の地區を包含して居つたのである。換言すれば當時のイギリス王國は行政その他の目的の爲めに、政治的權力によつて以上の如き區劃に分たれたのではなくして、之れ等の地區が集つてイギリス王國を造つたのであつた。斯くして各村には村民の總會(Tungemot)があり、土地の所有者である所の凡ての自由民は之に出席して規則を作り、裁判を爲し、凡ての事務を處理すると共に、各村からは郡會(Hundred-gemot)と州會(Shire-gemot)に代表者を送つて裁判に参加せしめたので、後年の代議政治體の基礎は既に此時代に築かれて居つたのである。

第二期 中央集權的自治の時代 之れはノルマン征服より十四世紀に互る時代であるが、此時代の特徵と見るべきものは王權の伸張と中央集權の確立であつた。サクソン時代の英國は王權が微弱であつた爲めに、各地方は割據の状態にあつたが、ノルマン人の征服と共に英國は遂に軍事、司法、警察、行政の各方面に互つて中央に統一せられたのであつた。而してそれには他にも色々原因はあるが、主として征服王及びその後継者の政治的天才の然らしむる所であつた。斯くしてノルマン・アンゼヅ朝の諸王は、地方の諸侯豪族に對して極めて強固なる彈壓政策を取ると共に、その目的の爲めにサクソン時代の制度、習慣、法律を尊重し利用したのであつた。當時歐洲大陸に於ては、フランク王國の州郡の侯伯等は王權の微弱に乗じて委託せられたる公權を篡奪し、任地の土地人民を私有して獨立することとなり、之れが爲めに昔のチュートン民族の自由の制度は根底から破壊せられて了つたけれども、獨り英國のみはチュートン民族の自治の慣習と傳統とが、尙ほ政治組織の中に生殘つて居つたときに中央集權の爲めに統一せられ、之に依つて助成開發せられたのは幸運なことであつた。

英國に於ても當時地方の領主であつた所の太守(Ealdorman)は、フランク王國の侯伯と均しくサクソン王朝の晩年以來王室の脅威であつた。そこでウァリアム征服王は先づその權力を奪つて之を州奉行(Shire-reeve)の手に移し、州奉行をして地方行政を監督せしめたのであつた。之に於

てか英國では純然たる王の官吏である所の州奉行は、地方に於ける實際の支配者となり、州内に王の意思を執行し、法律命令を維持し、租税を集めて之を王の國庫に送ることになり、歐洲大陸に於ける如き領主の跋扈から免るゝことが出来たのであつた。

次に當時の英國の地方政治について注意すべきは州會の制度であつた。前にも述べし如く英國には昔から州に州會があり、州内の凡ての自由民が之に出席して、各般の公務の外にも自由民間の訴訟を決したのであつた。そこでウァリアムの後繼者は之を利用し、王の政廳から巡回判事を派遣して、王の名を以て州會に於て裁判を行はしめたのであるが、之れは全國内に王の勢力を扶植して人民と接觸する上に非常な効果があつた。即ち歐洲大陸に於ては無數の獨立せる領主裁判所、僧侶裁判所、市民裁判所等に於て羅馬法、封建法、寺院法、商人法等が勝手に解釋適用せられた爲めに、昔のチュートン部落の人民法 (Volks-rechte) は全く無用のものとなつて了つたが、之に反して英國に於ては同一の法が王の裁判官によつて全國到る處同一に解釋適用せられた爲めに、地方的慣習法であつた所の人民法は、一般に適用せらるゝ法の一體に同化せられて、權威ある普通法を發達せしむることになつた。

かくしてノルマン征服王及びその直後の後繼者等は、賢明なる政策によつて絶對主義の統一的

中央集權を行つた爲めに、王權はますます伸張して國民の信頼を王の一身に集めたのであつたが、王ジョン以後の諸王は肆に王權を濫用した爲めに、遂に貴族の同盟的反抗を買ひ、大憲章 (Magna Carta) の發布に依つて王權の上に大なる制限を加へらるゝに至つたことは、人のよく知る所である。而して之に次いでは王と貴族の永い間の抗争の結果として、此時代に於て大に議會の發達を見るに至つたのであるが、議會が絶えず律令を發して慣習法を補ひ、裁判所の判決に鞏固なる基礎を與へたことは、英國をして他國に率先して早く法治國たらしめた所以であつて、此點は絶えず王の氣紛れに發する勅令によつて支配せられた歐洲諸國と全く趣を異にする所である。依之、看之、英國に於て憲法と地方自治が他に比類なき健全な發達を遂げた所以のものは、必要の時期に善き王と悪しき王が交代に現はれた爲めであるとも云ひ得られるのである。

第三期 貴族的自治の時代 此時代は十四世紀から十九世紀の半以後に亙る最も長い期間を包容するのであつて、先づ急激なる國會の發達に初まり、中頃に至つてチュードル朝の獨裁政治の爲めに一時國會の閉息を見たけれども、スチュアート朝以來再度の革命を経て、ウァリアム三世の時にいたり議會の主權を確立するに至つた。併しその實これは一般人民が政權を獲得したのではなくして、當時の貴族である所の地主階級が政權を獨占したのに過ぎなかつた。従つて此時代

に於ては、政府も議會も中央も地方も悉く地主階級の支配する所となつたので、十八世紀以後の英國は都鄙を通じて全く寡頭政治となり、地主政治となり、一面大にその長所を發揮すると共に、他面に於て遺憾なく其の弊害を暴露した所に、その特徴が存するのである。即ち此時代に於ては中央では地方の貴族と郷紳の蟠踞する議會が無限の權力を振ひ、地方に於ては地主の出たる治安判事が行政の全權を握つたのであつた。

たゞ併し茲に注意すべきことは、たとへ此の時代に於て英國の政治上の實權が舉げて地主貴族の手に移つたにもせよ、之れが歐洲大陸に於ける如き意味に於て、特權階級の壟斷する所とならなかつたことである。歐洲大陸に於ては、王權の衰ふるや政權は初め或る姓階 (Caste) の手に歸し、而して後には官吏階級の手に移つたのであつて、換言すれば歐洲に於て王に代つて政權を握つたものは、順次に Estates と Bureaucracy であつた。然るに之に反して英國では貴族院にしても庶民院にしても、政權を執つたものは、閉鎖的除外的團體である所の Estates 若くは Stände ではなくして、社會を組織する所の自然の要素、即ち人民から放射する所の代表的有力者であつたのである。従つて彼等は決して公の團體であるべく止むことなく、又決して私的の性質を取らなかつた。而して之と同時に地方に於ても、フランク王國では力強き貴族や僧侶は政治の全權を獨占

すべく争ひ、遂に之を掌握することに成功した結果として、昔の州は自身の有機的實體的生活を有しない所から、切れ／＼に分解して僧俗貴族の私有に歸し、結局舉げて職業的官吏の專斷的支配に服することになつたが、之に反して英國の州は昔のチュートン部落の Landsgemeinde から傳來する激濁の生氣を失ふことなく、何れの場合に於ても地方の自由民は陪審官として公務に參與せしのみならず、この時代に於て地方行政の全權を握つた治安判事すらも、職業的官吏としてその任に當つたのではなく、地主貴族として王から平和の維持を委任せられたのであつた。而して治安判事は一面王の任命によるものであつた／＼めに、地方及び階級の利害の代りに國家の機關として働いたのであつたが、他面彼等は職業的官吏でなかつた爲めに、中央政府の命令によつて拘束せらるゝことがなかつた。即ち彼等は中央政府の訓令によつて地方を治めたのではなくして、法律に遵い司法の形式を以て地方行政を行つたのであるから、之れが爲めに權力の濫用を防ぎ、法の執行を正しからしむることが出来たのであつた。

第四期 民主的自治の時代 之れは一八八八年の選舉法改正より今日に至るのであつて、此時代に於ては産業革命、自由思想の發達、商工業階級の勃興等の影響を受けて、地方制度の上にも大なる反動を來し、その結果救貧法の改正、市政の改革、公共衛生法の發布、教育制度の改革、

地方制度改正法の發布等を見るに至つたのであるが、英國の自治制度が以前に比して一面著しく民主的となると同時に、一面從來よりも大に中央集権的色彩を帯ぶるに至つたことは、此時代の特色と見ることが出来る。

唯併し茲に注意すべきことは、如何なる時代又如何なる場合に於ても、英國に於ては地方自治の制度は、アングロサクソン時代の眞髓を失はなかつたことであつて、歴史の長い過程のうちには早き昔のデモクラシーの或るものは無くなつたにもせよ、地方自治の根本的精神と體容とは嘗て消滅することはなかつた。斯くして例へばスチュアート王朝の時代の如きに於ては、王は何年も議會なしに國を治め、長い間代議士の選舉を行はなかつたにも拘らず、地方團體の選舉は依然として以前の如く行はれ、都市及び寺區の自由民と納税者とは、繼續して彼等の役人を選挙して居つた。之れは實に英國に於ける自治制度の特徴であつて、世界に誇るべき點も全く此處にあるのである。

(1) Marriot, English Political Institution, p. 246.

(2) グナイスト等は普通憲法史の例に倣つて、英國に於ける自治制度發達の沿革をば、第一期、アングロサクソン時代(紀元八〇〇年—一〇六六年)、第二期、ノルマン時代(紀元一〇六六年—一二七二年)、第三期、中央集権時代(紀元一二七二年—一四八五年)、第四期及第五期、改革及革命時代(紀元一四八五年—一六八八年)、第六期、十八世紀と分つて居るが(Gneist, Die Geschichte des Selbstgovernment in England, Berlin, 1865.) 元來英國に於ける地方制度の變遷の特徴なるものは、サクソン時代の村落制の自治より、ノルマン時代の中央集権的自治に移り、それより十四世紀に至

つてエドワード三世が治安判事を設けたのを一轉換期として、漸次長い間に貴族的自治の發生を見るに至り、十九世紀の後半に於て今日の民主的自治となつたのであるから、英國自治制度の發達を歴史的に考察するに當つては、前記の如く之を四期に區別するのが當を得たものと思ふ。

第二章 村落自治の時代

第一節 サクソン時代の社會狀態

アングロサクソン時代は、人の稱して地方政治の黄金時代と呼ぶものであつて、地方人民が最も完全な自治を樂しむことが出来たのである。凡そ何れの社會を問はず、昔は人民が一國民として主權者の統治を受くるに先だち、家族として又小社會として自ら治めたものであつて、地方政治が常に中央政治に先だちて行はれたことは明瞭なる歴史の過程であるが、チュートン人の制度は最もよくこの事實を證明するのである。元來草創の際に於けるチュートン民族の政治組織は、根本に於て非常に民主的性質⁽¹⁾を帯びたものであるが、チュートン人の英國征服なるものは、各自の會長と特別の慣習を有する侵略者の小部隊によつて行はれたものである爲めに、⁽²⁾彼等が各異る

土地に定住するに當つて、各地方にはそれ／＼異なる政治が行はれ、人の心は地方的となり、民族的統一と云ふ如き觀念は、よし以前にこれありしとしてもその時には全く失はれて了つた。斯くして各地方に於ては特有の習慣と制度が行はれて他を排斥し、しかもそれは土地の所有と耕作と極めて密接の關係を有して居た。従つて早きアングロサクソン時代に何等組織されたる中央政府を見出すことの出来なかつたのは自然の道理である。⁽³⁾

二

當時英國の人民は粗野なる農村生活をして居つたのであるが、人民は *Foris* (*gentle* の意味にして近世の *esquire* に當る) *Coerls* (*simple* の意味にして後の *yeomen* に當る) *Tews* の三階級に分れて居つた。而して第三の *Tews* は非自由民であり他の二つは自由民であつた。非自由民は即ち奴隸であつて法律上の權利を有せず、主人の動産と看做されて居つた。然るに之に反して自由民は一ハイド(百二十エーカー)以上の土地を所有し、兵役に服し且つ裁判所に出席するの義務を有して居つた。而して此等の農民社會は互に他から隔離せる自給自足の小社會であつて、彼等は土地から食料を得る外に、衣服も道具も皆自ら之を造り、鹽と犁に用ふる鐵の外之れを他から仰ぐことはなかつた。それ故に當時の村民は部落以外に起つた事については殆んど知る所なく、丁抹

人の侵略に際しても、他の部落と一致して共同の危険に備へる如きは望み得なかつた。然るにその後國內に於ける絶えざる小戦争の結果として、普通自由民は右の兵役義務から免除せらるゝと共に、戦争を職業とする武士貴族の階級を生ずるに至つた。之が即ち *Thegns* 又は *Thanes* (上士)として知らるゝものである。而して彼等は常に王に近持して、彼等の主長等は王の評定所に列すると共に、彼等はその勤勞に對して土地を與られたので、彼等の地位は漸次封建諸侯のそれに近きものとなつた。然るに之と同時に五ハイド(六百エーカー)の土地を有する自由民は、上士として軍事上の義務を負ふことになつたので、上士中には武士階級出のもの地主階級出のものとの混同を見るに至つたのであるが、ノルマン征服後 *Knight* の階級として現はれたものは、即ち此の上士の階級であつた。⁽⁴⁾

三

英國の上士について注意すべきことは、歐洲大陸ではこの上士に相當する *Ministerialen* の階級が勢力を得るに従つて遂に一の特權階級となり、政權を獨占して自由民の自治を剝奪せるに反して、英國の上士は常に自由民と相竝んで共に公務に參與し、かくしてよく古の自治を保持發達せしめたことである。タシタスの『獨逸志』にも見ゆる如く、古のチュートン民族の會長が戰場に赴

くときには、個人的に會長に隸屬する郎黨の一隊があつて之れに扈從し、會長の馬前に立つて敵と戦つたのであつた。即ち會長は勝利のために闘ひ、彼等の郎黨は會長のために戦つたのであつた。之れが即ちタシタスの所謂 *Comitatus* である。然るに戰場に於けるこの種の個人的奉仕は、後には平時に於ても一般的習慣となり、社會を舉げて自分よりも權力ある人の下に身を置いて主従關係を結ぶことになつた。然るに歐洲では羅馬の晩年以來軍役に服するものに土地を恩貸するの風が廣く行はれて居つたので、この羅馬の軍役のための土地の恩貸の制度 (*Beneficium*) とチュートン民族の個人的奉仕の制度 (*Comitatus*) とが結びついて、遂に中世に於ける封建制度の出現を見るに至つたのであるが、フランク王國では封建制度が非常な勢を以て急激にかつ全部に行渡つた爲めに、古代の私有地の制度と自由民が廢れて、恩貸地の制度と昔の郎黨上りの封建的貴族が之に代り、しかも恩貸地が世襲的となるに及んで、此等の封建的貴族は一の特權階級として公權と政權を獨占するに至つた。然るに之に反して英國では、封建制度は漸次に且つ部分的に行はるるに過ぎなかつた爲めに、フランク王國に見る如き特權階級の跋扈を見ることはなかつた。ノルマン人の英國征服は、一面に於て封建的思想と封建制度の基礎を強くしたが、ノルマン・アンゼヅァン朝の諸王の強硬なる政策、殊にはヘンリー一世二世の中央集權的立法は、封建制度の發達を防止

した爲めに、太守も上士も歐洲大陸に於ける伯爵もしくは王の官吏の如く勢を逞ふることが出来なかつた。

その結果フランク王國に於ては、早い時代から *Comitatus* は自由民の團體から分離すると共に、王の貴族 (*Dienstmannen*) の大會議は自由民の會議と獨立して開かるゝこととなり、前者がますます發達して優越となつた間に、後者は遂に頽廢し跡形もなきものとなつた。而して昔の自由民の會議の唯一の形見とも見るべきものは郡會 (*Hundred Court*) のみであつたが、その郡會なるものも、單に王及び貴族の制定せる勅令 (*Capitulares*) に對して、形式的協賛を與へるに過ぎないものとなつた。然るに之に反して英國の貴族なるものは、初めよりして自由民の間に比較的無力のものであつた。即ち彼等は普通の自由民と同一の負擔を有し、自由民と種族的に異りたる政治上の權利を有せざるのみならず、人民裁判所に於ても同一の地位に立ち、地方の公務に關しても上位にはあつたが、併し特權的地位を占むることはなかつた。彼等は王に對して忠誠を誓ひ、王は民會 (*Volksgericht*) に諮ることなく、任意に彼等に對して軍役を命ずることが出来たのであつた。併しながら彼等の忠誠の誓と恩貸地との間には何等必然的關係はなかつた。しかもアルフレッド大王はデン人との恐ろしい戰爭中、五ハイドの土地の所有者は忠誠を誓つて彼の貴族となること

の規則を採用して以來、國の定時の軍事的義務は貴族及び彼等の從者によつて果さるゝことになつたのであつた。⁽⁶⁾

而して此等の五ハイド貴族は英國の郷紳の直系の祖先であつて、アルフレッドの時から今日まで、政治團體に於ける彼等の身分と職分は實質的には同一に残つた。彼等は社會の残りのものから政治的に分離せる特權階級でもなく、また社會の残りのものから社會的に分離せる尊稱を有する階級でもなかつた。唯併し彼等は社會の公務に一つの卓越せる働を爲したゝめに政治的にもまた社會的にも卓越せる地位を占めたのであつた。彼等は普通の自由民よりもより多くの軍務上の仕事と裁判上の仕事と行政上の仕事を爲した。しかしながら州の裁判所に於ても、また郡の裁判所に於ても、決して獨占的地位と發言を有することがなかつた。而して丁度國民會議に於てロンドンや、ウケンチェスターの市民が國の賢人等と肩を並べて立てる如く、一般自由民は地方裁判所に於て上士等と共に議事に參與したのであつた。而して州の上士は時と餘暇と財産とを有するところから、規則正しく毎月開かるゝ郡の裁判所と六ヶ月毎に開かるゝ州の裁判所に出席することができた。而してこの規則正しき出席は人民の傳統と記憶に於て昔から推移變遷し來れる不文法の解釋に必要な智識を彼等に與へたのであつた。而して彼等上士が州會 (Volksynod) 及び國

民の賢人會 (Witena-genot) に參列したのは歐洲大陸に於けるが如く、王の Dienemannen としてでもなく、貴き身分若くは姓階としてでもなく、たゞ普通人よりは公務についてより多く知つた人であるが爲めであつた。かくして古のアングロサクソン時代の英國に於ては義務と權利—權利と義務は互によく權衡を保ち、社會と國家とは公の義務の共同の結繩によつて結びつけられて居つた。即ち下は最も賤しき自由民から上は國王に至るまで、公の血の循環が政治團體の動靜脈系統を通じて自由に流れて居つたのである。⁽⁷⁾

四

當時英國に於て上士の上位に立つて居つたのは太守 (Ealdorman) であるが、これは要するに當時地方に於ける事實上の副王であつた。而して太守の中には或は大國に併呑せられた小國の王族が、昔の家系と特權によつてその地位に置かれたものもあり、また或る場合には大きな王國が州に分割せられたときに、地方の探題として王と賢人會から任命せられたものもあつた。斯くしてアングロサクソン王朝の盛であつた頃の太守は重大なる權限を有して居つたので、彼は州會と共に軍隊を召集編成して之を王に提供すると共に、時には王の委任によつて全軍を指揮したのに加へて、州會を主宰し且つは州内に於ける平和の維持者として警察權を行つたのであつた。⁽⁸⁾

五

次に當時社會の高地位を占めたものは僧侶であつた。僧侶は當時に於ける學問の獨占者たりしに加へて、神の祭を掌つたところから一般から大なる尊敬を受け、非常に優遇せられたのであつた。斯くして下級の僧侶は下級の武士と相伍し、僧正は太守と相聯んで州會に列席し、大僧正は法律の眼に於ては王族の下に立つものではなかつた。而して當時未だ教政の分離がなかつた爲めに、凡ての重なる會議に於て僧侶は重要な任務を爲したのであつた。⁽¹⁰⁾

六

斯の如くアングロサクソンの社會は、色々の階級に分れて居つたけれども、此等の階級は大陸のそれの如く決して超ゆるべからざるものではなかつた。即ち教會に於て凡ての僧侶が高い地位の僧職に榮達し得た如く、國に於ても各人はその力備と功勞によつては如何なる地位にも登り得たのであつて、世襲的家僕も法定の條件さへ具備すれば自由民となり、ウエルス人の外國人も五ハイドの土地を所有すれば武士となることを許され、商人も自己の船で三度外洋を航海して歸れば、これ亦武士の階級に列せられ、更に王の御思召によつては普通の武士も貴族に登用せられたのであつた。これは實にアングロサクソン社會の特徴であつて、英國の社會が將來に於ても姓階

制度 (Caste System) に墜せなかつた所以も畢竟之に原因したのであつた。⁽¹¹⁾

七

チュートン民族の制度としてはその最上位に王があつた。⁽¹²⁾ 併し「戰爭は王を生じた」(“war be- got the king”)と云ふ古い諺もある如く、王なるものは昔は戰時に於ける一時的のものであつたらしい。然るにブリットン人と其の長い間の戰爭の後王の位は世襲となり、大にその威嚴を増したが、當時に於ける王の權力は比較的微弱なものであつたらしく思はれる。尙ほ當時王に次いで最も重要な中央の政治機關は、當時の國會たる賢人會 (Witenagemot) であつた。賢人會の組織については、歴史家の間に議論のある所であるけれども、それは事實少數にして貴族的なる官人の團體であつたことは疑ふ餘地のない所であつて、⁽¹³⁾ 一般の場合、王族、宮内官、僧正、僧院長、太守、上士等より組織せられて居つた。但し人選の如きは専ら王の意思に依つたものであつて、選舉に依る如き方法は當時未だ認められなかつた。賢人會は原則として年に三回會合し、立法、租税、宣戰講和の如き國家の大問題に參與すると共に、場合によりては土地の許與に立會ひ、又は高等裁判所として地方裁判所からの訴訟をも聽いた。而して王が賢人會の忠言を聽くと否とは、固より自由であつたが、何れの王も習慣上賢人會の協賛なくして國政を行はなかつたのは、英國の憲

法史上に於ける重要な特色と見られてゐる。⁽¹⁴⁾

八

しかしアングロサクソン時代の英國に於ては、王も賢人會も自由民も完全なる主權を有することなく、萬事が當時の嚴格なる慣習によつて決せられ、凡ての人は又それによつて拘束せられた。即ち慣習は當時に於ける最も大なる支配力であつて、その起源は神聖であり、神思の發現であるとして考へられ、何人も之を疑ひ、之を變更することを許さず、社會の賢人によつてのみ宣言せらるべきものとせられて居つた。従つて當時に於ては政府が法律を作ると云ふ如き思想も、又今日吾れ／＼の云ふ如き「法律」に相當する言葉も全く存することなく、法律と云へば要するに人民の權利、即ち既存の慣習の宣言に外なかつたのである。事情既に斯の如くなるを以て、この時代に於ては今日吾れ／＼の理解する如き憲法も中央政府もなく、凡てのものは地方の慣習に従つて地方的に決せられたので、當時の社會に於て最も重きを爲せるものは地方政府であつた。⁽¹⁵⁾

(1) 羅馬の史家タシタスの「獨逸誌」(Germania)に據つて見ても、當時チュートン人の社會に於ては、最も多くの人民は自由且つ平等であり、共同の土地を所有し、民會(Folkmoet)に於て戦争と平和を議したものであつて、しかもその民會なるものも、長老(Princps)の發言に次いで、各人は年長、家格、武勳、雄辯等によつて自由に討論したもので、個人的權威を措いては何事も命令する力あるものなく、階級的區別は全然存することがなかつた。而して此の會議に於

て決定したものは法律となるのであるが、その提案に賛成の時には聲高き歡呼と拍手を以て迎へられ、反對の時には不
同意の叫によつて拒絶せられた。Gneisi, Das Englische Parlament, p. 42.

(2) チュートン人による英國の征服は、大部隊によつて大舉して行はれたものであるが、或は小部隊によつて箇々に行はれたものであるかについては、歴史家の間に議論の存する所であるが、私はポーランド教授の如く幾つもの勇士團體によつて箇々に行はれたものと見るのが至當と信するのである。Pollard, The History of England, p. 12.

(3) ホーランド教授は、アングロサクソン時代について次の如く云つてゐるが、之は恐らく最も肯綮に當つたものであると思ふ。曰く、當時英國は未だ草創の時代であつて、法律の名に値するものもなく、陪審の制度もなく、眞正の意味に於ける議會も憲法もなく、有力なる陸海軍も、學校も、文學、美術も總てなかつた。而して英國民の多數の頭は全く地方的であつて、國民的統一の想像の如きは思も寄らなかつた。彼等は讀むことが出来なかつた。地圖も持つて居らなかつた。戴冠せる國王の肖像も乃至は纏へすべき旗さへも持つて居らなかつた。斯くして農民又は工匠をして彼等が英國民なる一の團體に屬するものであると云ふことを自覺せしむべき何等の表徴をもなかつたのである。彼等の利害は村落の草地に集中したのである。彼等の選良は郡會及び州會に列席する爲に村落の外に旅行したけれども、彼等の關係しなかつた外界の事柄即ち此等の區域以外の事柄は、彼等に取つて遠く隔つた空事のやうに思はれた。従つてアングロサクソンの愛國心なるものは、到底地方的境域外に出でなかつた。Ibid. pp. 25—26.

(4) 上士(Thegus or Thane)によつてグナイストは次の如く云つて居る。アルフレッドの時以前にも既に王及び貴族に従つて戰場に赴いた従者等は、名譽ある階級として一般自由民から區別せられて居つた。而して此等の武人階級即ちThengusは地主であつたか、或は公有地の譲受人であつたか、それとも王家から扶持を買つて居つたものか——何れにしてもThaneと稱する重い甲冑を着けたる武人の階級は、一ハイドの小地主及び土地を有せざる人々よりは、社會の等

級に於て高い地位に立つて居つたのである。……然るにアルフレッド及びこの後継者の下に、五ハイドの土地が軍制上重い甲冑を着けたる一人の武士の標準となり、上士の階級は五ハイドの土地の所有者の権利となつた。Gneist, English Verfassungsgeschichte, p. 73.)

- (5) Freeman, Growth of English Constitution, pp. 42. sqq.
- (6) Morier, Local Government in England & Germany, p. 43.
- (7) Ibid., p. 44.
- (8) 大陸に於て英國の太守に相當するものは伯 (Gra) である。即ちフランク王國の伯なるものは、形に於ても又職權の點に於ても英國の太守に酷似し、彼は州内の行政權をその手に總攬し、王の名に於て楯の等級に従つて自由民を軍隊に召集し、裁判官として郡の裁判所を主宰し、郡會の役人と共同して州内の平和を維持し、並せて租税罰金を徴收したのであつた。しかし彼は英國の太守の如く彼自身の *Marches* を行ふ副王ではなく、王は何時にても之を罷免し得べく、その地位は今日の佛蘭西の *Préfet* に類するものであつた。然るに英國に於ては王はその特別の僕たる州奉行に公の職權を與へることによつて、太守の權力を殺ぐことに成功したが、大陸に於ては諸侯の權力を抑へる策として、此等地方長官たる伯を利用した爲めに、遂に後日篡奪の禍を招くことになつた。即ちフランク王國の伯は初めのほどは自由民に限らず、王は適當と認めた家臣を自由にこの地位に任命したのであつたが、それでは王室の藩屏として力弱いために、州内に於ける大地主を以て之に當つることになつたので、伯は遂に州の豪族の世襲する所となり、彼等は地方に據つて兵を貯へ、倨傲王命に抗して憚らざるに至り、これが爲めに後年遂に帝國瓦解の端を開くことになつた。Ibid. pp. 42 sqq.
- (9) Gneist, Ibid., pp. 45—49; Stubbs, pp. 125—126.
- (10) Tasswell-Langmead, English Constitutional History, pp. 25—26.

- (11) Gneist, pp. 78—79.
- (12) Gneist, §2; Stubbs, Const. Hist. Engl., vol. i, pp. 28—30, 72—73, 158—168, 193 sqq.; Freeman, Norman Conquest, vol. i, 148; Maitland, Const. Hist. Engl., pp. 55—60.
- (13) 小さな部落の王國への統一と共に昔チュートン民族の人民總會は全く止んだ。此種の集合は當時の交通及び旅行の方法よりして地理上經濟上不可能となり、事實上成立すべく止んだ。而してそれ故に "boni homines" に依る總合的人民の代表は、軍隊、裁判所、教會の最も卓越せる人々のみを含む所の "meliores seu optimates terrae" の狭き範圍に局限せられた。Gneist, pp. 80—81.
- (14) アングロサクソン時代の賢人會 (Witanagemot) は、王の國政に關して協賛を與へる外にも、王を選舉し又は王の廢位を行ふ如き、極めて廣大なる權限を有して居つたのであるが、實際に於てアルフレッドやエセルスタン等の如き強き王の時には、王は意の儘に賢人會を操縦したので、賢人會は必ず常に此等の權力を行使するといふことはなかつた。ただ併し立法と特別の課税については、賢人會の評議と同意を必要とするといふことは、凡ての時を通じて一般に認められて居つた。Freeman, Norm. Conq., i, 107, Kemble, Saxons, ii, 239, 240, Stubbs, i, pp. 133—157, Maitland, pp. 55—56, Gneist, Ibid., pp. 82—84, Marriot, English Political Institution, p. 136.
- (15) Hall, A. Brief Survey of English Constitution, p. 24.

第二節 サクソン時代の地方行政

第一項 州 (Shire)

第二節 サクソン時代の地方行政

當時英國に於ける最大の地方區劃は州 (Shire) であつた。州の起源は明でない。併し要するにこれはアングロサクソン民族の英國に殖民した大部落であつたらしい。即ち第五世紀の後半から六世紀の前半にかけて、今の獨逸の西北に居つたアングル人、サクソン人、ジュート人などが續々英國に侵入して其處に殖民したが、此等の獨逸民族は英國を征服した後、各部落の酋長等は大概王號を稱へて、大小の王國を建て互に鬭争を事とした。然るに七世紀から八世紀に亘つた長い鬭争の結果、各地に割據した大小王國の中で、弱いものは強いものに併吞せられて、一時は七王國の對立となり、次いで三王國の出現となり、後にはウエセックスに統一せられて了つた。斯くして例へばケント、サセックス、ミッドルセックス、エセックス、ノーフォーク、サフフォーク、ドルセット、サンマーセット等の如き最も古い州は、チュートン民族の移住地であつて、ある場合には古代の七王國の跡であつたこと、ケント州がジュート族の王國を代表し、サセックス州が南部サクソン王國を代表せる如きものがあつた。併し州の中にはこの外にも、西部サクソン民族が嘗てデーン人に征服せられた地方を克服して人爲的に設けられたものもあつたので、其の場合には此等の州はその首府の名を取つたのであつた。オックスフォードシャー、ハートフォードシャー、ウォリックシャー、ウオスターシャー、リンカンシャー、ノッチングムシャー、ノルザンプトン

シャー等は即ちそれである⁽¹⁾。

州には州會 (Shirenoth) があつてアングロサクソン時代の政治の中心であつた。州會は初めのほどは一年に二回開かれたのであつたが、後には毎月一回開かるゝことゝなつた。州會は純然たる民主的の集會であつて、凡ての自由民即ちその区域内に於ける凡ての地主と凡ての官吏の外に、各村からはその代表として村長 (Tungerefa) と四名の選良が之に出席した⁽²⁾。之と同時に州會には太守 (Ealdorman) と僧正 (Bishop) と州奉行 (Sheriff) 等の役人があつて、太守はもと獨立の王國であつた舊王家を代表し、次に僧正は當時未だ政治より分離しなかつた教權を代表し、最後に州奉行は國王の權威と利益を代表する外にも、國王の代表者として議事を處理し、併せて地方の裁判事務及び凡ての租税の徴收を司つた。州會の重なる職務は民事刑事の裁判であつたが、州會に於ては出席者は凡て裁判官であつた。「訴訟人は裁判官なり」との英國の裁判制度の原則は、即ち茲に胚胎したものである⁽³⁾。

(1) Marriot, English Political Institution, p. 247; Gneist, pp. 37—38; Stubbs, i. pp. 122—124; Maitland, p. 39.

(2) ローレンスゴムはカニウト時代の土地に関する訴訟の記録よりして、當時の州會は (一) 野天の大きな石の上で開かれしこと (二) 州會は凡ての自由民より成る原始的集會にして選舉せられたる成員より成る代表的集會にあらざりしこと及び (三) 州會には僧正、太守の外に王を代表せる二人の官吏の列席せしことを立證して居るが、之に據つて見て

も當時の州會なるものは、如何に民主的であり且つ州民のための州民の會議であり裁判所であつたかを知らることが出来る。Gomme, *Local Government*, pp. 51—52.

- (3) 前に述べた如く郡會に於て受理を拒まれたるものでない限り、訴訟者は州會に訴訟を提起することを許されなかつたが、之と均しく州會の判決に不服なるものでなければ國王の裁判所に訴へることが出来なかつた。而して州會に於ては凡ての訴訟者は裁判官であつたが、凡ての訴訟人に代つて判決を下すのは十二人の故參上士であつた。Stubbs, *l. c.* p. 129.

第二項 郡 (Hundred)

州の下には郡 (Hundred) があつた。(ヨークシャー及びリンカンシャー等では之を Wapentakes と云つて居る) 郡の起源もよく判らない。併し獨逸民族は昔軍事及び裁判の目的の爲めに百人組の勇士に分たれて居つた事實、竝に歐洲大陸には「ハンドレッド」として知らるゝ同一の土地の分ち方が各地に行はれて居つた事實を考ふるときは、英國古代の郡なるものは百人組の殖民地でなかつたかと思はれる。而してチュートン民族が英國に移住した時に、百人庭 (mallus or court of the hundred) として知らるゝ裁判制度を輸入し、便宜の地に之を設けたので裁判所を中心とする地方は Hundred の名を取つたのであるらしい。郡には郡會 (Hundred gemot) があり、郡内の上士の外に各村からの村長及び四名の代表者之に列席して郡長 (Hundred ealdor) 主宰の下に、州内

に於ける民事刑事の訴訟を司つた。郡會の州會に對する關係は明でないが、併し要するに郡會に於て處理を拒まれた場合でなければ、訴訟者は州會に訴訟を持出すことが出来なかつたものゝ如く思はれる。⁽⁹⁾

- (4) 「ハンドレッド」の起源についてグナイストは次の如く言つて居る。州の區劃としてハンドレッドの律令に現はれたのは十世紀後エドガーの時であるが、「ハンドレッド」は昔の獨逸の兵制上の分ち方であり、かつそれが凡ての獨逸民族の間並に大陸に於けるサクソン人の間に行はれたことを考へれば、もつと古くからあつたものと思はれる。而してこの名が殖民後軍隊に百人の兵士を供給すべき土地に適用せらるゝに至つたことは、いろ／＼解釋せられたタシタスのゲルマニアの句 (Germ. Carp. 6) から推論せらるゝ。Gneist, p. 36.

- (5) Stubbs, *l. c.* pp. 105—106.

- (6) 郡は後年サクソン王が警察行政の爲めに設けた州の人爲的行政區劃であると説くものもあるが之れは當らない。なぜなれば若し郡を以て人爲的區劃でありとすれば、その區劃の大きさは略ぼ同一であるべき筈であるのに、事實はさうでなく、ケントは六十三、サセックスは六十四の郡にも分たれて居るのに反して、レスターは唯五の郡に分たれて居るに過ぎない。郡會は毎月二回開會せられ一年二回州奉行は之に列席し、而してその所管地の警察規則が遵守せられつゝあるかを監督するため郡内を巡回した。Marriot, p. 240.

- (7) 尙ほ「ハンドレッド」についても一つ有力な説はハンドレッドは十人組の結合であるといふのである。即ちこの説に従へば、原始的部落制度の下に於ては家族は單位であつて、刑事の事件については加害者の家族は加害者の非行について被害者の家族に賠償すべく、殺害に關しては殺人贖金を拂はなければならなかつた。然るにチュートン民族が英國

「殖民するや、地方的結合が血族的結合に代つて地方は警察組織の単位となり、十家族の長を以て「Tythings (十人組)」を組織し、その区域内の秩序の維持とこの成員の犯罪について共同の責任を負ふことになつた。「ハンドレッド」は此等の十人組を結合したものであるといふのである。Hall, Brief Survey of English Constitutional History, p. 27. 尙ほ之については法學博士占部百太郎「英國憲政史」二〇頁参照。

(8) Maidland, Const. Hist., p. 45.

第三項 村 (Township)

當時英國に於て地方行政の單位を爲せるものは村 (Township) であつた。即ち幾つかの村が集つて郡 (Hundred) を爲し、また幾つかの郡が寄つて縣 (Shire) を爲したのであつた。サクソン時代の英國の村が果して獨逸古代の「マルク制度」(Mark System) を輸入したものであるか否かについては、學者の間に議論があるけれども、英國の昔の村が「マルク制度」の多くの特徴を備へて居つたことは疑のない所である。⁽¹⁰⁾ 斯くして Township なる名稱も、一團を爲せる屋敷の周圍に Tun 即ち垣根があつた爲めにかく呼ばるゝに至つたので、垣根の外方には主として共有地であり一部私有地であつた所の土地が横はり、村民は共同して之を耕したのであつた。⁽¹¹⁾ 當時村の制度は極めて民主的であり、自由民は凡てその總會である所の Tun-gemot に集まつて、規則を作り、

裁判を爲し、役人を選び、租税その他の賦課の方法で上級裁判所の命令を執行し、犯罪人の追捕、盜難に罹つた物件の搜索を行つた。村の役人の重なるものは村長 (Gerdan) と十人組長 (Tithing-man) であつて、村長は主として裁判の事を司り、十人組長は治安保持の任に當つた。而して郡の裁判と州の裁判には、村長と四人の選良が村を代表して、之に出席したのであつた。⁽¹²⁾

(9) マルクの制度 (Mark System) と云ふのは、血族を基礎として結合せる自治的集團 (Communitie) が各地方に散在して、共有に屬せる土地を分配耕作する制度をいふのであつて、ヘンリーメーンその他の説によれば、太古の印度の農村社會 (Village Community) の如き制度がチュートン民族のマルク制度として現はれ、それがイギリスの村の起源となつたといふのである。併しスタップス等は之について次の見解を取つて居る。即ち極めて早い時代には村は Mark と呼ばるゝ血族的耕作者の自治的集團 (Community) であつたかも知れない。併し獨逸の殖民者がマルク制度をその儘イギリスに輸入したといふことも、またアングロサクソン時代にその制度が常に地方行政の基礎となつて居つたと云ふことも、それは斷言は出来ない。のみならず獨逸民族がイギリスに移住せる頃には、社會状態が既にマルク制度の時代を過ぎて居つたではないかと思はるゝ點が多い。但しイギリスに共同耕作の制度と村民の利益權に屬する共有地の多く存在したのは、マルク制度の永續的影響を證據立てるものであることは争ふべからざる事實である。併し土地の共有と共同耕作は、社會の政治的單位の基礎を造ることなくして存在し得るのであつて、之あるが爲めに土地の私有を禁じた證據にはならない。要するに當時の共有地は私有地の附屬であつたものゝ如く見ゆる。Stubbs, Const. Hist., i. 89—90. 尙ほマルク制度については、法學博士瀧本誠一著「歐洲經濟史」第一章参照。

(10) Odgers, Local Government, p. 36.

- (11) Odgers, *Ibid.*, Stubbs, p. 97; Maitland, *Const. Hist.* p. 47.
- (12) リヤード・グリーンは當年の村の集會を次の如く記して居る。曰く、村の自由農民は時々會合の丘 (Moot-hill) 若くは神聖なる樹木の周圍に會合して、村の産業を整へ、村の法律を作つた。而して此會合に於て耕地と牧場とは村民の間に適當に分配せられ、田畑と屋敷は甲から乙に渡され、農民と農民との争は長老の定めた村の習慣に依つて決定せられ、非行者は裁判を受け、彼の罰金は同族に向つて課せられた。尙ほ此處では村の先達に隨行して郡の裁判所と戦争に行く人々が選舉せられた。而して英國民がウエストミンスター⁽¹³⁾の國會に會合して、その大帝國の爲めに法律を作り裁判を爲すのを見た時、吾等は當年の村人が村の生活と村の産業を定めるために集まれるこの些々たる會合を顧みて、かの偉大なる河流の源泉を見て感動する如き一種崇敬の念に打たれざるを得ないのであると。J. R. Green, *A Short History of the English People*, ch. 1.

第四項 市 (Burgh)

右述べた如くサクソン時代の地方行政の單位は村であつたが、十世紀の頃に至つて "Burgh" 市なるものが記録に現はれた。而してその中の或るものは餘程古くから存在して居つたらしい。但しその起源については學者の間に意見を異にし一定する所がない。⁽¹⁴⁾ 併し要するに英國の市の多くは、保護を受くるに都合の宜かつた要害及び僧院の周圍、道路の交叉點、河川の徒涉點若くは水陸の交通の便利な場所に發達したものであるらしい。⁽¹⁵⁾ 而して此等の市は村が單に垣根で圍まれ

て居つた代りに、比較的要害の好い場所にあつて、濠と築堤によつて防禦に備へて居つたのである。サクソン時代の市の政治組織は村のそれと大差ないが、大きな市の場合には何れかといへば市の組織は村のそれよりも郡のそれと似寄つて居り、郡の管轄を離れて獨立の裁判權と獨立の課稅權を有して居つた。⁽¹⁶⁾ 市には市會があり、凡ての自由民は毎年三回之に會合したが、この外にも市には週市の際に人民の寄集つた集會があつた。市には市會で選舉された市長 (Gerfa) があつて、倫敦その他の商業市では之を *Port-Gerfa* と云ひ、その他に於ては之を *Tun-Gerfa* と云つて居つた。斯くしてノルマン征服の際英國には五十の市があり、エドワード一世の時には少くとも百五十の市があつたと云はれて居る。⁽¹⁷⁾

(13) 英國の "Burgh" 市の起源殊に英國古代の市とブリチッシュローマの市の跡との關係については學者間に議論が多く、一方に於て例へばスタップスの如きは、サクソン時代の市と羅馬の文明との關係を極めて輕視し、次の如く云つて居る。アングロサクソン時代の *Burgh* は單に村の少しく密集的に組織せられたものに過ぎない。それは多分より防禦に都合の好い地位にあつて、村の粗末な生籬の代りに市は溝と堤を有し、村が垣根で圍まれた耕作者の屋敷であつたの對して、市は王、奉行、貴族などの堡壘を築ける邸宅及び廷であつた。併しアングロサクソンの市と羅馬文明の跡とを結ぶける何等の證據もない、但し獨逸民族は城壁で圍まれた郡、市をば奴隸の防禦、自由の墳墓であるとして、容赦なく之を破壊したにもせよ、彼等は征服が行はれつ、あつた間、平和克復後市民生活の中心となつた此等の要害をば、多分足場として利用したに相違ない。而してその他の市は王や太守の田舎の邸宅、僧正の居住せし僧院の周邊並に自然の狀

態に於て商業に通じた如き場所に發達した云々。Stubbs, p. 90.

然るに之に對してローレンス・ゴムなどは羅馬の影響に重を置き、各種の例證を擧げて羅馬の遺跡から起つた市とイギリスの土地に發生した市との間には重要な特徴に於て相違あることを主張し、盛にスタップスの説を反駁して居るが (Laurence Gomme, *The Village Community*, pp. 208, et seq; *Local Government*, pp. 77, et seq.) ググナイストの如きも略は同一の見解を有し、市の起源は明に丁抹人時代に於ける軍事的防禦の必要に基いたものである。城壘若しくは堅固なる城壁を有する丘陵は盜賊隊の不時の襲撃に對する十分の防禦であつた。之に於てかアルフレッドの如き慧眼なる治者は古の羅馬の "Civitates" "Civitas" の遺跡を利用して之を居城に宛てたのであつて、附近の地主、小作人、陪臣を初め、地主の従者や家僕と一緒に生活せる土地を有しない人々、小さな商人等までも保護を求めんとし皆此處に來住することになり、斯くして身分の異なる大勢の人間が一處に集合するに至つた結果、王から *Comes* と稱する役人を任命して、之に軍事、警察財政の權を與ふることになつた。……而してケムアルの信すべき説に従へば市の形成は五世紀のブリチッシュ、ローマの都市と直接の關係はあつたが、その後に至つて當時存在せる羅馬の遺跡は城壘の目的の爲めに利用せられ、或る場所に於ては古の羅馬の *Civitas* の記念として *City* なる名稱を保つものもあつたと云つて居る。Geoff. *Englische Verfassungs-Geschichte*, pp. 43—44.

(14) 倫敦其他の都市は成るべく海から隔つたしかも海潮の通ずる河邊に發生し、セントエドマンズ、セントオルバンスの如き市は巡禮を吸收せし名高き聖徒の廟にその萌芽を發し、カンタベリー或はノーリッチの如きは大僧正の庇護の下に發達し、その他ハーフオルドの如きは道路の交接點若しくは河の徒渉點に於て發生し、オックスフォードは聖徒の廟の所在地であつたのと、テムス河の徒渉點であり、且つ昔の道路の交接點であつたのと、アングロ人の侵入に對する要脅があつた等の種々の理由が綜合して發生した町であつた。(Marriot, p. 206) ……併し大體に於て英國では民衆の組織を有する

アングロサクソンの市は農業的要素を代表し、莊園の刑事裁判所を有する市は封建的要素を代表し、商人組合を有する市は商業的要素を代表するといふことが出来る。(Marriot, *Ibid.*)

(15) Stubbs, p. 101.

(16) Odgers, p. 70.

第三章 中央集權的自治の時代

第一節 ノルマン征服と封建制度

ノルマン征服後英國の形勢は一變した。英國を統一して強き王權を打建てやうと云ふのがウリアムの目的であつた。之に於てかウリアム征服王は、征服後先づ諸侯の勢力を弱むることに力をを用ひ、征服の際、彼に反對して干戈を動かしたものは、又はその嫌疑あるものゝ領地を悉く沒收した。而してそのうちの大部分を王の直領地 (*demense land*) として保留し、その餘をノルマンの戦功者に分配したが、これを分配するに當つても彼は極めて細心の注意を怠らなかつた。彼は佛蘭西及びノルマンデーに於ける封建制度の大なる弊害は、陪臣が王に叛いても直接の領主に從

ふことにあるのを知悉して居つた。そこで彼は先づこの悪弊を打破するがために、總て國內の地主は王の直臣たると陪臣たるとを問はず、王に對して忠誠を誓はしむるの策を取つた。一〇八六年八月一日彼がソルスベリー・ブレインに有名なる國會を召集したのはこれがためであつた。この國會には英國内に於て土地を所有するものは總て之に參列したのであつて、彼の前に跪座して總ての地主は王の臣下であり、且つ如何なる他の人を敵とするも王に忠誠なるべきことを宣誓したのであつた。

二

しかもウヰリアム征服王の諸侯牽制は獨り之に止らなかつた。彼は軍事上、財政上の必要より土地を基礎とする國の財源を詳細に知るために、土地の價格と土地に附帶する義務とを調査して、彼の有名なる土地臺帳 (Domesday Book) の調整を行ひしのみならず、彼の功臣を封するに當つても、土地を與へる代り必ず一定の軍事上の義務を負擔せしむると共に、その封地は王領と交錯して各地に散在せしめ、何人も一地方に割據して叛旗を翻すに由なからしむる等、諸侯の仰壓について經營慘憺たるものがあつた。しかも彼は非常に冷酷な政治家であり、且つ非凡な努力家であつた爲めに、總ての者は彼の策略と權力に屈服せられて、英國は征服後僅か三十年ばかりの間

に、最も獨裁的な統一的中央集権の國となるに至つた。ノルマン征服王は英國の土地を割いてその功臣を封じたところから、一般に英國に於ける封建制度の輸入者として知られて居るけれども、その實中世紀の英國に歐洲大陸に於けるが如き封建制度の發達を見るに至らなかつたのは、ウヰリアムの如き強き王が封建の發達を防止して統一的國家を建設したためであつて、この點に於いて彼は寧ろ封建の抑壓者であると言ひ得られる。實にマリオット教授の云へる如く、若しもノルマン人征服の結果、英國に佛蘭西の封建制度が輸入せられたとしたならば、アングロサクソン民族の最も特色とした地方制度は、根本から破壊せられて跡形もなくなつて了つたことは想像に難くない。幸にも有力にして甚だ中央集権的なノルマン王朝は、よくサクソン時代から繼承した地方制度と地方官吏を以て、反覆常なき貴族に對抗する最も信頼すべき藩屏としたことは、英國民に取つて極めて好運のことであつた。

三

ノルマン征服王の死後絶えず英國にはノルマン貴族の叛亂はあつたけれども、五十年間同國の政治組織は決して根柢から動搖する所がなかつた。偶、ステヴン・マチルダの時代となつて、英國は一時全く無政府的狀態に陥つたけれども、間もなくヘンリー二世の如き英邁の君主が現はれ

て、鐵腕よく命に抗する貴族僧侶の輩を壓倒した爲めに、再び鞏固なる王權を確立することが出来たのであつた。斯くして彼は中央監督の機關を復活し擴張し、且つ之れを最も意義あるものとなすことによりて、ノルマン時代の政治組織を大成したのである。しかも彼は一面政治の天才たるに加へて、又一面卓越せる法律家であつた爲めに、行政と司法の制度の上に新生命を與ふることが出来た。即ち彼は從來の裁判制度を改めて完全なるものとなすと共に、貴族よりも寧ろ有能な法律家と軍人を州奉行に任命することに依りて、地方に中央の勢力を扶殖し、且つ兵役税 (*the targe*) を課して軍事上の義務を免ずると同時に *knights* と稱する古代の兵制を復活することによりて、完全に兵馬の權を王の支配の下に置いたのであるが、尙屢、大會議を開いて、重要な政務を之に附議することの慣例を設けた爲めに、それが遂に後世に於ける國會の素地を造るに至つた。⁽⁶⁾

(1) *Ang-Sax. Chron.* s. a. 1086; *Gneist, Verwaltung.* vol. i, p. 116.

(2) 中世紀に於ける歐洲大陸の封建制度なるものは、大帝國の自然的崩壊と、力なき王に對する暴舉の結果であつた爲めに、僧俗の有力なる諸侯が、廣大なる領土に蟬踞して如何に專肆橫暴を極めても、王は之を制御するの途がなかつたのである。然るに之に反して、ノルマン征服王の場合は、サキソンの貴族の多くは、戰敗の結果叩き潰されて了つたのみならず、新に封ぜられた諸侯も、全く王の意思によつて、封邑を當てがはれたものであつて見れば、内心不平があつても、そう勝手な振舞をすることが出来なかつたと共に、ウキリアムの率ゐたノルマン諸侯なるものは、バックルの言へ

るが如く、王によつて敵意を有する人民の間に配置せられたものであつた爲めに、彼等自身の安全さへ保證せらるれば、如何なる領地を如何なる條件で王から與へられても、喜んで之を受けなければならぬ状態にあつたのである。そこで炯眼なるウキリアムは、自然此等の事情を巧に利用し、王に便宜な條件の下に於てのみ彼等を封じたのであるが、彼が苦もなく多くの新諸侯の權力を掣肘し得たのは、全く之れが爲めであつた。その結果英國に於ては最も有力な貴族と雖も、法律——少くとも王の命に服せざるを得なかつた。Boutny, *English Constitution*, pp. 4—5; Buckle, *History of Civilization in England*, vol. ii, ch. ii.

(3) 佛蘭西の封建貴族の勢力は英國のそれに比して實に絶大なものであつた。佛蘭西の大貴族連は賜與によつてよりは、寧ろ既得權によつてその領地を得たのである。従つて彼等の權利には古來の經歷と云ふものが附いて居つた。それに加へて王室の權力が漸次微弱となつて來た爲めに、佛蘭西の貴族等は獨立君主の有する總ての權能を彼等自身の領域内に揮ふことが出来た。彼等がフキップ・オーガスタスの下に最初の強き阻止を受けたときすら、その治世中に於ても將たその後長い間に亘つても、英國では全く見られなかつたほどの權力を保持して居つたのである。之を示す實例を擧ぐれば、通貨を鑄造する權利は、常に王の特權と看做されてゐたので、英國では最強の貴族にすらも之を許したことはなかつたのである。然るに佛蘭西に於ては、この權利が、王室と全く獨立した多數の貴族によつて行使せられ、十六世紀に至つて初めて之が禁遏を見たのである。Buckle, *Ibid.*

(4) 尙ほメートランド教授は之について詳細な説明を試みて居るが、その要點を指摘すれば次の如くである。(一)ウキリアムは獨り王領の借地人のみならず、それが何人の家臣であるを問はずその土地の所有者をして彼に忠誠を誓はしめた。而して彼等地主は凡て他の人、彼等の領主に背いても彼に忠實であらねばならなかつた。(二)英國の法律は如何なる人も領主の爲めに闘ふべく拘束せられることを認めてない。軍事上の義務を有する陪臣は彼の保有地の爲め、王の爲

めに關ふべく拘束せられて居つた。(三)英國では封建的借地によりて軍事上の義務を有するものは勿論、借地によりて拘束せられぬものと雖も、王の爲めの従軍の義務を免るゝことはなかつた。(四)英國では租税は封建化せられなかつた。斯くして王は國民に課税し、陪臣に課税し、諸侯に構はず直接に人民の多數に對して、その土地と動産に課税したほど強力であつた。(五)英國に於ては裁判は決して完全に封建化しなかつた。斯くして昔の地方の法廷はその儘存在し、封建諸侯の裁判所の管轄は著しく制限せられ、王の許可あるもの、外、彼等は刑事事件を取扱ふことが出来なかつた。(六)王政廳 (Curia Regis) は嘗て封建的形態を取らなかつた。土地の直接拜領者は極めて多種多數であつて、如何なる人を召集し、又如何なる人の忠言を聞くかは、全く王の権限内にあつた。右やうの次第で十、十一及び、十二世紀の間、佛蘭西に於て完全に實現した理想的の封建制度なるものは、英國には嘗て實現せられなかつた。Maitland, op. cit. pp. 161—164.

(5) Marriot, op. cit. p. 248.

(6) Stubbs, Const. Hist. i. pp. 647—649.

第二節 ノルマン王朝と中央集権

ノルマン・アンゼウ・ン朝に至つて王權の著しく伸張したことは上述の如くであるが、それにも拘らず英國に於ては大陸のその如く、無限に王權の強大となることを許さなかつた。それは

何故であつたかと云ふに、英國では昔から慣習的に、王權に對する大なる制限が行はれて居つたからである。即ちそれは次の如くであつた。無論英國でも王は一國の主權者であつて、その位は不可侵であり、且つ彼は一國行政の首長に兼ねて陸海軍の統率者であり、裁判、恩赦、榮典の本源であつたのみならず、國會の召集、解散、貴族の任免、僧職の授與より、貨幣の鑄造、度量衡の制定、市場、碇泊所の設置に至るまで、一として王の大權に屬せざるものはなかつた。加ふるに彼は廣大なる領地と莫大なる世襲的收入を有し、且つ封建諸侯の最上位に在る關係よりして、容易に彼に逆ふものを抑壓し、彼に従ふものを庇護することが出来たのであつた。併しながら英國の王は遠い昔からその權力の行使について、二つの大なる憲法的制限を受けて居つた。即ちその一は王は議會の協賛なしに立法し得ざることである。

前にも述べた如く、アングロサクソン時代の慣習によると、王が國政を親裁するに當つて、之を當時の國會即ち賢人會に諮らねばならなかつた。固より王は賢人會の意見に拘束せられた譯ではなかつたが、國の重要事務について賢人會の助言を求むることが、先王からの遺風であり且つ犯すべからざる慣習であると認められて居つた。そこでノルマン征服王は、その従兄エドワード懺悔王の指名に依ると稱して英國の王位を要求し、劍を以て英國を征服したのであるが、矢張り國

會の承認の形式によつて王位に即いたのであつた。而してウァリアム征服王にしる、又ヘンリー二世にしる、專制の君主として随分專斷の政治を行つたのであるが、それにも拘らず立憲的方式を用ゐて、露骨な專制主義の隠蔽に努めたのは、人心の收攬上古代からの遺風を尊重せざるを得なかつた爲めであつて、ウァリアム征服王が人民に對して「懺悔王の治下に享有せし特權を保持せしめ、相續法に對して相當の尊敬を拂ひ、且つ損害にして彼等を保護すべきこと」を約束したる如き、⁽³⁾又ヘンリー一世二世が、人民に對してエドワード懺悔王の法律慣習を恪守して易らざるべきことの確證を與へたる如きは、その最も著しい證據である。斯くして英國に於ては、實にハラムの云へる如く、王の大會議の忠言と同意なくして制定せられた法律は一としてあることなく、エドワード二世の十五年（一三二二年）には、王及その後繼者、王國、人民に關する事柄を規定するに當つては、王、僧正、貴族、人民の一致によつて、國會に於て論ぜられ、一致せられ、而して規定せられねばならぬことの原則が、公に定められたのであつた。⁽⁴⁾

二

英國の王權に對する第二の制限は、王は議會の承認なくして課税し得ざることであつて、これは實に古代からしての英國の根本法であり、遂に王ジョンの太憲章中に明記せらるゝに至つたの

であつた。後に至つてエドワード一世はこの根本法を犯すべく試みたのであつたが、彼は才能あり權力あり且つ最も人望ある君主であつたにも拘らず、それには非常に強い反對が起り、遂に彼及び彼の後繼者は國會の一致と好意なくして如何なる課税をも爲さざるべきことを公約するの已むを得ざるに至つたのである。次いでエドワード三世もこの公約を無視せんと試みたが、これ亦強き反對に遇つて果さず、僅に強制的寄附と強制的借入金の方法によつて必要の資金を得たのであつた。以て如何に英國ではこの憲法上の大原則が一般に犯すべからざるものと認められて居つたかを知るに足るであらう。⁽⁵⁾

三

次に英國に於て王の權力が大陸のそれの如く強大とならなかつた尙ほ一つの原因は、常備軍のなかつたことである。ノルマン征服後英國では、王から土地を保有するものは、何人もその臣下を引率して戦に赴くの義務を有して居つた。然るにその後農業が發達して耕作に多くの人を要するに及むで、佛蘭西若くはノルマンデーの遠征の爲めに、多數の壯丁を海外に送り、之れが爲めに農事を閑却することは國家の重事となつた。それ故にヘンリー二世は、彼の治世の初、英國古代の慣習を復活して、王に従つて戰場に赴くことの出來ない貴族に、その保有する土地の大きに

應じて一定の罰金を課した。之れが即ち兵役免除税 (Doutage) である。ヘンリー二世を初め英國の諸王は、此の兵役免除税の方法によつて、英國民を兵役より免れしむるとともに、その金によつて傭兵を募集して、外國との戦争に當つたのであつた。而してこの方法によつて彼等は著しく貴族の武力を減じ得たのであつたが、さりとて彼等は之によつて無限に王權を伸張することが出来なかつた。何故なればそれは長く傭兵を養ふには巨額の金を要したので、必要が終ると直ぐこれを解除したからである。英國が常備軍の危険を免れ得たのは全くこれが爲めであつた。次いで一一八一年ヘンリー二世は「武器の勅令」(Assize of Arms) を發して、國民軍の組織を行ひ、凡ての自由民は毎年一度巡回判事の面前に於て、階級に應じて携帯すべく定められた所の武器の檢閲を受くるとともに、一朝事ある時には、騎士、中農、市民、工匠は、各自所定の武装を爲して急に赴かねばならぬことにした。併し之れも要するに國內に於ける平和の維持に備へたのに止まり、王の武力を増すに至らなかつた。その後エドワード一世及びチャールス一世、二世等は、しばしば強制徴兵の制度を設けんとしたが、常に議會の強き反對に遇つて果さなかつた。その後スチュアート朝の内亂の際、初めて英國に常備軍を置くことになり、一六五三年の憲法は執政官クロンウェルに三萬の軍隊を備へることを認めたが、王政復古と共に之れも直に解除せらるゝに至

つた。之を要するに武力の前には憲法も自由もないのであるが、英國の國會が王に對して財政上の大なる監督權を有する所から、必要以上の兵力を貯ふことを許さなかつた結果、遂に歐洲大陸に於けるが如き武斷政治の出現を見るに至らなかつたのは幸運であつた。

四

併し之と同時に英國に於て王が他國の如く強い權力を揮ふことの出来なかつた最も大なる原因は、貴族と庶民との同盟の力であつた。即ち前にも述べし如く、英國の貴族は大陸の貴族に比して微力であつて、單獨では到底王の敵ではなかつた。そこで彼等は王の暴虐に反對して起つた場合には、自衛上彼等自身相互に結束すると共に、庶民と同盟すべく餘儀なくせられたのであつた。しかも英國に於ては貴族と庶民の同盟は他國に比して極めて都合のよいものがあつた。即ち佛蘭西を初め大陸諸國に於ては、貴族と平民との間に超ゆることの出来ない姓階的溝渠があつて、互に相隔つて居つたのであるが、英國の事情は全く之に反して居つた。

英國で庶民と云ふのは、僧侶及び貴族の特殊階級の何れにも含まれない階級を云ふのであつて、騎士、中農、市民は即ちそれであつた。然るに英國には古から強き世襲的貴族があつたが、彼等は大陸の貴族の如く傲慢でもなくまた排他的でもなかつた。彼等は忌まはしき姓階的性質の

何物をも有しなかつた。彼等は一方絶えず人民から同僚を取入るゝと共に、他方に於ては人民と混ざるべく彼等の同僚を下に送りつゝあつた。かくして英國の如何なる紳士も貴族となり得たと共に、貴族の子弟は單に紳士たるに過ぎなかつた。加之、貴族の孫は多く新に設けられたところの騎士となつたのであるが、騎士の位階は勤勉と節約によつて良き身分となり、又戦時勇敢なる働によりて注目を惹けるところの何人によつても達し得らるゝものであつた。従つて公爵の娘が有名なる庶民と結婚することは、少しも不名譽と考へられて居らなかつた。かくしてサー・ジョン・ハワードはノーフォーク侯トーマス・モーブレイの娘と結婚し、サー・リチャード・ボールはクラレンス公の娘と結婚した。英國に於ては善き血統は非常に尊敬せられたが、善き血統と貴族の特権との間には何等の關係がなかつた。それ故に他の國に於て *patrician* から *plebian* を區別せる如き關係は英國には全く存せず、中農等が彼等の子弟の位階を得られぬのを嘆ずることもなく、また貴族がその子孫の降つて行かねばならぬ平民の地位を蔑視することもなかつた。かくして英國の國會には、商業都市より選出された身分なき商人等は、他國にては貴族若しくは領主と呼ばれて、自己の裁判所と家の紋所を有し、何々何代の子孫として誇る所の人々と椅子を駢べて列した。而して庶民等の或るものは貴族の子孫若しくは兄弟であり、またその中には王家の血統を誇り得るものもあつた。而して殊にベットフォード伯爵の長子が下院に列して以來、之に倣ふものが續出した。斯くして英國のアリストクラシーは早い時から最もデモクラチックであり。そのデモクラシーは世界に於て最もアリストクラチックであつた。而してこの特徴は現今まで續き、多くの重要な政治的・道德的結果を生ずるに至つた。

五

之と同時に當時英國に於ける市民の勢力は侮るべからざるものとなつた。ノルマン征服の結果として、サクソン時代の地主と自由民の多くは、土地を奪はれて放逐せられたが、彼等は商人として職工として都市に於て繁榮した。次いで外國の征服者が英國を歐洲大陸諸國と密接の關係に持ち來した結果として、英國の商業は遠隔の地に擴がり、港と船舶が大に獎勵せらるゝに及むで、英國の市民は著しく富み且つ榮えることとなり、茲に有力なる社會の新階級を發生せしむるに至つた。而して一方野心あり貪慾で不運な貴族等は機を見て叛亂を起すべく常に準備しつゝあつた。そこで王は貴族の叛亂に備へるためには教會と庶民即ち人民の援に訴へざるを得なかつた。斯くして貴族の叛亂毎に人民の同盟の價値は普ねく認めらるゝこととなり、人民の壓制者である所の貴族等が叛亂によつて絶滅せられつゝあつた間に、人民の力は絶えず増加し來つた。しかも英

國の人民は尙ほサクソン人であつた。彼等はノルマン人によつて征服せられたけれども、以前ブリトン人がサクソン人によつて征服せられた時の如く跡形もなく根絶せられることはなかつた。而して英語は尙ほ人民の普通語であつて、ノルマン人の血はサクソン生活の廣い流と混同しつゝあつた。かくして繼續的の國民性は保存せられると共に、外國の要素を同化するに至つた。そこで外國との戦争や相續争若くは血腥い内亂によつて弱らせられた困難の場合には、王も貴族も順番に人民に向つて味方を求めざるを得なかつた。ウリアム・ルーファスが武裝せる貴族によつて威嚇せられた時に、人民に善き法と善き裁判を約束したのも之れがためであり、ヘンリー一世が前記自由の憲章を人民に約束したのも全く之れが爲に外ならなかつた。⁽⁹⁾

六

その結果英國に於ては、王權の發達が同國に於ける民主主義の最後の勝利に向つて途を開くに至つたことは、一の奇蹟であると云はなければならぬ。英國に於て代議政體の發達したのは、他の國に比して人民が自由であつた爲めでなく、寧ろ王權が非常に強く、動もすれば古來からの慣習である所の法を犯す處があつたので、之に反抗するためであつた。英國には佛蘭西の如く獨力王に對抗するに足るほどの有力な貴族がなかつたので、王の權力を制限する爲めには、貴族と地

主は共同動作を取り、之れが機關として國會を利用せざるを得なかつたと共に、必要の場合には人民の力を藉らなければならなかつた。斯くして英國の國會は早くから代表的となつたのであるが、この意味に於て英國の民主主義なるものは王權發達の副産物であると云ひ得らる。彼ボラード教授が、若しも貴族の權力の制限が英國憲法の發達の第一次的條件であつたとすれば、王の權力の拘束がその第二次的條件であつたと云つたのは眞である。⁽¹⁰⁾

七

而して之を最もよく事實の上に證據立てたのは大憲章(Magna Carta)の強奪であつた。ノルマン・アンゼヴェン朝に於ては、専制政府の權力が強大に過ぐる結果として、國民の間に自然反抗的精神を勃興せしむるを免れなかつたが、ウリアム一世やヘンリー二世の如き強くして賢明な王が位に在る間は、たとへ政治に無理があつても、その統制宜しきを得た爲めに幸にして事なきを得たけれども、愚昧なリチャード一世に次いで、暴戾なジョンの如き王が出でて、非行と誅求を肆にするに至つては、多年の不平が爆發して立憲の一大勢力を形成するに至るのは必然の數であつた。斯くしてジョン王は羅馬法皇と隙を生じて非常な屈辱を被り、佛蘭西に兵を出して見苦しき敗北を重ねながら、依然として從來の虐政を改めざるに及び國民の憤怒はその極に達した。

そこで彼等はカンタベリー大僧正ラングトンの下に兵を擧げて王に迫り、一二一五年六月十五日ランニーメードの島に於て、六十三箇條より成れる要求を王につきつけて署名せしめたのであるが、これが即ち英國憲法の根原となる有名な大憲章であつた。尤もこの大憲章たるやヘンリー一世の自由憲章を基礎としてサキソン時代以來の舊慣を確定したもので、其條項の多くは僧侶貴族の利害に關するものであるが、併しそれにも拘らずこの大憲章は、之と同時に爾後七百年に亘りて英國民の權利と自由に不可侵の保障を與へられたのであつて、如何なる國民の歴史にも、政治上之ほど重要な大典はあることなく、僧正スタッフスが、英國の憲法史なるものは觀じれば、この大憲章の一つの長い註釋に外ならぬと云つたのは、必ずしも誇大の言であるといへない。⁽¹⁾

- (1) Macaulay, Hist. Engl. i. pp. 24—25.
- (2) Stubbs, Sel. Chart. pp. 82—83.
- (3) Stubbs, Const. Hist. p. 330, p. 487.
- (4) Hallam, Const. Hist. Engl. ch. i. § 3.
- (5) Macaulay, Ibid., pp. 25—26.
- (6) Matland, Const. Hist. Engl. pp. 275—277; Taswell-Langmead, Engl. Const. Hist. pp. 644—645.
- (7) 英國の貴族は箇々では、王の獨裁的權力の行使に對抗が出来なかつた。そこで彼等は彼等自身と人民の爲めに共同の權利と保證を得ることに努め、斯くして身體財産の法律上の保護について、對等の立場に於て憲法を打建てることに成

功した。斯る理由によりて數世紀の間専制君主の專斷的支配と過重の負擔に苦むた英國の貴族等は、以上の方法に於いて、共同に働くことを彼等の義務と考へるに至つた。Gneist, Das Englische Parlament, pp. 101—102.

- (8) Macaulay, Ibid., pp. 32—34.
- (9) Chisholme, Parliament. (Encyclopaedia Britannica 11th ed.)
- (10) Pollard, Hist. Engl. p. 52.
- (11) Stubbs, Const. Hist., i. pp. 568, sqq; Hallam Middle Ages, ch. viii, part. ii. § 10, § 11; Gneist, Engl. Verfass. Gesch. 240. sqq.

第三節 ノルマン時代の地方行政

第一項 征服と地方改革

ノルマン・アンゼヴァン朝に於ける政治の中央機關は、初めの頃は國民會議 (Commune Concilium) であつて、サキソン時代の國會の再現したものであつた。而してそれはウァリアム征服王とウァリアム・ルーファスの頃には毎年三回 (耶蘇復活祭、聖靈降臨祭、クリスマス) 朝廷に催された極めて莊嚴な儀式であり、又大會議であつて、この會議には王の借地人にして軍事的義務を負へる

ものは總てこれに出席して、法律の制定、新税の賦課等重要の國務を議するのであつた。然るにその後封建制度が漸次勢力を占むるに従つて、この國民會議は往時の「賢人の會議」(the Assembly of the Wise Men)たるの性質を失ふて、王の封建的臣下の會合である所の「王の政廳」(Curia Regis)となつたのである。而して當時の「王の政廳」なるものは、王の顧問府であると同時に全國最高の裁判所であつて、王はこの政廳の評定と協賛によつて立法、司法、行政の三大權を行つたのであつた。然るにその後この顧問府の議員にして司法の事務を掌れるものは、これから分離してその職權を行ふことになつた爲めに、後にはこれの方が却つて Curia Regis の名を以て知らるゝこととなり、次いで又この顧問府の議員中主として財政の事務を取扱つて居つたものは、顧問府から獨立して大藏省 (Exchequer) を組織するに至つた。斯くして英國の地方自治の制度の上に重大の影響を及ぼした巡回判事はこの「王の政廳」から派遣せられたものであり、又當時英國の地方行政の上に最も重大なる勢力を有して居つた州奉行の來つて、州の收入を納付し併せて地方の事情を報告したものは、この「王の政廳」であつた。

二

以上はノルマン・アンゼヴヰン朝時代に於ける英國中央政治の變遷の大體であるが、次に當時に

於ける同國の地方政治について考察することとする。當時はサクソン時代の割據的¹⁾地方自治から中央集権的自治に移つた時代であるが、ウヰリアム征服王初めノルマン・アンゼヴヰン朝の諸王はサクソン時代の地方區劃であり地方團體である所の Shire, Hundred, Township に對して改革を試みることはなかつた。恐らく此等の古くから強く根を張つた地方制度を改革することは、困難であると云ふよりも寧ろ不可能であり、且つ非常に不利益であつたからであらう。即ちレドリックの言つて居る如く、ウヰリアム征服王の時から強き英國の王は、第一に政治的封建制度の確立を妨げることに、第二に中央であらうが地方であらうが、國の全權を自分等の手に集中することに全力を注いだのであつた。然るに彼等は第一の企には成功したけれども、第二の試には何れも失敗した。それは何故かと云ふに、一つは征服者の力は既存の法律的政治的組織の基礎を破壊すべく弱かつたのと、一つはノルマン・アンゼヴヰン朝の諸王はこの基礎を保存し且つこれを築き上げることに依つてのみ、英國に於ける封建制度の發達を防遏し得たからであつた。即ち英國の自治制度の特徴は、司法及び行政の單位として古い地方團體を保持したことであり、且つ此等團體の行政機關と行政事務に自由民を參與せしめた所に存するのである。²⁾

三

斯くして州はノルマン征服後に於ても昔の儘に存して居つた。唯英國の Shire に相當する佛蘭西の地方區劃は County であつた所から、ノルマン征服王は Shire の名を改めて County と爲したのみであつた。たゞ茲に注意すべきことは、ノルマン・アンゼヴン朝の諸王が諸侯の監視に州奉行を利用した結果、この時代に於て著しく彼等の勢力を増加したことである。前にも述べた如くサクソン時代には州に太守 (Ealdor-man) があり、州會に於て舊王家を代表したのであるが、ノルマン朝となつて Shire が County となると共に、太守の職名も Comes と改められた。而してサクソン時代に、或る州に於ては此等の太守が相當大なる勢力を有し、州の裁判収入の三分の一を收得して居つたのであるが、ノルマンの諸王は太守の如き封建的家柄のものに、州の行政權と裁判權を與ふることの危険を知つて居つた所から、成るべく太守よりも州奉行をして州を治めしむる方針を取つたのであつた。之れがために太守の勢力は次第に衰へ、ノルマン時代の太守なるものは、當時の地方長官若くは地方探題ではなくして、州内に廣大の土地を有する貴族の爵位の如き性質のものとなつた。⁽³⁾

(1) Stubbs, *Ibid.*, 408. seq; Gneist, *Verwalt.* i. pp. 232, 241—243; Gneist, *Engl. Parl.*, pp. 65—64.

(2) Redlich & Hirst, *op. cit.* vol. ii. pp. 396—397.

(3) サクソン時代から州は英國に於ける地方の最大區劃であつたが、州の多數は太守によつて治められて居なかつた。即ち中世に於て州の数は三十六になつたが、太守の数は最高十二に過ぎなかつた。即ち州の三分の二は直接王の支配の下にあつたのであるが、太守の治めた州に對しても王はその裁判収入の三分の一を與へたのみで、あと三分の二は州奉行をして之を徴收せしめた。それであるから英國に於ては大陸諸國に見る如く、太守の下に封建的自治と封建的領地の發達を助くることなく、よく各州をして議會との連絡を保たしむることが出来た。換言すれば中世に於ける英國の地方の大部分は州化 "Shired" されたのであつて、この地方の州化は英國の統一に對して大なる力があつたのである。Pollard, *op. cit.* p. 138.

第二項 州奉行 (Sheriff)

然るに之に反して州奉行はサクソン時代に於て遙に太守の下位にあつたのであるが、ノルマン征服後に至つて次第に州の實權を握り、地方に於ける一大勢力となるに至つた。州奉行 (Sheriff or Scir-gerela) の起源は明でない。併し初より王によつて任命せられ州に於て王の權力を代表した王の官吏であつた如く見ゆる。而して初めは單に王の收稅官に過ぎなかつたが、王の權力の増加するに従つて次第に勢力を加へ、エドガーが十人組の警察制度 (Frankpledge) を組織するに當つて郡内警察の巡察使となり、更にノルマン王朝の時代となつて Sheriff の職名は Vice-Comes と改まつた。併し之れがために州奉行は太守 (Comes) から權限を得若くは太守に隸屬するものゝ

如く解するは誤である。ノルマン時代の州奉行は飽まで純然たる王の官吏であつて、諸侯に對する目付役として働いたのであつた。之と同時に州奉行はノルマンの征服に際して王領に歸した廣大なる土地の管理者となつたのと、年二度その管内に於ける凡ての収入と情報を齎らして中央政府に報告の役目を勤むることになつたので次第に重要な度を加へ、更にサクソン時代の太守が勢力を失墜するに當つて州の兵制を掌ることとなり、地方の刑事裁判が王の裁判所に移るに及むでその判事となり、斯くして十二世紀の半頃に於ては州奉行の勢力はその絶頂に達し、英國の地方行政について極めて重要な地位を占むるに至つた。尤も州奉行の勢力は一一七〇年ヘンリー二世が『州奉行審問會』“Inquest of Sheriff”を設けて、全國州奉行の失政を調査せしめて以來、漸次降坂となつたが、それにも拘らず州奉行たるものは事實當時に於ける地方の副王であつて、州の事務は財政、軍事、司法、警察、行政——一としてその權内に屬しないものはなく、之と同時に彼は常に州會の議長であつた。但し歐洲の中世に於ては、大體の官職は世襲となるの傾向を帯びて居つたが、英國ではノルマン古代の諸王が單に彼等を一個の官吏として取扱ふことに成功した爲めに、極めて稀なる場合を除いては州奉行の世襲を見ることなく、又それが餘りに強大となる前に漸次その權力を奪つたから、よく中世の英國を地方獨立の状態から救ふことが出來たのであつた。

た。

(1) Stubbs, i, pp. 126—128; Jenks, English Local Government, pp. 247—249; Maitland, p. 41; Gneiss, Englische Communalverfassung, Berlin, 1806, pp. 25—31.

(2) 尚ほボールド教授は之について次の如く云つて居る。之と同時に英國の州會の事務は、中央政府の事務であつた爲めに、自然それが又普通法と議會を發達せしむる手段となつた。斯くして王の裁判官が出席して「王の政廳」の裁判を行つたのは州會であり、法律實施の任に當つたのは州奉行であつた。斯くして州選出代議士の選舉せられたのは州會であり、たとへ市民の代表議員者は、都市と都市選舉區に於て選舉せられたとしても、實際の選舉は州奉行と共同に作製した證明書によつて州會に於て行はれたのであつた。斯くして州奉行は中央政府の代官として、中央政府から發する議員の召喚状を受取り、且つ之を中央政府に送還したのであつた。當時ウェストミンスターに來る代議士は、地方選舉民から送られたのではなくして、王から呼ばれたのであつた。彼等は地方選舉民が彼等に告げし必要な委任を果す爲めに、代理人として議會に出席したのではなくして、王の要求に應ずべく地方の同僚によりて選ばれた氣の進まぬ不幸な人として之に出席したのであつた。議會はその初に於て總ての權力は人民から發生すると云ふ理論とは關係なく、寧ろ人民の保有する土地は直接間接王のものである。従つて王の召喚に應じその命令に従ふのが當然の義務であると信じたのであつた。斯くして英國民は各州から毎年一度若くはそれ以上主としてウェストミンスターに召喚せられたのであるが、斯く各階級の人が一緒に集つて共同の目的について共同に評議したことは、地方民を接觸融和せしめて國民的統一を促がすと共に、政治に對する自覺と輿論を喚起して、著しく議會と地方自治の發達を援けたことは云ふまでもない。

Pollard, p. 130.

第四節 州 (County)

之と同時にノルマン諸王は昔の州と州會の組織に手を觸れなかつた。唯征服後サクソン時代の「シャイアムート」(Shire-moot) は名を變へて「カウンチーコート」(County Court) となつたのみで、ノルマン征服王は之を破壊しなかつたのみか、寧ろ之を利用して封建諸侯を掣肘するの具に供せんとしたのであつた。尤も當時封建社會の餘勢を受けて、州會は漸次民主的性質を失ひ、遂には土地所有者の集會たるの觀を呈するに至つたけれども、併し州會に於て行はれた裁判なども他國の封建裁判と異り、この裁判に於ては王の直接土地拜領者も彼等の家臣も、領主も借地人も、對等の關係、平等の地位に立ちて裁判を爲し裁判を受くるのであつた。斯くして州會はノルマン王朝時代に於て司法上行政上の重要な機關であつた。僧正スタッフスは十三世紀當時の州會について次の如く云つて居る。州會の大會即ち國王の巡回判事の出席する州會には、大僧正、僧正、僧院長、僧院副長、太守、貴族、騎士、自由民、各邑からの邑長と四人の代表者及び各市から十二名の市民が出席した。斯くして當時の州會は尙ほ人民の總會たる Folk Moot であつた。而して

この地方議會には凡ての社會的要素が出席し、且つこの政治組織の總ての成員は後に三つの階級が國會に於て享有せると同じく十分なる代表權を有して居つた。通常州會は毎月一回開かれたが之には唯特別の職務を有する人のみが出席した。而して特別事件の爲めに州會の大會を開く爲めには特別の召集狀が發せられた。州會に於ては州奉行主宰の下に州の凡ての事務即ち軍事、司法、財政、警察事務の詳細及び州の一般行政に關する問題を取扱つた。⁽³⁾

二

斯くしてノルマン征服後長い間州會は州の總ての人の通常裁判所として存續して居つた。尤も領主裁判所の發達は或る範圍まで州會の權限に屬する事件を奪つた。併し他の一方に王は領主裁判の發達を妨ぐるべく州會を利用したのであつた。即ち訴訟人が王に對して、領主裁判所に於て適當の救済が得られなかつたことの請願を爲した場合に、王は州奉行に命じてその事件を州裁判所に移さしめたのであつた。併しそれにも拘らず州會は其後漸次裁判所としての價值を失ふことになつた。それは領主裁判所との競争の結果ではなく、主として總ての訴訟人に對して門戸を開放せる王の裁判所の發達によつたものであつた。

英國ではノルマン征服以來司法權の中央集中が行はれつゝあつたが、エドワード一世の終頃

には、王の裁判所は事實凡ての重要な事件の第一審裁判所たるに至つた。尤も州裁判所は理論上土地若くは土地の権利に關係せぬことについては四十志までの訴訟を取扱ひ、又領主裁判に對して不服のものについては、土地に關する訴訟をも受理するの權能を有して居つたのであるが、訴訟人はいろいろの方法で彼等の事件を王の裁判所に持出すことになつた爲めに、州會は著しく裁判所としての重要性を失ふことになつた。⁽³⁾

三

併し州會はかく裁判所としての重要な權能を失つた故を以て州會の存在をあやぶむのは大なる誤である。何となれば州會はこの時以後英國に於ける政治的組織の眞の基礎となり、普通法と議會を發達せしむる上に重要な任務を爲すに至つたからである。斯くして十三世紀の半に至つて王が國會を召集したときに、之に參列した各地の代表者は漫然たる人民の代表者ではなくして、州會の代表者であつたのである。即ち一二一三年に王ジョンは財政上及び政治上の必要に迫られて、各州の州奉行に宛たる召集狀によりて、王領の各村から村長及び四人の總代と及び各州より四人の思慮ある騎士をセントアルバンスに召集して國王と共に國事を議せしむべく國會に參列せしめた。之れが即ち英國の中央議會に國民の代表者が出席した初めである。ところで英國では昔

から四人の總代と村長が村を代表して州裁判に出席するのが例になつて居つたから、王ジョンが國民の代表者を召集するに當つても何等の準備も要しなかつたのである。従つて地方代表制から中央代表制への過渡は極めて容易であつた。その後英國では王が金錢の必要ある場合に、此等州會の代表者を議會に送らしめて之と交渉を遂げた爲めに、州會の代表者は遂に國政上に於ける一大勢力となり、州會をして非常に重きを爲すに至らしめた。即ち州會は裁判の上に失つたところを、自分等の代表者を直接國政に參與せしめることによりて政治の上に挽回したのであつた。⁽⁴⁾

(1) Maitland, p. 42.

(2) Stubbs, Const. Hist. ii, 205.

(3) Maitland, Ibid.

(4) Maitland, p. 43; Marriot, p. 174.

第五節 郡 (Hundred)

一

ノルマン征服後郡會も亦破壊せらるゝことなく存続した。而して郡内の自由土地保有者は裁判官として之に出廷して居つた。併し十二世紀から十三世紀と進むに従ひ、王の裁判所に裁判を集

中せる結果として、郡會は州會同様漸次事件を失つたのに加へて、郡に關しては征服前に於ても郡の裁判所は私人の手に移つたものが多かつた。それは昔から英國には總ての裁判は王のものであると考られて居つたので、王は自由に裁判所を開くの權利を賣つたからであつた。而してそれは大きな地主に取つて非常に有利であつた。何となれば地主は裁判所を有することに依つて借地人を制御することが出來たのと、且つは裁判上の罰金及び沒收よりして少なからざる収入が得られたからである。それであるから十三世紀には郡裁判所の大部分は地方豪族の手に落ちた如く見ゆる。茲に於て一二七八年エドワード一世は私人の手に歸した裁判所を回收せんとして、如何なる權限と如何なる資格に於て地主等は裁判所を私有するに至りしかに對して嚴密なる査問を開始し、且つ成文の證書若くは長い間の時効によるものゝ外、私人に對して通常の領主裁判所以上の裁判所を保持することを許さぬことの理由の下に、多くの裁判所を王の管轄に移すことに成功した(この時代には封建思想の影響の下に州並に郡の裁判所と相並んで村には領主裁判所が存在して居つた)。而して郡の裁判所が私人の手に歸した時でも、王の官吏である所の州奉行は一般に年二回刑事事件に關して、之を開廷するの權利を有して居つたのであるが、郡の裁判所が私人の手に歸した場合には之をCourt Leetと呼むたのであつた。而して此等の裁判所に於ては輕微なる刑

事事件を取扱ふことを許されたのであつた。之を要するに領主裁判所なるものは、借地の結果として起つたものであるが、Court Leetは實際にしる又假定的にしる王の特許にその起源を有するものであるといひ得られる。⁽¹⁾

二

郡は一般行政の上に重要な單位であつた。殊にヘンリー二世が陪審制度を採用するに及んで、それが一層重要なものとなつた。各郡は十二名の陪審官によつて罪人を差出すべき義務を有して居つた。郡は早き時代から警察組織の責任ある單位として犯罪者を追跡するべき義務を有して居つた。尙ほノルマン征服王の法律の下に、若し人が殺害せられて加害者が判らなかつた場合に、加害者が英吉利人であることが證明せられなかつたならば、郡は罰金に處せられねばならなかつた。エドワード一世の時に郡は郡内の人々に罪人の追跡及び敵の撃退の爲めに適當の武裝を有するか否かを見るために警察組織の下に置かれたのであつた。早い時代郡には選舉による郡守(Hundred-wardor)があつたやうだが、ノルマン征服前それが消滅してしまひ、後には州奉行は各郡の爲めに郡奉行(Sheriff or Bailiff)を任命することになつた。而して郡奉行は裁判所が私の有でない限り裁判所を主宰し、租税、罰金の徴收、沒收その他凡て王の事務を司つた。⁽²⁾

(1) *Maitland*, pp. 45-46.(2) *Ibid.*, p. 46.

第六節 村 (Township)

第一項 村と莊園

ノルマンの征服は直接村に影響するところがなかつた。併しその時頃からして村は次第に領主の莊園となり、十四世紀頃となつては大抵は殆んど全く昔の獨立と自治を失つて了つた。莊園 (Manor, manorium) は初め領主の邸宅を意味したのであつたが、次にはその周圍の領地を意味することに、遂に領主裁判所の存在を意味することになつた。斯くして十一世紀以後英國は大都市を除くの外、殆んど全部莊園に分たれ、莊園には一人の領主があつて、その區域内の人民の上に或る重要な權利を有して居つた。而して或る時には一つの村が二つの莊園に分たれたこともあり、又時には村の幾部分が合して一つの莊園を爲したこともあつたけれども、莊園が一村から成るのは通常であつた。莊園には領主の直領地があつて、賤奴によつて耕作せられて居つた外に

も、自由民の借地人によつて保有せられたる永代借地があり、借地人は之れが代償として、或るものは軍事上の義務を負ひ、又或るものは金錢若くは物品を以て地代を拂はねばならなかつた。

二

而して村と莊園との關係を見るのに、初め村は血族關係によつて結び付けられた人若くは家族の群であつて、相共に共同の土地を耕し、共同の事務を處理し、新住者を如何に取扱ふべきか、又耕作地をば如何に彼等の間に割當つべきかを決定したのであるが、時の進むに従ひ、村は遂に領主の領地となり、以上の原始的部落は借地人及び賤奴の部落となつて了つたのであつた。然らば何故にかくなりしやと云ふに、それは平和な農民等がウェルス及びスコットランドの他の部落からの襲撃の危険があつた毎に、附近の城砦に住める強力なる領主に保護を依頼せる結果に外ならなかつた。即ち一方保護を得るの代償として、彼等はその獨立を犠牲にしなければならぬのは當然のことであつた。斯くして十一世紀以後村の共有地は、何時の間にか領主の所有地となり、村の人民は牧場に關して僅少の權利を與へらるゝに止まり、彼等は領主に對して忠誠を誓ひ領主の裁判に服すると共に、彼等が昔村の總會に於て決した村政は殆んど擧げて之を領主と領主の執事の專斷に委ねばならぬことになつた。斯くして十四世紀の頃に至つては、英國の村は殆んど全く獨立

自治の基礎を失ひ、一面教區の單位であると同時に、他面封建的領主の居住地であるといふ以外には、何等特別の意義を有せざるに至つた。⁽³⁾

第二項 村と寺區

併し英國の村が一方斯く領主の莊園に壓せられて衰滅に瀕した反面に於いて、尙ほ教會の寺區として昔の獨立自治を保持し得たことは誠に奇なる現象であるといはなければならぬ。英國の村は早い時代から牧師の居住地であつた。而して七世紀の頃から英國の教會が、教政組織の單位として村を利用し來つたところより、村は通常寺區 (Parish) の名を以て知らるゝに至つた。寺區には必ず一つの教會がなければならなかつたのは、莊園に必ず一つの領主裁判所があつたのと同じことである。従つて或る場合には寺區が二つ以上の村から成つたこともあり、又時によつては村の境界と寺區の境界とが互に交錯したこともあるけれども、原則として村が即ち寺區であつたことは、村と莊園との關係と異なる所がない。之を要するに莊園は封建制度の一部として見た昔の村であり、寺區は宗教上の見地から觀たる昔の村に外ならなかつたのである。斯くして寺區はエ

ドワード懺悔王の時、既に英國の大部分に設けられたのであるが、全王國が完全に寺區に區劃せられるに至つたのは、エドワード三世の時であつた。⁽⁴⁾

二

以上の如き事情よりして、英國の村は早くから莊園と寺區との二つが對立して居つたのであるが、同一區域内に於ける二つの勢力の對立は永續すべからざることである。茲に於てか教會當局と封建的領主との間に、久しきに亙る競争は起つた。而して或る村に於ては諸侯が優勢を占め、他の村に於ては教會が勢力を振つたが、結局勝利は教會の手に歸した。しかも教會が勝を制するに至つた重なる理由は、寺區の會合 (Parish Meeting) を巧に利用した所にあつた。即ちそれは牧師等がこの時既に滅びつゝあつた昔の村の總會を復活して活用に努めたことであつた。英國では教會の建物とその設備に金の要るときに、牧師が寺區内の地主を集めて寄附金 (後寺區税) のことを協議するのが、昔からの慣習であつた。そこで彼等はこの慣習を利用して村の住民を教會のヴェストリー (聖服を着ける室) に集め、後には教會に直接關係のない村の共同事務までも相談するに至つた。而して當時牧師は村内に於て、最も教育あるものであり、且つ又神聖なる寺院内の事柄に關しては、如何に勢力ある領主と雖も、之に干渉することが出来なかつた爲めに、こ

の點でも教會の方は領主への對抗上非常に有利であつた。加之、領主の莊園裁判所に於ては、出席は強制的であり、農民はその裁判に關して全く發言權を有しなかつたのに反して、教會に於ては凡てが自由平等であり、婦人すらも出席を許された爲めに、寺區の住民は悦むで之に集まり、その裁判に服することになつた。斯くして教會の會合は、昔の村の總會と代り、僧侶によつて主宰せらるゝことになつたが、教會は毎年一回その會合に於て、教會管理人、課稅委員、財産管理委員、教會書記の如き役員を選擧すると共に、教會は又多くの動産不動産を所有して居つた外にも、租稅、罰金、手数料を徴收し、毎年一回の集會に於ては之に關する會計上の報告をも爲したので、十四世紀の終頃には各寺區は事實上自己の力を以て、共同の事務を處理する有力な組織的自治團體となつたのであつた。⁽⁴⁾

三

然るにその後國王の權力が増して農奴が自由民となり、領主の勢力が微弱となるに従つて、寺區は地方に於てますます重要な度を加ふるに至つた。而してその主たる原因は裁判上の關係であつた。封建の勢の衰へたときにも領主等は尙ほ彼等の領主裁判所を維持して居つたのであるが、それは漸次地方行政の上に重要な任務を爲さざることとなり、その管轄も多くの場合、特許狀

によつて與へられたる或る特殊の事件に限られ、新に起つた事件に關しては、領主裁判所の權限に屬せざりしものは、僧俗となく悉く教會の權限に屬せしめらるゝこととなつた。而して之れが爲めに領主裁判所が次第に衰へたのに引換へ、寺區の集會がますます優勢になつたのは云ふまでもないことである。斯くしてエリザベス時代以前に於て寺區は既に地方行政の上に於ける明劃なる單位となつたのである。それであるから宗教改革の結果、修道院が廢止せられて國家自ら貧民救済の任に當ることになつた場合に於ても、エリザベス時代の政治家は、直ぐに之を救貧法の施行區域に利用したので、之れが爲めに新に行政區劃を設けたのではなかつた。⁽⁵⁾

- (1) Maitland, 48; Stubbs, i, 96, 296, 297; W. J. Ashley, Economic History, ch. i.
- (2) Maitland, 51; Odgers, 39; Marriott, 251.
- (3) Odgers, 40; Stubbs, i, pp. 247-248.
- (4) Odgers, pp. 41-42.
- (5) Ibid., pp. 42-43.

第七節 市 (Borough)

第一項 市の特權

ノルマン征服後英國の都市は、富に於ても亦人口に於ても重要なものとなつたが、併しその發達は歐洲大陸諸國のそれに比して遅々たるものであつた。羅馬人が英國に殖民したときには、可成り都市が榮えたが、その後サクソン時代に入つてからは、英國の都市なるものは殆んど農村若くは漁村の少しく進歩せるものに過ぎなかつた。而してノルマン朝時代となつても、都市はその周圍に農地を有する農民の居住地であり、海港を除いては殆んど商工業の見るべきものがなかつた。

征服軍の上陸後數年間戰亂の爲めに英國の重なる都市は著しき損害を被り、或る場合には人家の三分の一若くは大半が破壊せられ、人口も亦その割合に減少したと共に、ウァリアムの築城政策の爲めに人民は負擔の増加に苦むた。併しその代り戰亂の終熄と共に、法と秩序の維持がよく行はれた爲めに、内地貿易が盛となり、結局多くの都市は大にその利益を被ることになつた。ノルマン征服王は新貴族に土地を頒ち與へたが、王は廣大なる御料地を保有して居つた爲めに、都市の多数は王領の内にあつた。かくて當時の都市は王と領主の保護に對して忠誠を誓つたのであるが、市の行政に關しては自治を許されたのであつた。而して此等の都市の中でも、倫敦は初

めから優越の地位を保つて居つた。サクソン時代の終頃倫敦は既に或る種の特權を得たのであつたが、一〇六六年に至つてウァリアム征服王は此等の特權を保證し、次いで一一〇〇年ヘンリー一世は倫敦市民に明確なる讓歩を包む所の特許を與へた爲めに、倫敦は此特許によつて州と對等の地位に立ち、市民は彼等の奉行を選び彼等の裁判所を維持すると共に、他の裁判管轄と各種の封建的課税から免るゝの權利を得るに至つた。

二

而して其後漸次都市の發達するや、彼等は何れも特權の獲得に向つて進むた。併し英國に於ける都市の特權獲得運動は、二箇の點に於て佛蘭西と大に趣を異にするものがある。即ち第一、英國の都市に於ては、その特許狀の大多數は封建諸侯からでなく、直接に王から得られたものであつた。之は都市の多くは領主の封邑内よりも王領の内にあつたからである。第二に、英國の都市の特許狀は、暴力によつて得たものでなくして、殆んど全く自由の認許と買ふことによつて得られたものであつた。斯くして初めのほどは、倫敦のみ獨り自由の特許狀を有して居つたのであるが、時の進むに従ひ多くの都市は、王竝に領主の羈絆を脱して獨立の地位を保ち、單に商人たりじものが市民たるの資格を得て、廣き自由を樂むに至つた。要之、サクソン竝にノルマン時代の

都市は極めて幼稚なものであつたにも拘らず、英國固有の自治の萌芽は早くからその裡に潜在して居つたのであつた。⁽⁴⁾

英國に於ても大陸に於けると均しく、十字軍は都市に特許状を與ふる大なる動機となつた。リチャード一世がバレストアインの遠征を準備せし時に盛に特許状を賣つたが、彼がその歸途捕虜となつた時に、その身受金を得るために又多くの特許状を賣出した。之に次いで一一九一年王ジョンは倫敦市民に市長を選ぶの權利を與へ、更に一二五一年の大憲章に於て倫敦その他の都市に自由の確證を與へた。尤も此等の特許状は必ずしも凡ての場合に新しい權利を與へたと云ふ譯でなく、或る場合には市民が既に享有して居つた特權に對して、正式の確證を與へたに過ぎないものもあつた。⁽⁵⁾

三

王の特許状によつて各都市の得た特權は必ずしも一樣でなかつた。併しそれには原則として三種の重要な權利が含まれてあつた。而してその中の第一は市税の上納權である。英國に於ても昔は王は州奉行の手を経てその管下の都市に對して御用金 *Tallage* を徴して居つたものであるが、この課税法では課税の時期も金額も甚しきは何人に對して何程課税せらるゝかすらも、不

確定であつた爲めに、市民は甚しく苦痛を感じたのであつた。茲に於てか富裕なる市民の一團は租税の上納について州奉行と協定を遂げ、年々一定額の租税を請負ふことにしたのであつた。併し州奉行の手を経るときはその中間に於て少なからざる「さや」を取れる所より、遂に彼等は直接一定の額を王に納入するの權利を得るに至つたのであつた。これが即ち *firma burgi* である。次に市民の特權の第二は市の役員を選挙するの權利であつた。而して此等の役員は初めの間は市民から市税を集めて、之を王の金庫に納むる役に過ぎなかつたが、時の経過するに従ひ彼等の權限はいろいろの方面に擴張せられた。次に市民の第三の特權は、市が領主及び州の裁判所から獨立して、自己の裁判所に於て裁判を行ふの權利であつた。斯くして一二一六年には、英國の最も進歩せる各都市は、彼等各自の相異なる特許状により、其の區域内に於て州奉行の管轄を離れて、市民の選挙せる裁判官の下に裁判を行ひ、併せて之より收入を得るの權利を有する外にも、自ら租税を集めて之を王に上納するの權利と、市の奉行 (*Bailiff*) 若くは或る場合には市長 (*Mayor*) を選挙するの權利と、特許状による商業組合 (*Merchant Guild*) 及職業組合 (*Craft Guild*) の承認を得るに至つた。⁽⁶⁾

第二項 市政とギルド

次にこの時代に於て市について最も注意すべきことは、市政と「ギルド」との関係である。元來「ギルド」なるものは、初めは宗教上若くは相互的平和の維持の目的より起つたもので、ノルマン征服以前に存せし彼の Religious Guilds, Frith Gilds の如きは即ちそれであつた。然るに都市の發達に伴ひ、英國には十一世紀の後半頃よりして、商人組合 (Merchant Guild) なるものが現はれ、十三世紀に至つてそれが大多數の都市に普及し、遂に市の獨立に大なる貢獻を爲すに至つた。ギルドの研究は經濟學の範圍に屬すること、茲に深く立入る限でないが、商人組合なるものは要するに、商業上の特權を取得するために組織せられた組合に外ならなかつた。商人組合の有する特權は市によつて異つたけれども、組合員以外のものに商賣を許さないことは一般の原則であつた。而して多くの場合商人組合は物品の賣買、その性質、市場の監理、負債の賠償等に関して規則を定め、その違反者を處罰すると共に、或る場合には貨幣鑄造の權利、市場税の免除等に關する特權をも有して居つたのであつた。

然るに商人組合が漸次盛になるにつれ、王が市に特許狀を與へる場合に、此等の特許狀中には商人組合公認のことが主要の部分成して居つたので、ヘンリー二世當時の法律家グラウンデルの如きは、當時の商人組合は自治市そのものであると云つて居るが、併しそれはグロッセ教授の言つて居る如く、市と組合、市民と組合員——此の二つのものは全然別箇の觀念であつて、組合への加入は必ずしも市民に限られた譯ではなかつた。唯最も多くの場合組合員が兼ねて市民であつた關係上、市内に於て最も勢力のあつた商業組合が市政の上にも支配階級の地位を占め、遂に政治は商業と混同し、Guild Hall と City Hall となり、組合の裁判所であつた所の Portman Mote は市民の Court Leet となつたと共に、もと各組合の長を意味せる Alderman の名稱は、區の設けある市に於ては區長、區の設けのない市に於ては助役の名稱と代り、組合の有する財産は市の財産となつて、繼續的に王の特許狀によつて確認せらるゝに至つたものゝ如く思はれる。

二

次いで英國には十二世紀の初頃よりして職業組合 (Craft Guild) が起つた。之れは要するに次のやうな事情から起つたのであつた。初め市の住民は殆んど凡て土地の所有者であつたが、富と産業の發達が齎らした人口増加の結果として、市の住民中には田舎から脱走して來た農奴、土地

を所有しない商人、従来有して居つた土地を失つた家族、竝に一般の職工及び貧民等から成る一團の階級を生ずることになつた。即ち富の優越よりして商業上竝に市政上の全權を握れる商人組合の市民に對して、その周圍に公民權のない一の新らしき集團を生ずるに至つたのであつた。然るに時を経るに従ひ、商人組合の壓制はますます甚しく、殊にロンドンの如きに於ては、商人組合の幹部等が市の行政と商事に關して、意の儘に振舞ひしのみならず、參政權なき階級に對して、勝手に不當の負擔を負はしめたので不平の止む時がなかつた。茲に於てか富有なる市民から除外せられた階級は、彼等相互の利益を保護する爲めに、職業組合を組織するに至つたのであるが、此等の組合に於ては嚴重なる規約を設けて、仕事の性質及び製造品の價格を定めしのみならず、組合内に法廷を設けて組合の條例を勵行し、併せて仲間の手に成れる一切の仕事を検査して、不正の道具又は價值なき商品を押收し、命令に服従せざるものを罰する等、彼等各自の間に勞働の競争を避くると共に、商人組合に對抗するために強き結束を堅めたのであつた。

而して初めのうちはその勢力も微々たるものであつたが、長い間の争の後、彼等は遂に商人組合の商業的獨占權を剝奪すべく成功するに及んで、遂に商人組合の地位に取つて代るに至つた。斯くしてエドワード三世治世の頃には、各組合は王の特許狀によつて特權を授けられ、ギルドの規則

は市長の法廷に於て公認且つ登録せられ、各組合を區別するために一定の法被が着用せられたので、此種の組合は後世「法被の仲間」(Livery Companies)として知らるゝに至つた。

職業組合が如何にして斯く優勢となりしやについては歴史の経路が明でない。唯併しエドワード一世以來の諸王が、市の支配階級の勢力を抑へんとして職業組合を利用し、之がために大に職業組合の勢力を増したことは争のない事實である。尙ほ獨逸、和蘭の諸市に於ては、十三世紀、十四世紀の間、商權と市政を獨占せる市民階級と職業組合を組織せる職工等との間に、權勢の獲得について激烈なる闘争が起り、流血の慘事を見るに至つたが、英國に於ては職業組合の勢力を得るや、權力を剝がれた富有な市民等は新たな職業組合に加入し、職業組合の組合員として市政の上に勢力を振つた爲めに、兩者の差別は消滅して相互の反目を見ることはなかつた。⁹⁾

三

以上は職業組合についての大體の説明であるが、然らば職業組合と市政との關係は如何であつたか、之についてロンドン市の例は、最もよく當時の事情を明にするに足るものがある。一三六六年の規則に據れば、ロンドン市會は純然たる代表的制度であつた。即ち各區は毎年區會に於てその大きさに應じてそれ／＼四人、六人、八人の議員を選挙して、共同の事件を討議するために之

を市會に送り、又凡ての選舉は各區から六名、八名、十二名づゝ選ばれたる代表者の集會によつて行はれたのであつた。市會議員たり選舉會員たる資格は組合員と密接關係ある市民であつたが、一三七五年以後この制度は廢止せられ、市の支配階級は肆に市會と選舉會に區の代表者を召集することとなり、次いで市會議員と選舉會員は區からでなく、組合によつて指名せらるゝことになり、組合に屬せざる大多數の市民は全く市の政權から除外せらるゝに至つた。尤も彼等は市參事會員を選舉するの權利を有して居つたのであるが、彼等は之を行ふことを欲しなかつた。而して之と同時に市長及び市奉行の選舉は、エドワード四世の第七年頃には、市會議員と各組合の年寄及び後見人とが寄つて行つたものであつたが、同王の第十五年には市會と法被を着る資格ある組合員全體が合して之を行ふことになつた。法被を着る資格は、七年の年期奉公を終へ、市内に於て家屋を所有する居住者にして初めて之を有するのである。斯くして英國に於ては十五世紀以後法被の仲間のみが十分なる市民權を享有するに至つたのであつた。⁽¹⁰⁾

四

尙ほ當時の市政の状態を明にする爲めに、最もテビカルであるとして知らるゝレスター市の例を擧げて見る。市の重なる法廷は市會であつて、一二四六年まで領主の代官が之を主宰して居つ

た。而して之と同時に市にはアルダーメンによつて主宰せられた商人組合があつた。然るに一二四六年以後市長(Mayor)は領主の代官に代ると同時に、アルダーメンをも兼ねることとなつたが、唯市會と商人ギルドの名と職務は昔と變るところがなかつた。商人組合の下には職業組合があつた。一四六六年エドワード四世は二十四人から成る市會の地位を認め、一四六七年に市長を選舉するの權利を之に與へた。次いで一四八四年に此等の二十四名は、アルダーメンの稱號を得たが、一四八九年に於て市長と二十四名のアルダーメンと四十八名の市會議員は相寄つて嚴密なる閉鎖團體を組織し、彼等以外の凡て他の自由民を市の選舉より除外するの宣誓を爲すと共に、一五〇四年には遂に王から之を確認するの特許を得るに至つた。以て如何に英國の市政が次第に少數者の壟斷するところとなつたかを知ることが出來やう。⁽¹¹⁾

(1) ノルマン征服の時に於て英國には約八十の都市があつたが、此等の中の大多數は大きな村落としか見られなかつた。而して此等の都市は唯周圍に土壁若くは土の堤防を有することによつてのみ村落と區別せられた。倫敦、ゲンチエスタ、ター、プリストル、ノーウッチ、ヨーク、リンカン等は、大きに於ても又重要な點に於ても、遙か他の都市に勝れて居つたが、それでもその人口は七八千を超えなかつた。W. J. Ashley, Economic History, vol. 1, p. 68, p. 114.

(2) Ibid., p. 70.

(3) Stubbs, 1, p. 439.

- (4) Munro, *Municipal Government & Administration*, vol. i, pp. 47—48.
- (5) Stubbs, vol. i, pp. 667—672.
- (6) Stubbs, iii, p. 577; Marriot, p. 267.
- (7) W. J. Ashley, i, p. 71; Green, *History of England*, ch. iv.
- (8) Stubbs, iii, pp. 584—585.
- (9) W. J. Ashley, i, p. 89; Green, ch. iv; Ashley, i, pp. 78—84.
- (10) Stubbs, iii, pp. 593—596.
- (11) *Ibid.*, p. 601.
- (12) キルドに關しては瀧本誠一博士の「歐洲經濟史」五五頁—百〇三頁参照。

第八節 巡回裁判

次に當時英國の地方政治に關して最も重きを爲したものは、巡回裁判 (Itinerant Justice) の制度である。⁽¹⁾ 巡回裁判の制度はヘンリー一世の時に、王の政廳から裁判官を州に派遣して地方の訴を聴かしたのに初まつたのであるが、ヘンリー二世の時に至り全國を六の巡回裁判管轄區に分ち、各區に三名の巡回判事を任命することになつてから一層組織的のものとなり、唯一時中絶

したのみで、それが今日まで繼續するに至つた。而してノルマン初代の王が巡回裁判の制度を設けた重なる理由は、疑もなく主として財政の目的に出でたものであつた。何故ならば此等巡回判事の職務は、租税を徴收し、法の侵害に對して罰金を集め、且つ中世の好財源の一つであつた所の裁判を行はしめる爲めであつた。然るにその後に至り巡回判事の租税徴收の職務は漸次重要でなくなり、裁判のみが獨り最も重要となつたが、この巡回裁判の制度が封建の勢を殺いで王と地方民とを接觸せしめ、斯くて英國の地方行政の上に實に重大なる影響と特徴を與ふることになつたのは、大に注目すべき現象である。⁽²⁾

英國の巡回裁判は他の地方裁判に比して二つの特徴を有して居つた。その一はそれが極めて代表的であり、平等的であつたことである。即ち當時の巡回裁判は州の議會即ち州の裁判所に於て開廷せられたものであつたが、巡回裁判の開かるゝ場合の州裁判所は、毎月開かるゝ普通の州裁判所に比して、遙に代表的のものであつた。即ち大なる封邑を有するの故を以て、平常は州裁判所の管轄を脱して居つた特權者も莊園の領主も、巡回判事の前には普通の土地所有者と對等の地位に立たなければならなかつたのみならず、王領に屬する土地の直接拜領者も、此の巡回裁判に出席するの義務を免るゝことが出来なかつた。而して之と同時に巡回裁判所には、各村から村長

四人の代表者の外に、特許を有する各市から十二名の代表者が出席したのであるが、更に同裁判に陪審制度が採用せらるゝに及びて、各郡から十二名と各村から四名の適法の人々が、之に出席することとなり、茲に至つて巡回裁判所は徹頭徹尾代議制のものとなつた。

二

陪審制度とは要するに宣誓したる承認者によつて行ふ裁判制度 (the System of Inquest by Sworn Recognitors) 換言すれば地方團體の證明を代表する證人——而して王の令狀の下に働く官吏によつて召集せられ、検査せらるゝ公平なる證人の宣誓によつて、裁判事實を發見する方法を云ふのであつて、英國に於て特殊の發達を遂げたものであつた。即ち英國に於てはノルマン征服後百餘年の間、裁判の方法としてアングロサクソン時代の試罪法 (Ordeal) 及隣保保證法 (Compurgation) とノルマンの決闘法とが併び行はれたのであつたが、之と同時に取調中の事件について親しくその真相を知れる人々を呼び集め、宣誓の上その證明によつて裁判を行ふの方法も亦時々採用せられたのであつた。之れが即ち陪審制度である。尤もこの方法は初めは裁判以外の事柄、即ち例へば古の慣習法の認定であるとか、土地臺帳の調製であるとか、或は租税の割當の決定とかの場合に適用せられたのであつたが、以上の方法を裁判に應用することの極めて有利なることが一般に認

めらるゝこととなり、ヘンリー二世の時に至つて、法律上財政上の凡ての事件にこの陪審制度を採用するに至つたのである。而してヘンリー二世が初めて採用したのは所謂大陪審制度 (Grand Assize) であつた。

大陪審制度と云ふのは、土地の權利について争を生じた場合に、訴訟の當事者は從來の如き領主裁判に依らずして、その訴訟をば原被兩道の選むた四人の騎士に依つて更に選ばれた十二人の騎士の裁定に委かす方法である。かくの如くして選舉せられた十二人の騎士は、巡回裁判官の前に於て、彼等の目撃し若くは祖先より傳聞せる事實上の智識よりして、訴訟當事者の何れが正しきかを宣誓の上證言するのである。而して此等の陪審官は單に事實の證人として召喚せられたのであるけれども、當時は未だ事實上の問題と法律上の問題との區別が明かでなかつた爲めに、彼等は事實について發言せしのみならず、權利についても亦發言したのである。

三

次いでクラレンドンの勅令 (the Assize of Clarendon) によつて陪審制度は刑事事件に擴張せられて、各州に於て各郡からの十二名の適法の人々は、各村から四名の適法の人々と共に、各州の裁判所に總て評判の犯罪人を差出すべきことを宣誓せねばならぬことが定められ、更に一一九四

年リチャード一世の時に至り、巡回判事に與へたる訓令に於て、犯罪人差出についての陪審官の選舉と組織の方法が規定せられ、遂に今日の大陪審制度の基を爲すに至つたのであるが、後一五一年第四回のラテラン宗教會議に於て基督教國を通じて試罪法が廢止せらるゝに及んで、英國に於ける犯罪者の訊問方法は陪審法と決闘裁判の二とあり、しかも決闘裁判は告訴人が之を要求する場合の外許されなかつたのと、以上の大陪審法は犯罪人の審問に不適當な點があつた所から、遂には大陪審裁判所から廻附せられた裁判事件を審問すべく、小陪審制度("petty" Jury)の制度が設けらるゝに至つた。

四

第二に巡回裁判は初め随時王の高官、貴族、騎士等に委任して行はしめたものであつたが、後に本職の裁判官が設けらるゝこととなり、エドワード一世の頃よりして、巡回判事はウェストミンスター⁽⁸⁾の宮殿に於ける王の裁判所の判事に限らるゝことになつた。斯くして同一の裁判官の一體が國內到る處に於て、法律を解釋適用した爲めに、獨り英國のみは、普通法(Common Law)と稱する國民の統一的法律を發達せしむることが出來、人民は法律に歸依して英國人の權利を誇ることになり、之と同時に法律の制定者にして且つ保護者である所の王の裁判所は、最も強きもの

であり正しきものであると共に、且つ最も國民の信頼すべきものとして尊敬を集むるに至つた。而して斯く英國の地方に於て政府の司法權の發達せる結果、行政の中央集權を必要ならしむるに至つた。巡回判事が地方を巡回して裁判を爲せる當時に於ては、今日の如き意味に於ける行政は無論知られず、注意を要する如き地方の重なる事件は、州會その他の地方議會に於て處理せられて居つた。無論英國には早くから州奉行(Magistrate)なる行政官があり、王の代表者として地方行政を統轄して居つたことは、前述の如くであるが、後には次第に勢力を失つて、州の軍政以外には殆んど用もなき官職となり、地方行政がますます重要となつて來た時分には、地方行政の全權は、名義上王によつて任命せらるゝも、王座裁判所の司法監督に服する以外、全く獨立であつた所の治安判事に委かせらるゝことになつた。それであるから英國では王權がこの特異なる裁判制度を通じて全國を超えて早く人民と接觸し、地方行政制度の發達が遅々として進まなかつた間に、裁判制度は著しく中央集權的となり、之によつて王の威力を感ぜしむるに至つた。

五

然るに之に反して佛蘭西では、國王の權力が直接人民と接觸するに至つたのは、英國に比して遙に遅かつた爲めに、英國とは全然異なる經路を辿ることになつた。即ち十一世紀以後佛蘭西に封

建制度が打建てられたときには、大なる王の家臣等は、何れも自身の裁判所を有して、その領地内より國王の裁判を除去することに成功した爲に、國王の人民に對する直接の管轄は、僅かに國の小部分たる王領にのみ限らるゝに至つた。而して其後封建諸侯の勢が衰ふるに及むで、國王は漸次領主の裁判權を王の裁判所の手に回復したが、封建の情勢は抜くべからざるものがあつて、兎にも角にも國王の裁判官が全國に渉る裁判權を行ふことになつたのは、英國よりは三百年も後れた十六世紀以後のことであつた。斯くして佛蘭西に於ては諸侯等の大なる封土が國王の有となつた後も、彼等は尙ほ依然として獨立にその舊領地内の裁判權を行つて居つたので、革命の初め國には尙ほ十三の全然異つた領主裁判が存して居り、奉行の一體によつて裁判せられて居つたと云はれてゐる。斯る事情の下に佛蘭西に於ては裁判所が英國の普通法のやうな全國劃一的の裁判を創設することの出来なかつたのは當然のことである。而して革命後裁判の劃一的の制度は、法典によりて設けられたけれども、それは裁判官の力を強めなかつたのみならず、寧ろ反對の傾向を示すに至つた。それは一つは佛蘭西では英國と違ひ、裁判官は單に機械的に裁判するのみで、裁判は彼等自身の仕事であるとも又名譽であるとも考へなかつたのと、一つは佛蘭西に於ては判決の力が薄弱な爲めに、裁判官が判決に力を用ゐなかつた爲めである。⁽¹²⁾

而して之と同時に佛蘭西では、王の權力は王の代官によりて地方に行はるゝことになつた爲めに著しく行政上の勢力を強め、政治の組織が中央集權的となるに従つて、行政はますます政府の最も重要な要素となり、遂に英國に於て裁判が占めたと同様の地位を占むるに至つた。之を要するに英國は司法的に發達した國であるのに反して、佛蘭西は行政的に發達した國であつて、その結果英國の間には權利獨立の思想が旺となり、佛蘭西國民の間には保護服從の念が強めらるゝに至つた。⁽¹³⁾

(1) 巡回裁判の制度は、大陸に於てはシャーレマン帝によつて採用せられ(Hallam, Middle Ages, ch. ii, part ii, p. 5)英國に於てもアルフレッド、エドガー、カニエートの諸王によつて採用せられたもので決して新奇なものではなかつたが、之れが二人のヘンリーによつて採用せらるゝに及んで、組織的のものとなり永久的のものとなつた。Stubbs, vol. 1, pp. 422—423, 478, 491; Gneist, Englische Verfassungsgeschichte, pp. 148, 224—228, 305 (note)

(2) 巡回裁判が英國に及ぼした影響について、ホーランド教授は次の如く云つて居る。ヘンリー二世は王政廳の中央法廷から他の地方裁判に比して、遙かに費用が少くして、迅速且つ熟練なる裁判を行つた。而して彼は農奴以外の總てのものに裁判所の門戸を開放し、戰爭貴族の臨時の集合に過ぎなかつた裁判所に代ふるに、熟練なる法律家から成る常設の裁判所を以てした。斯くして彼は巡回裁判の方法によつて、王國內の總ての地方と接觸すると共に、人民をして其處には人民の助によつて支配しやうとする王のあることを得心せしめた。Pollard, The History of England, p. 49.

(3) Stubbs, vol. 1, p. 651.

(4) 陪審制度の起源は明でない。或る學者は陪審制度は英國固有の發達であるとし、他の學者は羅馬ブリトンの制度なりとし、又或るものはアングロサクソン時代の隣保保證法に由來したものを主張し、所説が一定しない。しかしこの制度たるや(一)ノルマン征服後英國は現はれ、(二)州議會に於て以前から存した裁判手續と密接に結合して行はれ(三)しかもこの制度は最も發達したる形式に於ては全然英國的のものであつたことは疑ない。Stubbs, vol. 1, pp. 656—659; Maitland, pp. 120—124.

- (5) Stubbs, pp. 659—661; Maitland, pp. 124—126.
- (6) Maitland, p. 124.
- (7) Stubbs, pp. 662—663.
- (8) Gneist, p. 318; Stubbs, pp. 282—283.
- (9) Hallam, ch. viii, part II, 3.
- (10) Stubbs, vol. 1, p. 650, vol. II, pp. 216—218.
- (11) Gneist, pp. 298, et. seq., 468 et. seq.
- (12) Lowell, Government and Parties in Continental Europe, vol. 1, pp. 51—53.
- (13) Ibid, p. 53.

第四章 貴族的自治の時代

第一節 國會の發達

ジョンの大憲章は、英國に於ける王と國民との争の終局ではなく、寧ろその發端と見るべきものであつた。斯くしてヘンリー三世の時代となつても、租税その他の事に關して王と貴族及び國民との間に長い抗争が続いた。その極遂に内亂となつたが、ヘンリーはシモン・ド・モンフォールの率ゐる國民軍と戦つて敗れ、父子捕虜となつて遂にリュイスの規約 (the Mise of Lewes 1264) に調印するべく餘儀なくせられたのであつた。茲に於てかモンフォールは王を國會の政治的監督の下に置くべく、翌一二六五年一月二十日ウェストミンスターに國會を召集した。而して此の國會には、五名の太守と十八名の貴族、僧侶の外に、各州より二名宛の騎士 (Knight) と、指定せられたる二十一の都市より二名宛の市民 (Burgess) が參列したのであつた。モンフォールがその黨の貴族及び僧侶議員の外に、各州から二名宛の騎士と、各都市から二名宛の市民を國會に召集したのは、必ずしも理論上確定せる主義があつて然せるのではなく、唯戦争の際貴族の彼に味方せるものが尠なかつたのと、市民のうちには熱心に彼を助くるものがあつたので、議院に平民黨を入

れ己を助くる貴族と協力せしむる趣旨に外ならなかつたのである。モンフォールが英國の庶民院の創立者であるか如何かは疑問であるが、この國會が英國下院の發達に重大なる時期を劃したものであることは疑のないところである。

次いでエドワード一世の時となつて、彼はしばしば議會を召集したが、之には都市の代表者が加はつて居つたか否かは明でない。然るに一二九五年に至つて彼は遂に社會の各階級を網羅する議會を召集した。之れが即ち後世模範議會 "Model Parliament" として知らるゝものであつて、此議會には人別毎の召集狀を以て、二名の大僧正と十八名の僧正と、六十六名の僧院長と九名の太守と四十一名の貴族とが召集せられた。而して之と同時に、大僧正及び僧正を通じて、各大伽藍の僧官會議の代表者一名、副監督及び各僧正管區の僧侶の代表者二名と、併せて州奉行を通じて、各州から二名の騎士と各都市及び各都市選舉區から二名の市民が召集せられた。一二六五年にモンフォールが議會を召集したときには、議員全體の數も少なかつたのみならず、只僧侶の數のみ不釣合に多くして、貴族と都市の代表者は甚だ少なかつたが、エドワード一世の模範國會に於ては、參列議員の數が四百名に達し、そのうち百十の都市選舉區から各二名づゝの代表者を出したのであつて、茲に至つて初めて議會が社會の各階級から完全に代表せらるゝことになつた。

即ちメイトランド教授の云へる如く、この議會は祈る人(僧侶)と戦ふ人(貴族)と働く人(庶民)の三階の代表者が、擧つて完全に出席した議會であつたのである。⁽¹⁾

エドワード一世がモンフォールの例に倣つて、庶民の代表者を議會に召集したのは、彼が戦争の爲めに金を要することが急であつたのと、且つは總ての階級を代表する議會の協賛によつて、租税が最も都合よく得られることを知つた爲めにかくしたのであつて、別に之によつて憲法的發達の賢明の手段として、眞正の代表政治を造らふとする爲でもなかつた。之についてハラムは次の如く云つて居る。即ち「金を得るのが彼の會議の最大目的であつた。而して若し軍用金なくして政治上の危急が救はれしならば、市民等は依然家庭にあつて僧侶と貴族の寄つて作製した政府の法律に服従して居つたであらう」と。⁽²⁾之れは恐らく最もよく穿つた觀察であらう。併しその動機の如何に拘らず、十三世紀の終に於て模範國會の如きものが出来、憲法政治の上に不拔の基礎を置いたことは、早く英國民を統一融合せしめて政治的訓練を與ふる上に多大の効果のあつたことは云ふまでもない。⁽³⁾

(1) Maland, p. 75.

(2) Hallam, Middle Ages, ch. viii, part iii.

(3) 之についてキラー教授は次の如く云つて居る。英國の國會が中世に於て非常に偉大なる働きをしたのは、議員が

偉らかつた爲めでも又立法者が賢明な爲めでもなく、全く互に違反し分散せんとする各勢力を議會に集中し、斯くして其の共同的活動を鞏固にし、且つ不朽ならしめた爲めであつた。何故なれば十六世紀以前に於て英國の議會にはそれほど有名な政治家もなく、又その議案なるものも國民の代表者によつてよりは寧ろ王と王の顧問府によりて發案、制定、執行せられたものだからである。

併し議會の價値はたとへ間接にもせよ極めて重大なものであつた。即ち之によつて自治政治に缺くべからざる輿論も形成増進せられ、之によつて各州各都市各階級の聯絡を取ることが出来、封建制度の割據状態が終りに持來されたのであつた。中世のやうに國民的文學もなく、お互に各地方の個性を知り合ふ總ての方法の缺けて居る場合に於ては、共同の感情を喚起するものは各個人自ら互に接觸するの外がないのであつて、ノーザンバーランドの人とウエストサクソンの人が共同の義務と共同の目的を理解し、貴族、騎士、市民が社會的階級の區別を忘れて、共同の政治的行動に加擔したことは、彼等の代表者等の議會に於ける個人的相識の結果に外ならなかつた。丁度普通法がウエストミンスターの法廷に於て案出され、巡回列事によりて全國に適用せられたと同じやうに、共同の政治的觀念は議會に於ける階級別及び地方別の混和から起り、議員を通じて漸次各地方の選舉民に及んだのであつた。しかもその普及が中世紀の議會の缺點から却つて便宜を得たことは不思議のことであつた。即ち當時議會の會期は二週間若しくは三週間に過ぎなかつたのに、選舉は一年に二度も三度も行はれた。而して議員の再選は甚だ稀であつて、議員はその土地の居住者でなければならなかつた。それであるから今日よりも多くの人が交代に議員を勤めなくてはならなかつたのは當然のことで、狭い都市などでは殆んど凡ての選舉民が代議士としてウエストミンスターに送られるやうなことも起つた。無論代議士は専門の政治家ではない。併し之れが爲めに選舉民は一般に最もよくウエストミンスターの政治を知ることになつた。而して選舉民が一般によく政治を知ると云ふことは、代議政體に於て極めて必要のことである。斯くして中世の英國に於ては少數

の地方民が議會の専門家であり、若しくは常時職業的の議員であるよりは、地方市民の大多數が絶えず國民政治の中心と接觸することになるのが、寧ろ必要と見られて居つたのであつた。

斯くして議會は英國民が彼等の統一と國家を造り上げし所の特別の手段であり、且つ恐らくそれが何故にこの國民が常に政治に卓越したかの理由であつた。これまで世界の各國に於ては人民の統一を圖るに種々の方法があつた。斯くして原始時代と退歩せる社會に於ては單に人種がその方法であり、或る時には國民的統一は宗教によつて行はれた。而してこの點に於て最も成功したものはマホメットであつた。羅馬人は武力と法律の天才によつて帝國を統一し、他の人民は文學美術を以て國民統一の原動力としたが、英國人に至つては議會の力によつて國民的統一を實現したのであつて、若し議會の財政的援助がなかつたならば、果して百年戦争が闘はれたか、疑問であると共に、共同的思想に對する議會の刺激がなかつたならば、恐らくチョーサーも彼が向つて書くべき公衆を見出すことは出来なかつたらう。(Pollard, Evolution of Parliament, pp. 8-9.)

二

斯くして英國の議會は、エドワード一世によつて現代的基礎の上に置かれたのであつたが、當時歴代の諸王は外國との戦争のために軍用金を要する所から、しばしば議會を召集してその協賛を求めざるを得なかつた。それは當時既に「凡ての人に觸るゝものは、凡ての人の許を得なければならぬ。即ち凡ての人を拘束する法律、凡ての人によつて拂はるゝ租税、凡ての人に關する政策は、凡ての人の同意によつて權限づけられなければならぬ」と云ふ原則が確立して居たからで

ある。ところで王が軍用金について議會の協賛を得るためには、之に對して議會の要求をも聽いてやらなくてはならなかつた。そこで之れが爲に議會は著しくその權力を強め、國民の代表者に恐るべき新しき勇氣と勢力を與ふることになつた。斯くしてエドワード三世の長く榮えた御代の間、議會は憲法上の二大原則である所の課税監督權と法律制定權に加へて、大臣の失政に對する彈劾權までも確實に獲得するに至つたのみならず、一三二七年と一三九九年に於て、エドワード二世とリチャード二世の廢位を行ふ等、議會は既に何物を以てしても抑ふることの出来ない政治上の大なる勢力となつて了つた。しかもこの時代に於て議會に於ける庶民の勢力の發展は殊に著しく、百年戰爭(一三三九年—一四五三年)前に社會の三階級中最も勢力の微弱であつた庶民院が、同戰爭の終頃に於て最も權力の強きものとなつたのである。⁽⁴⁾

(4) Ilbert, Parliament, p. 24; Stubbs, vol. ii, pp. 319—322; Maitland, p. 179 seq.; Gneist, Englische Verfassungsgeschichte, p. 395 seq.

三

併しこの時代に英國の議會に起つた最も重大の問題は十四世紀の半前に於ける兩院の分離であつた。而して此兩院の分離なるものは、何人によりても計畫せられ若くは導かれたものでなく、

この時代の社會的諸勢力の自然的製作に外ならないけれども、それが不思議にも將來に於ける英國の政治的發達の上に、極めて重要な影響を及ぼしたのみならず、二院制度なるものは遂に世界の立法部の模範として採用せらるゝに至つたのであつた。

一二九五年エドワード一世の召集した模範議會は五つの異つた分子、即ち(一)貴族、(二)僧正、僧院長、(三)州選出の騎士、(四)僧侶及び牧師の代表者、(五)都市の代表的市民より成立つて居つたのであるが、しかし尙此議會は今日のやうに上、下兩院に分れて居つたものではなく、此等各階級の代表者は雜然と一堂に集合したのであつた。尙ほ精しく之を云へば、凡てが一堂に集合したと云ふよりは、人別毎の召集狀によつて召集せられたる大貴族と、高位の僧侶のみが議席に着いて討論に加つたので、州及び都市の代表者と下級の僧侶は議席もなく、議場の一隅の手摺の後に立つて開院式の光景を觀、金の要求に對する王の演説を聽いてゐたのである。而して王の要求を聽いた後彼等は一旦退いて何處にか會合し、彼等との協議を取纏めた上で代表者(Speaker)を選び、その次の會合に於て、議場で彼等の協議と請願を王に具申したのであつた。然るにその後に至つて下級の僧侶等は、一種の僻見よりして國民議會に列席することを欲せなかつた所から、議會と同時にヨークとカンタベリーの二箇所に開かれた地方の僧侶會議(Convocat-

tion)に於て、王に納むる租税を議することとなつた爲めに、爾來議會に加はらないこととなり、之と同時に州と都市の代表者は、又貴族僧侶と離れて別にウェストミンスター・アペーの一室に於て事を議することとなつた爲めに、それが貴族僧侶等の會合である所の國會に對して *Domus Communis* 即ち *House of Commons* の名を以て呼ばることとなり、茲に初めて二院の分離を見るに至つたのである。(その時はよく分らないが一二三〇年頃)。元來から云へば州から選ばれた騎士階級は、社會的に貴族と同一系統に屬する關係上、寧ろ貴族と合して第一院を組織し、次には僧正その他の僧侶が同一社會を組織する關係上相集つて第二院を組織し、市民の代表者が第三院を組織すべきは、最も明白にして自然の方法であつたが、右のやうな事情から英國の議會が創立後五十年を出でずして二院に分離し、貴族と僧侶は貴族院を組織し、騎士と市民とは庶民院を組織するに至つたのは、寧ろ不思議な現象であつたと云はなければならぬ。⁽⁵⁾

而して之れは一見甚だ輕微な事件の如く思はれるけれども、其の實英國の政治史の上に極めて重要な意義と顯著なる結果を齎らすに至つたのであつた。何故ならば若し不幸にして各州の騎士が貴族と結び、貴族と僧侶と人民が各別に議院を組織することになつたとすれば、英國の議會は佛蘭西の三族議會若くは西班牙の *Cortes* 如きものに墮して了ひ、恐らく今日の如き權威と光

輝ある英國の議會を見ることが出来なかつたであらう。佛蘭西の三族議會(西班牙の國會亦同じ)なるものは、王が貴族、僧侶、平民の三階級を別々に召集して議會を開いたもので、是等各階級の間には豫め互に協議する機會も、又共同の傳統的結合も何もなかつた。それであるから王が議會の權力を奪はんとする場合には、先づ市民と結合して貴族を壓倒し、然る後に市民を抑壓すれば意の儘に之を動かすことが出来たので、王は必要の場合にこの方法を用ゐたのであつた。然るに英國の議會は全く之に反し、十三世紀の終以後國民の各要素を集めたる渾然たる國民議會であつたのみならず、十四世紀に於て兩院制度となつてからも、本來貴族階級に屬する騎士等は庶民院にあつて市民と提携すると共に、且つ其間の楔子となつて兩院の結合を固めたから、王は如何にしても佛蘭西に見たやうな方法で議會の勢力を抑へることが出来なかつた。⁽⁶⁾

(5) *Marriot, op. cit. pp. 133-134.*

(6) 州の代表者である所の騎士と都市の代表者が一緒になつて庶民下院を組織するに至つた原因は明でない。しかしながら他の國に於ては貴族たる特權及び階級は個人にあらざりて、その家族に附着して居つたのに反して、英國では長子獨り貴族を世襲し、しかも其の長子と雖も父の在世中には庶民に過ぎなかつた關係上、貴族の子弟であつた所の騎士は自然政治的に市民階級と結びいたものらしく見ゆる。(Marriot, p. 135) 僧正スタッフスは之が原因として彼等共同の行政官的性質、州裁判所に於ける共同の行爲、領主に對する關係に於て社會的獨立の必要等を擧げて居るが、此等も確に

田舎の代表者と都會の代表者を親和せしめた重なる原因であつたに相違ない。(Guthrie, II, pp. 196—197)併しそれは兎に角、英國の騎士階級が議會に於て都市の代表者と議席を同ふしたことは、彼等の新しい同僚(市民階級)に古武士階級の傳統的節制と訓練と氣高さと勇氣と執着力を與へたのみならず、高級貴族との間の交通の自然のチャンネルとなり、好き諒解を得る便宜の手段となつた。(Poultney, pp. 25—26)而して英國の議會が二院に分れたことは、第一に社會階級の間に存する差別を抹消する原因となつたのに反して、佛蘭西の議會が三院に分れたことは左なきだに強かつた階級觀念を一層強むるに至つた。即ち英國に於ては上下兩院とも一つの階級の獨占する所とならず、各院に二つの階級が手をつないで列席したことは、狭量な階級的精神の支配を除去する基となつた。次に英國に於て都市の要素と古の由縁ある田舎の要素とが一緒になつたことは、もと貴族の特性であつた所の大きな勢力と元氣を鼓舞することになつた。之に反して佛蘭西の第三階級がその弱點を暴露するに至つた最も大なる原因は全く斯る結合の缺乏であつた。何故なれば佛蘭西の第三階級なるものは、成功せる市民や、市の吏員、法律家などの純然たる都人の一體であつて、全く土地のことに利害を有しないのと、軍事とは全然無關係であつたからである。斯くして農民的中等階級の缺乏は、貴族階級との間の溝渠を橋渡すことが出来ず、各階級は臆病と暴行に支配せられて、互に孤立の状態に墜つたのであつた。第三に英國議會の長所は歐洲大陸のそれの如く僧侶の跋扈を許さないことであつた。即ち下院に於ては全然僧侶の代表者がなかつたと共に、上院に於ては僧侶の代表者は世俗の貴族と混和した爲めに、遂に著しく國民的感情と公民的精神を發揚するに至つたのであつた。(Boutmy, pp. 68—69)

第二節 治安判事

右のやうな事情からして、英國に於ては十三世紀と十四世紀の間に國會の異常なる發達を遂げたのであるが、之と同時に地方制度の上にも亦劃期元的な一大變化を見るに至つた。それは他ではなく、王の地方探題である所の州奉行が勢力を失ひ、地主の出たる治安判事 (Justice of Peace) が之に代つたことであつた。前述の如く十二世紀頃には州奉行は殆んど地方の副王たるの觀があり、裁判、警察、財政、軍事——總て州の事件はその權限内にあつた。然るにヘンリー二世の州奉行審判 (Inquest of Sheriff) 以來大に權力を殺がれ、遂には僅に歴史的遺物として存するに至つた。それは州奉行なるものは、もと太守 (Ealdorman) の勢力を牽制せんが爲めに設けられた地方長官であるが、後年之に任ぜられたものは概ね地方の貴族であつて、漸次その官職を世襲することとなり、且つ官金を費消し人民に對して不當の請求を爲す等、州奉行に對する不平は絶えなかつたと共に、中央から出張する巡回判事も州奉行に對しては好感を有つて居らなかつたので、地方の騎士と結んで之を排斥せんとするに至つたのであつた。その結果ヘンリー二世は一一七〇年多數の貴族から成る取調委員を設け、州奉行の失敗と非違を調査せしめた。之れが即ち「州奉行官の審判」である。かくしてヘンリー二世は、不正な州奉行を罷免し、統御し易い大藏省官吏

を以て、その後を補充したのであるが、次いで一二五八年オックスフォードの憲法によつて州奉行は一年限の官吏とせられ、裁判に關しても彼は僅に少額の負債のもののみを取扱ふこととなり、警察、軍事、徴税に關する権限も次第に剝奪せられ、州奉行なるものは遂に全く隸屬的官職に過ぎざるに至つた。

二

治安判事の職は一一九五年王が各州の騎士に命じて一般人民から平和保持の宣誓を徴したのに初まる。次いでそれより一世紀後に至つてエドワード一世の時に「平和の擁護者」(Custodes Pacis)と稱する役人がウインチェスターの律令を執行する爲に、各州一名づゝ州會に於て選舉せられた。更に一三二七年の法律に依つて「平和の保持者」(Conservators of the Peace)と稱する役人が各州に於て任命せらるゝこととなつたが、一三六〇年エドワード三世の時に至り、彼等は治安判事と稱する一層名譽ある名稱を與へらるゝと共に、重罪を裁判する權能を附與せられた。後二年を経て治安判事の裁判は毎年四回開廷せねばならぬことになつたが、之が即ち四季裁判(Quarter Sessions)の起源である。かくして治安判事の下に開かれた四季裁判は遂に全然古來の州裁判を葬り去ることになつた。治安判事は州の總督(Lord Lieutenant)の推薦によつて王から任命せられ

た無給の名譽職であつた。而して治安判事の職は初めは原則として騎士の中から任命せられたのであつたが、この新たな大任を果すに適當の騎士が得られなかつた場合には、國王は地主の中から治安判事を任命した。然るにその後治安判事の職務が繁劇となるに従ひ、國王が治安判事の人員を増した結果、地主が多く治安判事に任命せらるゝこととなり、後には以前の例外が却つて原則となるに至つた。斯くして地主等は郷紳騎士と相伍して地方行政の重職に任ずることになつたが、その結果餘りに名もなきものが治安判事となるので、十五世紀以後王は治安判事たるものは、一定以上の財産年收(四十志以上の収益ある土地)の所有者でなければならぬことの制限を設くるに至つた。之れが爲めにこの地方の要職は家柄と血統から奪はれて、富者に與へらるゝことになつた。しかも治安判事の職は當時非常な劇職であり且つ無給であつた爲めに、地方の富者でない限り事實その職務を果すことが出来なくなつた。

三

ところで茲に注意すべきは治安判事の職たるや世界の地方制度中に比類なきものであることである。凡そ一國の地方行政に關しては、何れの國も二つの制度のうちその何れかを取つたのであつた。即ちその一は地方の全行政をその地方の豪族に委すものであつて、これは封建制度の殘存

を意味するものであつた。それからもう一つは中央政府から地方に職業的官吏を派遣して政治を行はしむるものであつて、これが即ち官僚政治であるのである。然るに英國のみは此の二つの制度の長所を探り、中央政府の監督の下に事實地方の大地主であつて、地方の事情に通じ、且つ地方に於て重きを爲す人々をして政治の要衝に當らしめたのは、最もその妙を得たものであつた。この新制度はエドワード三世の改革的天才によつて打建てられたものであるけれども、その實これは英國民の總ての階級のうちに燃えつゝある地方自治に對する愛の結晶の現れに外ならなかつたのである。換言すれば地方團體の成員は公の事務について責任を取らねばならぬといふアングロサクソン時代の思想の種子が成熟して斯る制度の實現を見るに至つたものである。凡そ何れの國に於ても一國の政治は、一方に於て地方的に區別せらるゝと共に、他方に於ては國家的有機體の最高形式に統一せらるゝのであつて、政治に關して常に中央集權と地方分權の對立を見るのであるが、英國に於ては歴史の初めよりして、この兩者の對立衝突は最も甚しきものがあつた。即ち一方に於ては背後に行政の全權を有する力強き王が、中央に政治を集中せんとするに對して、他方に於てはサクソン時代からの地方的區分に執着する人民は、飽まで昔の儘の自治を維持せんとして、互に對抗を續けたのであつた。そこで國のノルマン的組織をば州の地方的愛着心と一致

せしむることによつて、政府の中央集權的政策と人民の地方的本能との間に横はる溝渠を橋渡することとは、ノルマン・アンゼヴィン國家の一大事業であつたのであるが、この治安判事の新制度によつて、初めてノルマン傳統の中央集權的傾向と、アングロサクソンの執拗なる地方主義との調和を見出すことが出来たのであつた。

四

州奉行は純然たる王の官吏であつたのに反して、治安判事は王によつてその職に任命せられた地方の地主であつた。彼等の一定數のものは法律を學ばねばならなかつた。而して或る目的の爲めには定足數が必要であつた。彼等は四季裁判に於て陪審官の助を得て裁判を行ひ、王の裁判官が地方を巡回するときには、之と共同して刑事裁判を行つた。之と同時に治安判事は陪審官の出席なくして輕罪を裁斷した所から、遂に略式裁判の制度を發達せしめるに至つた。エドワード三世は彼の治世の初年この制度を設けし以來、漸次著しくその權限を擴張した。斯くして治安判事は中世紀の英國に於ける初めての最重要の立法である所の各種の勞働者條令の執行を委任せられた。英國に於ても他の近代的國家に於けると同じく、公の行政は警察の單なる思想を以て始つたのであつたが、それが漸次經濟的社會的發達の要求に應ずべく、その活動範圍を廣くし且つ深め

たので、従つてもと單に警察を指揮する爲めに設けられた治安判事の職も極めて重要なものとなり、遂には地方行政の第一位且つ唯一の機關として認めらるゝに至つた。而してこの制度と共に英國の行政の三大原則が打建てられるに至つた事は最も注目し値する。⁽¹¹⁾

(第一) 治安判事の管轄區域である所の州と市は、爾後王國に於ける唯一の地方的區劃として憲法に於て認められ、この歴史的區分を無視して王權及びその中央政廳の行政的目的の爲めに⁽¹²⁾を細分することは、其時以來憲法に對する攻撃として見らるゝに至つた。

(第二) 此等の地方(州又は市)に於て治安判事たるべきものゝ資格は、州に於ては地主であり、市に於ては都市團體の成員でなければならぬことである。而して必要な支出に對しては賠償を受くることは出来るが、十六世紀の律令はこの名譽ある職に就くものに對して報酬を受くることを禁じた。之によつて見ても治安判事の職は二つの點から中央的集權と地方的自治の調和を示すものと云ふことが出来る。即ち先づ治安判事は州又は市の人でなければならぬのであるが、之れは地方的精神への讓歩である。次に治安判事の任命は王によつて爲されなければならぬのであるが、之れは地方政府に對する國家の中央監督を確保したものである。斯くして將來英國の地方に於ける行政と裁判とは、國の中央から派遣せらるゝ王の官吏によつて行はるべきものにあらす

して、地方に居住し而して中央政府から任命せられたる地主又は特權ある市民に委かせらるべきものであることの原則が確立せらるゝに至つたのである。⁽¹³⁾

(第三) この制度に於て注目すべき第三の點は治安判事その人に委任せられたる官職が、行政的よりは寧ろ大に司法的性質のものであることである。この事實は凡ての地方行政は裁判即ち法の解釋と執行であることの宣言と同様であつた。即ち治安判事は秩序保持の爲めに法を執行することにより、及び違反者の處罰に對して委かせられたる權力を用ゐることによつて、不法の統治に終を置くために任命せられたものであつた。治安判事は委任 (Commission) 即ち換言すれば王から裁判權を交付する委任命令 (Mandate) によりて任命せられたものであつた。この點に於て治安判事の地位は巡回裁判を爲すべく王の法廳 (Curia Regis) から派遣せらるゝ判事と酷似するものであつた。双方の場合に於てその委任は、犯罪人及び違反者を訊問し、聽問し、決定し、處罰すべく當事者を拘束する委任命令であつた。しかしそれにも拘らず王は、尙治安判事に對して訴件移轉命令狀 (Writ of Cartorari) を發することにより、訴訟を巡回裁判所又は四季裁判所より王座裁判所に移轉せしめ得ることの權を留保した。これは治安判事の裁判によつて損害を被れる當事者に對して、王に上告するの途を開いた普通法の權利より發達したものであつた。之を要する

に、訴件の移轉命令は巡回判事若くは治安判事等の地方官吏に對して王と王の政府の有せる一種の紀律的監督であつて、治安判事が王の意思によつて罷免せらるゝことの事實は、地方官吏に對する中央政府の行政監督を意味するものである。⁽¹⁰⁾

五

エドワード一世の時以來、州及び市の代表者は僧俗の貴族と共に、王の大會議即ち國會に列するの權利を與へられたことは前述の如くであるが、之れがために漸次此等庶民の代表者に、租税の賦課及び法律の制定について大なる勢力を與ふることとなり、その自然の結果として、それが英國の中央政府と地方廳を結合する所の特殊の政治組織を建設することに於いて最も有力なる要素となつたのであつた。庶民院は州及び市の代表者から成つたものであるが、その州及び市は司法、軍事、財政の目的の爲めに分たれた古の地方的區劃であつたために、英國の議會なるものは恰も全權委員の行動によりて一體に統一合體せられたる聯邦國家の議會たるの觀があり、その存在は互に衝突する地方的利益のために脅かされざるのみか、互に相寄り相援くるやうに結合せられたものであつた。かくして一庶民院は王と王の會議に於いて、地方共同の事件に關して最も勢力ある發言權を得ることになつた。時の進むに従ひ王の補助金を許すの權利に初まり、漸次王に

請願を提出する權利と立法の權利が發達した。而してこの發達は地方行政の發達のために最も重要であつた。何故かなれば州たると市たるとを問はず、之によつて各地方團體は直接中央政府の前に、地方の利害と愁訴を持出す所の門戸を開放せられたからである。而してこの新しい特權は凡てのうちで最も重要な價值を有するものであつた。何故なれば各地方は中央議會に於いて一人若くは數人の代表者を送るために、或る地方から發表せられたる希望に對しては、強き同情的の考慮を得るに適當であつたのと、庶民院の議員は互に一國の異なる地方を代表しながらも、共同に働くことによつて二重に立法の權限があつたからである。即ちその第一は全國共同の利害に關するものゝ爲めに公の一般的律令 (General Public Statute) を發することであり、第二は地方の特別の必要のために私の律令 (Private or Local Statute) を發することであつた。⁽¹¹⁾

何れの場合に於いてもこれに對する都合のよき答辯は成文法の形を取つた。何故なれば議會に於ける王は全體としての彼の國の必要と、その構成分子たる地方の必要を規定する場合には、常に成文法に依るのを例としたからである。斯くして國家の活動が集中せられた時に、議會の勢力は二つの方向に於いて發達し、十六世紀以後その作用の結果は、規則として常に公私律令の形に於いて現はるゝこととなつた。換言すれば全國に適用せらるゝものも、又單に或る地方のみに適

用せらるゝものも、凡て國民に對して拘束力を有する新法は、議會の協賛を経なければならなかつた。斯くして請願の權利を極度まで行使し發達せしむることにより、之と同時に國の古の地方的區分を行政の單位として保存することにより、英國人の天才は律令の形に於いて地方的要求を規定し、而して大陸に於いて行政法の範圍と中央政府の領分に屬せしめられた所のものをば、議會の監督の下に保つことが出来たのであつた。⁽¹⁶⁾

前にも云へる如くノルマン征服後、英國の政治は初めて王族によつて中央に集中且つ統一せられたのであつた。而して之と同時に平和の維持と法律の執行とに關し、治安判事の制度によりて再び地方的に分權せられ地方化せられたのであつた。尙ほ議會は地方團體の連鎖として直接の勢力を立法と中央政府の上に與へ、而して議會は地方の必要を満足するための新しい中央機關となり、地方政治の機關の創設は王の官吏の上に優越權を保つことになつた。治安判事と議會——この二つの機關は彼等を供給した社會階級が同一であつた點のみから見ても極めて密接な關係を有して居つた。州の騎士と都市の市民から州と都市に於いて法律を執行するために治安判事が選ばれ、而して同じ社會階級と同じ地方團體から國民の爲めに又地方團體のために立法すべく代議士は選舉せられたのであつた。斯くして彼等は互に共鳴し協力した。而して議會の權力が擴張せ

られた時に、公私法案の立法の分量は増加したのであるが、之と同時にかかる立法を執行するた
めに選ばれたる地方官憲——即ち治安判事の職務權限は著しく増加したのであつた。⁽¹⁷⁾

- (7) Stubbs, vol. ii, pp. 216-217; Jenks, *English Local Government*, 127; Maitland, pp. 234-235.
- (8) Marriot, *op. cit.* pp. 252-253; Stubbs, *Select. Chart.*, p. 365, p. 402; Palgrave, *Eng. Coun.*, p. 300, Stephen's *Commentaries* (16th ed., 1914), vol. ii, p. 736; Boutmy, *The English Constitution*, pp. 60-62, p. 114.
- (9) W. J. Ashley, *The Economic Organization of England*, pp. 97-98.
- (10) Redlich & Hirst, *Local Government in England*, vol. i, p. 11; Cf. Stubbs, *Constitutional History*, vol. i, ch. ix-xlij; vol. ii, ch. xv.
- (11) Redlich & Hirst, pp. 12-13.
- (12) *Ibid.*, p. 13.
- (13) *Ibid.*
- (14) *Ibid.*, pp. 13-15.
- (15) *Ibid.*, pp. 16-19.
- (16) *Ibid.*
- (17) *Ibid.*

第三節 チュードル朝と専制政治

十三世紀を以て議會形成の時代であつたとすれば、十四世紀は確に議會發達の時代であつた。然るに之に次ぐ二百年間に於て、初めはランカスター朝の憲法的經驗時代 (Lancastrian Constitutional Experiment) として知らるゝ、王權が全く無力で政治に經驗のない國會のみが無暗に跋扈した時代が來り、その後には之れが反動として、チュードル朝の君主專制の時代が來た。ランカスター朝時代は、薔薇戰爭中英國に於て著しく社會の紊亂無秩序を來たせる時代であつて、僧正スタッフスの言葉を藉りて言へば、此の時代は社會の秩序と伴はずして、憲法のみ獨り餘りに進歩した時代であつた。即ち英國人は政治的に進歩して社會的に退歩したのであつた。國會のみ餘りに進歩して多數の國民は之を了解することが出來ないほどであつた。國會は王に對して權利を擴張する事にのみ是れ努めしに引替へ、國民は益々深く無政府の淵に沈淪するの結果を呈するに至つた。而して之と同時に封建制度の最悪なる弊害は復活して、私闘は到る處に行はれ、貴族は貴族と闘ひ、州は州と戦ひ、市は市と闘つた。當時恰も佛蘭西の戰爭から歸つて來た兵士等は各自欲する所の領主に仕へ、その制服を着けて私闘を行つた。その代り領主等は自家の制服を着けたる部下を扶持し、彼等を庇護して、その暴行に對する刑罰より免れしめた。斯くして法律は行は

れず、正義は廢れて、大諸侯及びその臣下より成る一部の社會を除くの外、全國民を擧げてランカスター朝政府の異名とも云ふべき「無政府」の下に呻吟したのであつた。⁽¹⁵⁾

二

斯くして英國はランカスター朝の微弱且つ無氣力なる政府の爲めに大混亂を演じた後に、ヘンリー七世の登極によつて、チュードル王朝の下に政治上の新生面を開くことになつたのであるが、チュードル政府として先づ第一に爲さなければならなかつた事業は、永い間内亂に苦むた國民の間に秩序と服従の精神を再興することであつた。而して之れが爲めに必要なのは王の獨裁政治であつた。之に於てチュードル朝の諸王は思切つて獨斷專制を行つたのであるが、當時政治の中樞を爲したものは王の顧問府 (the King's Council) であつた。而して此等の顧問府は從來の如く王の周圍の貴族より組織せられたのであるが、ヘンリー七世を初めチュードル朝の諸王は、努めて薔薇戰爭に關係した舊貴族を抑制し若くは絶滅せんとする所よりして、微賤から身を起した人材を貴族に登用した爲めに、王の顧問府なるものも自然此等の新貴族を以て組織せらるゝこととなり、王は意の儘に之を專制の具に供することが出來た。而して之と同時にヘンリー七世は、王命に服せざる地方の豪族を所罰し、併せて薔薇戰爭中最も弊害の甚しかつた「制服扶持」(Iivery and Ma-

intenance) の制を絶滅する爲めに、王の顧問府より特別委員を任命して星法院 (Star Chamber)⁽¹⁹⁾ として知らるゝ特別裁判所を組織した。しかしこの星法院なるものは、全然王の顧問府から獨立した機關ではなくして、顧問府の議員は或る場合には王の顧問官として行政に參與し、或る場合には裁判官として星法院に於て裁判を行つた。即ち或る顧問官が王の旅行に陪從して、ウェストミンスターに居らなかつた場合には、他の顧問官が星法院に残つて裁判を行つたと共に、今週顧問府に列した顧問官は、次の週星法院に於いて判事として働くことが出来たのであつた。斯くして星法院はウルジーがヘンリー八世の大宰相となつた時に、政權の中心となつたのであるが、ウルジーの失脚と共にヘンリー八世は、顧問官中一部の中堅 (Inner Ring) を彼の身邊に集めて國の高等政策を議し、且つ彼等に與ふるに大なる信任を以てした爲めに、政治の實權は遂に顧問府を去つて、此等少數の人々を以て組織する機關に移るに至つた。而してこの會議は常に祕密に且つ非公式に行はれた爲めに、樞密院 (Privy Council) の名を以て呼ばるゝに至つたのであるが、茲に於てか一五四〇年以後樞密院は一國最高の行政機關となり、凡て政策上の重要な決定は樞密院に於て行はるゝことゝなつた。同より樞密院の存立後と雖も、樞密顧問官は王の顧問府の議員であり、星法院の判事も亦均しく王の顧問府の議員であつたが、しかし實際に於てその後王の顧問

府の召集は行はれざることゝなり、樞密院は十七世紀の終り内閣が之に代つて權力を執るに至るまで、政權發動の中心として勢力を振つた。之を要するに中世に於ける英國の政治組織の大なる缺陷は、行政府の權力の微弱なる點であつて、蓋微戰爭は遺憾なく其の缺陷を暴露したのであつた。従つて以上の如き專斷的の行政組織は、チュードル朝に取つて缺くべからざるものであつて、樞密院は實にチュードル朝の政治の中樞であり、且つ國家生活の機能に血液と生命と刺激を與へたものであつた。⁽²⁰⁾

三

斯くしてチュードル朝の諸王は以上の機關を通じて嚴に貴族の築城と蓄兵を禁じ、戦亂中民有となれる舊料地を無償で王領に回復し、多くの場合、命令 (Proclamations) を以て政治を行ひ、或は強制的寄附 (Benevolence) の方法によつてその財囊を満たす等、強剛の手腕を以て專斷を行つたが、餘り不平の聲を聞くことはなかつた。それは一つは當時國家多難であつて、人民その堵に安んぜず、能く國家人民の安寧秩序を維持して、天下爲政の大權を掌握するの力量を有するものは、王室を措いて別に人がなかつたのと、是まで政府に反抗し王室の專横を牽掣するの一大勢力であつたところの國會が、全く卑屈無能であつたが爲に外ならなかつた。然らば當時の國會は何

故そのやうに卑屈無能であつたかと云ふに、一方に於ては薔薇軍の際兩黨の勝敗毎に殺戮と刑罰が頻りに行はれて、勢力ある舊貴族が殆んど滅盡したのに加へて、新に貴族となつたものは、王の保護扶掖に頼りてその地位を得たものであるが故に、一家の利福安全を求めざる爲には王に阿附するの外なかつたのと、且つは宗教改革の際、修道院の解散によつて僧貴族の亡びたものが多かつたため、當時の貴族院は全く王室を掣肘する力を失つたのと、他の一方に於ては庶民院は羽翼未だ成らず、實力未だ足らず、貴族の能力を藉らずして獨力王室と抗戦するの威望と力量とを有しなかつたからであつた。

併し之と同時に英國の國會が、大陸諸國の如くチュードル諸王の専制の下に壊滅せられなかつたのは、國王が大なる兵力を有しない爲めであつた。即ちヘンリー七世にしても又八世にしても射手と騎兵等を合して僅に二百ばかりの守備兵を有するに過ぎなかつた。故にチュードル朝の諸王は、百二十年の間勇氣と暴力と時としては殘忍を以て政治を行ひ、しばしば人民の權利を侵害し、いろ／＼の名義の下に租税を請求したけれども、或る程度を超えて専制を行ふことが出来なかつた。即ち彼等は朝廷内に於ては専斷の限を盡したが、國民の機嫌には絶えず注意せざるを得なかつた。古來英國が武斷的暴政に陥ることがなかつた所以のものは全く之が爲めであつて、然ら

ざりせばカスチールとアラゴンの自由憲法が、引續きチャールズ五世とフィリップ二世によつて蹂躪せられ、佛蘭西の國民議會が一七八九年に至つて復活せらるゝまで、一六一四年以來存在するべく止む如く、英國の議會も亦同じ運命に陥つたことであつたらう。

四

上述の如くチュードル時代は、英國に於て王權の最も伸張せる時代であり、國會の正しく閉息せる時代であつた。しかしながらこの事を以てチュードル時代は憲法並に國會に取つて何等價値なき時代であるとするのは早計である。チュードル王朝の諸王は極めて専制でありながらも、國會を無視するほどの愚物ではなかつた。反對に彼等は實際憲法の形式の大なる遵守者であつた。従つて彼等の行爲は如何に無理であつても、彼等は常に合法であることの外觀を以てそれを掩ふことを忘れなかつた。斯くしてチュードル諸王は國會に於て優勢の權力を得んことを希望したが、歐洲大陸の諸王の如く國會の權威を無視し若くは之を輕視せんとは企てなかつた。従つて國會は同王朝の全期を通じて、年々にあらざるも餘りに長い間隙を置かずして召集せられたのであつた。斯くしてヘンリー七世の治世中には七回の召集を見、ヘンリー八世の治下には九回の召集を見たのであつたが、そのうちの一國會は七年間續いて會合し、他の二國會は三年間繼續した。それか

ら又エドワード六世と女王メリーの治世中には國會は年々會合し、エリザベス女王は前二代の君主よりも一層經濟家であつただけに、さほど國會召集の必要を感じなかつたのであるが、それでも尙ほその治世中十回議會を召集し、合計十三回の會合を見るに至つた。⁽⁶⁷⁾加之、チュードル諸王はスチュアート朝の諸王と異つて常に多くの事務を國會に與へた。従つてその以前チュードル朝時代（殊にエリザベス女王時代）の國會ほど重要な立法に富むたものではなく、十六世紀の國會は社會上、經濟上、宗教上に關する法令を以て充滿せらるゝに至つた。次にチュードル朝の諸王は國會の協賛を経ざる多くの財源より多くの収入を得たけれども、チュードル朝の最も專恣なる王と雖も、尙ほ且つ課税を監督する國會の權利をば決して侵害したことはなかつた。⁽⁶⁸⁾

之を要するに十六世紀は、國會が十四世紀に於ける如く急速に發達を遂げた時代でもなく、又十五世紀の如く早熟なる經驗の時期でもなく、巧に法律の形式につゝまれたるチュードル諸王の鐵腕的專制の下に、將來の大飛躍に對する無言の準備を爲した時代であつた。斯くしてチュードル朝の諸王が專權を振つた十六世紀を経て十七世紀に入つた時に、議會は強き王權の爲めに壓倒せられ、若くは去勢せられなかつたのみならず、常に之れが爲めに擁護せられ、激勵せられ、鼓舞せられて、多年鬱屈せる議會の大勢力を發揚することが出来たのであつた。若しチュードル

朝の諸王にして、ランカスター朝の諸王の如く懦弱なる立憲君主であつたならば、英國の國會制度は恐らく社會の混亂と王統的紛争の渦中に滅亡したであらうし、若し又チュードル諸王にして法律上の形式を顧みず、憲法上の慣例を蹂躪する如き專制家であつたならば、議會は十七世紀の諸王と戦つて勝利を得るの地位を占むることが出来なかつたであつたらうが、幸にしてチュードル王朝の政府が強い權力を有して居つたのと、同時に憲法の外面的慣例を固守することを怠らなかつた爲めに、アングロサクソン民族固有の良憲法をして、國王の暴政若くは社會の混亂より生ずる壊滅の厄を免れしめたのは、大に祝福すべきことであつた。⁽⁶⁹⁾

(18) Marriot, pp. 51-52.

(19) 星法院 (Star Chamber) は一四八七年議會の承認を得てヘンリー七世の設けたものであつて、普通法の範圍外に屬すると思はるゝ犯罪若くは地方裁判所に手に餘る有力な人々（即ち大地主、州奉行、その他の官吏、不逞の輩にして地方の恐を爲すもの）の非行を裁判する極めて獨裁的の特別裁判所であつた。星法院は後に王の暴政を行ふ特別の機關となつたが、當時の事情は、斯る普通法の支配を受けない獨裁的司法機關を設けることを、國民が平氣で見居つたほど大なる必要に迫つて居つたのである。斯くして星法院は「制服扶持」(Tivery and Maintenance) の絶滅に全力を注いだのであるが、之は滅び行く封建制度に取つて最も強き打撃であつた。而して當時如何に制服制限法 (the Statute of Liveries) の勵行が峻嚴であつたかは、各貴族に對して彼の制服を着する従者一人につき月に五磅の税を課し、而してこの禁を犯せしものは、オックスフォード伯の如き有力な貴族でも容捨なく之を嚴罰に處したることによつても知り得られる。

Ounan, English History (Encyclopaedia Britannica, 11th ed.); Hall, A Brief Survey of English Constitution, pp. 107—109; Tawell-Langmead, English Constitutional History, 8th ed. pp. 166—168.

(20) Hall, pp. 107—110.

(21) Tawell-Langmead, p. 348.

(22) 薔薇戦争の結果、ノルマン時代の英雄貴族の後は極めて疑はしい地位の人として僅に残り、彼等の領地は王領に編入せられ若くは没收せられて了つた。而してこの空位を満たすべく前に來つたのは武士と地主の混和によりて形造られた田舎の中等階級であつた。而して此等の階級は既に下院に於て牛耳を取つて居つたのであつたが、彼等の中の或るものはヘンリー七世によつて新貴族となつたのであつた。それであるから此等の新貴族なるものは昔の貴族の習慣も傳統も辨へることなく、全く王に依頼し且つ王の補助金を仰ぐものであつた。之れは十五世紀の終りに於ける現象である。従つてヘンリー八世の下に於ける貴族院なるものは、大部分新人から組織せられる點に於て、ナポレオン一世の元老院と變る所がなかつた。それであるからチュードル時代に於ては、英國の貴族なるものは王からガミ／＼叱りつけられても一言も返すことの出来なかつたのは毫も怪むに足らなかつた。二百年の後王室の藩屏となり、政治の機關を勝手に弄んだ傲慢な貴族等は、この卑しき王僕の後裔であつたことを考へると、時の力と世襲の力の偉大なることには驚くの外ない。Boutmy, op. cit. pp. 74—76; Gneist, Verfassungsgeschichte, p. 476.

(23) 之と同時にチュードル朝に至つて著しく僧貴族の衰頹を見るに至つたのであつた。嘗て中世の英國に於て羅馬教會は、無限の権力と無限の富を有し、僧侶の土地は全國の三分の一を占め、或る時代には英國は殆んど羅馬法皇の采邑と選ぶ所なきの觀があつた。従つて僧貴族は貴族院に於て俗貴族に比し、極めて優越の地位を占めて居つたのであるが、羅馬法皇と羅馬教會の横暴に對する英國民の反感が次第に強烈となつたのに加へて、カザリンとの離婚問題について、羅馬

法皇の處置に激怒せるヘンリー八世が、羅馬教の彈壓にその鐵腕を揮つて以來、教會の勢が次第に衰へ、舊時極めて傲強自尊であつた僧貴族も聲を吞んで閉息するの已むなきに至つた。斯くして一五三二年には羅馬法皇に對する納金の禁止法 (the Act of Annates) の發布となり、翌一五三三年には羅馬法王廳に一切の上訴を禁ずる上訴法案 (the Act of Appeals) の發布となり、一五三四年には宗教上の事件を審理する高等裁判所 (High Court of Delegates) の設置となり、一五三五年には國王を以て英國教會の最上管長と宣言したる首長令 (the Act of Supremacy) の發布となり、英國教會監督權は全然國王の手に移つたが、一五四〇年以後修道院の解散によつて貴族院に於て約二十八名の僧院長を失つてからは僧貴族は全く無力となり、到底政治上に於て重要な役目を演ずることが出来なくなつた。Hall, p. 111, p. 122; Boutmy, pp. 76—83.

(24) ヘンリー七世の時以來庶民院は從來よりも一層無力となつた。それはこの時に於て州の代議士の選舉權を年四十志以上の收入ある自由土地保有者に制限した爲めに、庶民院は眞正の意味に於ける國民代表の機關でなくなつたのと、且つ都市は益々王權と地方勢力家の勢力に服することになつた爲めであつた。(Hall, p. 112) チュードル朝の諸王は英國の都市に於いて、著しく庶民院の議員の數を増したが、これは一つは將に勃興せんとした中等階級を獎勵する爲めでもあつたが、一つは庶民院を操縦して貴族の勢力を制壓する爲めでもあつた。その結果庶民院が惟命是從ふ王の手足となつたことは當然のことであつた。Mritch, p. 191.

(25) Macaulay, History of England, vol. 1, p. 34.

(26) チュードル時代は之に先だつ何れの時代之に次ぐ何れの時代よりも形式に於ては“Parliamentary”であつた。政治の實際の中心は王の顧問府で重要な議案は其處で決せられたのであるが、それにも拘らず此等の凡ては兩院の協賛を得且つ法律の形式によつて着物を着せられたのであつた。チュードルの諸王は、反對の心配がないと信じたので悦んで議會に議

案を提出した。彼等は議會は容易に彼等の意思に従ふこと否寧ろ彼等の意思を豫想して居ることすら知つて居つた。斯くして議員の甚だ弱かつたことは、國會の制度を保存し且つその繼續的活動を保持すべく役立つたのであつた。従つてこの専制的王朝の支配の下に議會は外観に於て凡てその權利を享有した。而して政治の機械はジツと準備を整へて何人が再びそれを運轉に置くのを待つて居つたのであつた。Boutmy pp. 86—87.

(27) Marriot, p. 192.

(28) Ibid. pp. 192—193.

(29) Ibid. pp. 185—186.

第四節 チュードル時代の地方行政

チュードル諸王の中央集權的專制主義は、地方政治との關係に於ても明かに之を認めることが出来る。前にも述べた如く、當時地方の長官であつた所の治安判事は、一は王が治安判事の裁判に對して訴件移轉の命令狀を發するの權を有する所より、又一は王が治安判事を罷免するの權を有する所よりして、二重に王に服従するものであつた。偶々十五世紀の政治的混亂の時に際して、治安判事に對する王の監督權を弱めんとする企があつたけれども、それが成功するに至らなかつ

た。然るにチュードル朝となつて、治安判事に對する中央政府の監督は、以前よりも一層嚴重となつた。即ち此時代にあつては、治安判事の上に加へらるゝ樞密院の監督が頗る嚴重になつたのみならず、樞密院の司法委員會である所の星法院を通じて、監督の範圍は一層擴張せらるゝに至つた。而してヘンリー七世及びその後繼者は一つは費用を節約せんとする所から新に地方に有給の官吏を置くことを避け、疊積重加する國務をば容捨なく治安判事に押しつけたのであつた。それであるからエリザベス女王時代の治安判事ウリアム・ラムバートが、彼及び彼の僚友等が全く責任の重荷に堪へざるを懇へ、彼等の脊骨は國會の法律の負擔と云ふよりもその堆積のために挫折しはしないかと嘆じた如く、實に非常な劇職となつた。斯くして治安判事は裁判官であり、警察官であり、且つ有ゆる行政の事務官であつた。彼は犯罪人の審問、秩序の維持、竝にチュードル政治の特色であつた所の浩瀚な社會的經濟的法令の實施に對して責任があつた。しかも彼の第一任務は裁判官であつた。彼は管下の寺區に於て單獨で裁判を行ひ、陪審官なくして小さな事件を裁判し、彼は一年四回州全部の同僚判事と會合して四季裁判を行ひ、殊に一六〇五年以後は四季裁判の外に二人乃至二人以上の同僚と會合して中間に開廷することもあつた。併しチュードル時代の獨裁政治に關して治安判事の特に重きをなせるは、彼等の爲すべき行政事務の數多き點にあつ

た。斯くして治安判事は雇人及び労働者の賃銀を定め、年季者の契約並に解約の任に當り、商品の價格を定め、警部を任免し、監獄、橋梁、公道の維持を管理し、陸海軍の廢兵への年金の支拂を監督し、居住及び組合の加入等の凡ての問題を決定し、國教反對者を搜索して之に法律を強制する外、日曜日が果して適當に遵守せられつゝあるかを監視しなければならなかつた。之と同時に彼は又唯一の衛生官であり、唯一の免許官吏であり、且つ救貧法及び浮浪者取締の重なる官吏であつた。以上はラムバートの呻吟した職務の一端に過ぎないが、しかも治安判事は少しも其職務を怠ることを許されなかつた。それは各巡回裁判毎に治安裁判書記が前回の巡回裁判以來四季裁判所に缺席した判事の名簿を作つて、之を中央から派遣せらるゝ裁判官に提出し、裁判官はその缺席の理由を調査して、之を大法官に報告することになつて居つたからである。併し當時の治安判事の治績は何時の時代よりも大いに擧がり、よく社會の秩序を維持することが出来たと云はれて居る。⁽³¹⁾

二

チュードル時代の地方行政について一つ注意すべきことは、この時代に至つて昔からの寺區をば地方自治體の單位として復活し、之を救貧行政の機關に利用したことであつた。アングロサクソン

ン時代の地方行政の單位であつた所の邑(Township)は、封建制度の發達に伴はれて漸次諸侯の莊園に吸収せられて了ひ、十四世紀頃には殆どその獨立と自治の本質を失ふに至つたのであるが、之と同時に此等の邑は古くから牧師の居住地であり且つ教會は宗教組織の單位として之を利用し來つた關係上、それが寺區(Parish)として發達し來つたのであつた。然るにその後封建制度が衰へ莊園裁判所が勢力を失ふに及んで、寺區はますます重要なものとなり、遂には村落の宗教的並に世俗的事務を凡て處理することになつた。然るにエリザベス女王の頃、救貧の問題が非常に重大になつて來たので、當時の立法家は一六〇一年の救貧法(the Poor Relief Act)を以て救貧の事務を國家の手に移すと同時に、寺區を地方自治體と爲し、その區域内に於て徵收する救貧税(Poor Rate)を以て救貧行政の任に當らしめたのであつた。斯くして救貧の義務は教會委員(Church-Warden)の負擔する所となり、その外に救貧税の目的の爲めに特別の救貧官(Over-Seers)が任命せらるゝことになつたが、此等の救貧官は治安判事によつて任命せらるゝと共に、その全行政について治安判事の監督を受くべきものであつた。ところで此當時の救貧區が昔の寺區會に比して漸く非デモクラチックとなつたのは已むを得ない所であつた。昔の寺區會(Vestry)なるものは地方政治の最も民主的タイプを代表したものであつて、牧師の議長の下に領主も貧民も教會の會

員は何れも對等の地位に於て、教會の事柄を討議する會議であつて、教會委員の選舉と監督は、寺區會の最も重なる事務であつた。然るに大きな寺區に於ては教務多端のために、課税委員會、警備委員會、救助委員會等の特別委員會が設けらるゝに至り、寺區會の民主的精神が次第に失はるゝことになつたが、遂には多くの救貧區に於て總會の法律を以て當時の都市に見る閉鎖團體に類する *Select Vestries* が設けらるゝに及んで、ますます非デモクラチックのものとなつた。⁽³²⁾

三

之と同時にチュードル朝の對議會政策は、又都市の自治を破壊に導くことが多かつた。十三世紀頃までは英國の都市は主義に於ても亦實際に於ても民主的であつて、市民が或る公の場所に於て市長を初め彼等の役人を選擧したのであつた。然るに其後市民の數が著しく増加し、市の事務が極めて複雑となるに従つて、市民の大會議は不便となつたので、委員を選むで市政を處理せしむることになつた。此等の委員は初めのほどは毎年選舉せられたものであるが、それは富に於て又人物に於て市民の間に重きを爲す人々を選むたのであつた。斯くしてよく知られた人々を再選するのが便利な所からそれが慣例となり、市民は選舉について利害を感じざるに至つた。茲に於てか市民の自由選舉の方法は廢れて、一部有力者間の規約が勢力を揮ふことになり、十五世紀終頃に

は市の大部分に於ては市民の大多數は市政より除外せられ、市の事は少數の所謂閉鎖團體 (*Closed Corporation*) の支配する所となつた。之に加へてチュードル朝の諸王は議會を制御する爲には、先づ都市の代議士を操縱するの必要なることを感じたので、先づ選舉都市の増設に着手した。斯くしてチュードル王朝の時からチャールス一世の即位までの間に、新らしい都市團體の創設が盛に行はれ、一四八三年と一六二五年との間に庶民院に於ける市區選出議員の數は二百二十二人より三百九十五人に増加し、エドワード六世、メアリー、エリザベスの御世にコンフォール一州だけでも十六の都市は法人と認められるに至つたが、チャールス一世に至つて、彼は國會なしに統治せんとせし所から別に新に市區を設けなかつた爲めに、英國の選舉市區は一八三二年の選舉法改正までその儘に残つた。而して都市の代議士を操縱する爲めには、大勢の住民を相手にするよりは、交渉の纏まり易い此等の閉鎖團體に各種の特權を與へる方が便宜であつたので、ますます閉鎖團體の成立を奨励し、之れが爲めにますますその勢力を強からしめたと共に、その結果ますます市政の腐敗を甚からしめ、或る市に於ては閉鎖團體に屬する成員全部が、職務上當然治安判事となつた如き處もあつた。⁽³³⁾

(30) Trevelyan, *History of England*, p. 278.

- (31) Marriot, pp. 254—256.
 (32) Jenks, English Local Government, pp. 21—23; Chalmers, Local Government, pp. 37—38; Odgers, Local Government, pp. 39—44; Redlich & Hirst, pp. 28—31.
 (33) Redlich & Hirst, pp. 26—27; Odgers, pp. 73—75.

第五節 憲法爭議と名譽革命

然るにスチュアート朝となるや、議會は又王と最も激烈なる争闘を開始することになった。それは次のやうな事情から來つたことであつた。チャードル朝時代には國家極めて多難にして、人民その堵に安んぜざるものがあつた爲に、如何なる壓制と專斷を忍むでも、王室に依頼するの外なかつた。然るに一五八八年英國の海軍が西班牙の大艦隊を撃破して以來、英國の危機は全く去り、四面攻圍の裡にあつた英國は、今や泰平自由の世となつたので、人心は自ら昔の自由に憧がれ、早く專制の束縛から免れんことを冀ふに至つた。そこでエリザベス女皇の晩年頃よりして、議會は政府に對して漸く反抗の鋒芒を現はしたほどであつて、ジェームス一世は即位の初めよりして、議會と憲法上の大争闘を爲すべき運命に置かれてあつた。⁽¹⁾

それとも若しジェームスにしてチャードル諸王の如く才略と人望があつたならば、巧に此間に處して政府反對の氣勢を緩和し、之と直接衝突するやうなことが起らなかつたであらうけれども、彼は頑迷愚昧にして毫も時勢と民心の向背を察するの明なく、議會に臨んで英國民の思想と最も相反する王權神授説 (Theory of Divine Right)⁽²⁾ を高調して顧る所がなかつたのみならず、常に傲岸不遜にして議會の特權を無視する如き態度と言辭を以て議會に向つた爲めに、甚しく議員を憤怒せしめ、機未だ熟せざるに之を煽揚して政府反對の氣勢を激成せしめたので、彼の治世の間議會は當初から戦鬪氣分に満ち、事毎に王と衝突したのであつた。チャードル王朝時代には殆んど王の意思の登録所に過ぎざるの觀あつた英國の國會が、ジェームスが最初に召集した議會の開院式の勅語に對する陳情書に於て、國王たるものは「神の聲として人民の聲に聽くべきものである」とを以てしたのを見ても、當時議會の空氣が如何に險惡であつたかを知ることが出來やう。⁽³⁾

二

一六二五年父の後を繼いで王位に即いたチャールス一世は、初め國民から非常に熱い同情を以て迎へられたのであつたが、これもほんの束の間のことであつて、間もなく彼に對する國民の同情は泡沫の如く消えて了ひ、遂に彼が悲惨なる最後を遂ぐるまで、長い間議會と激烈な争闘を續け

たのであつた。マコーレーの云へる如く彼の性質は温良であり且つ相應に偉い點もあつたけれども、不幸にして彼は政治の才能を有せず、彼の周囲の事情と國民の間に發達しつゝある新勢力を解することが出来なかつた。即ち一方に於て國民は銳意議會の統治と臣民の自由を求めつゝある間に、彼は王權神授説を信すること、彼の父に比して一層強きものがあつたと共に、他方に於て、議會の最も多數にして且つ最も強固なる分子は清教徒であつたのに對して、彼は最も熱心なる羅馬カトリック教徒であり、エビスコバリンアンであつた。殊に彼は政治について定見なく、加ふるに彼の大臣が悪かつたために、爲す所は表裏反覆常なく、且つ絶えず陰謀によつて事を行ふことになつた。その上彼の皇后は清教徒を厭ひ羅馬教を優待したために、彼は即位後三年にして貴族院、庶民院、國民を敵として闘はねばならなかつた。殊に當時の庶民院は、昔の自由の貴族的精神に燃ゆる田舎紳士と、憲法上の舊慣古格に精通せる新進の法律家であつた爲めに、ます／＼反抗の勢を昂めたのであつた。⁽⁴⁾

斯くして彼は議會と衝突する毎に議會を解散し、一六一九年より同四〇年まで十一年間議會を召集せず、議會の牽制を受けずして親政を行つたが、蘇蘭土討伐の軍用金に窮した結果、一六四〇年國民の大激昂裡に第五次の議會を召集するの已むなきに至つた。この議會は一六六〇年まで

續いた爲めに長期議會 (Long Parliament) として知られてゐる。然るにこの長期議會は専ら力をチャールズが專制を行へる機關の破壊と、その權臣に對する復讐に費やし、ストラットフォード、ロード等を死刑に處すると共に、星法院、北方特別裁判所 (the Council of the North) 高等法院 (the High Commission Court) を廢し、併せて船舶税及びその他不法の課税を制限する多くの法律を發布し、併せて十六年間に互るチャールズの暴政と失政を指摘攻撃せる失政諫争 (the Grand Remonstrance) を百四十八に對する百五十九の多數を以て議會を通過した。茲に於てチャールズは憤怒の餘り武装せる従者を率ひて議會に臨み、五名の反對黨の領袖を捕へんとしたので、議會も亦民兵を組織して不慮の變に備ふる所あり、遂に内亂を見るに至つたが、チャールズは戰に敗れて蘇國に走りしも、國人の爲めに捕はれて議會に護送せられ、次いで一六四九年一月三十日「暴君、叛逆者、英蘭土共和國の公敵」の名義の下に死刑を執行せらるゝに至つたのであつた。

しかし憲法上から見て議會の大事業は星法院と之に附屬せる特別裁判所の廢止とであつた。斯くして顧問府に於ける王の裁判權は廢棄せられ、樞密院に上訴することによつて、普通法を避くる所の方法は凡て禁止せられ、地方裁判所と地方行政廳に對する中央の行政監督は全く終を告ぐるに至つたのみならず、行政廳の行爲に關する總ての問題に關して、樞密院の裁判權に代ふるに

王座裁判所を以てするに至つた。斯くして王の總ての官吏は、其行爲について、普通裁判所の審理を受くべきものであるとの長く打建てられたる公理は、樞密院の特別裁判所の廢止と星法院の地方團體に對する監督の破壊によつて確保せらるゝことになつた。^⑤

三

チャールズの刑戮後、長期議會の殘餘議會 (Rump Parliament) は貴族院を廢し、英國の共和國であることを宣言した。しかし政治の實權がオリヴァー・クロムウェルと彼の軍隊にあつたことは言ふまでもない。斯くしてクロムウェルは武力によつて蘇蘭土と愛蘭土を征服し、十一年の間三國に君臨した。然るに其後議會はクロムウェルの行動に對して嫌焉たるものあり、しばしば衝突せしかば、彼は一六五三年四月長期議會を解散し、同年 "Barbones Parliament" と稱する清教徒名士の協議會を召集して、之に與ふるに憲法制定の權を以てした。しかしそれもクロムウェルと協力して事を處理することが出来なかつたので彼は遂に之を解散し、軍人の推舉によりて終身保護官の職に上り "the Instrument Government" と稱する成文憲法の規定によつて、一種の親政を行つた。即ち彼の政治は選舉による一院制の議會によつて立法と租税のことを議定せしむると共に、チャードル、スチュアート時代の樞密院に類する政府 (the Council of State) によつて行政の全權を

統轄せしむるものであつた。しかし彼の採用せる新政は失敗に終つた。何故なればクロムウェルは行政部を立法部に從屬せしむることを好まなかつたのみならず、國會に憲法制定權を與へることすら認めなかつたに對して、此の如き立法部の從屬的地位は、到底國會の承認することの出来ない所であつたからである。そこで一六五四年クロムウェルの第三議會の召集せらるゝや、政府の形式について激烈なる論争が起り、幾許もなくして議會の解散を見るに至つた。然るにクロムウェル及びその幕僚等は、輓近失敗の原因を以て議會の一院制にありと信じ、憲法を變更して一六五六年二院制より成る議會を召集した。しかしその結果は又思はしくなかつた。何故なればクロムウェルが法律を制定せんとして召集した議會は憲法を修正し且つ行政を監督するの權利を要求したからである。そこでこの議會も亦幾許もなくして解散せられた。^⑥クロムウェルの死後、その子リチャードは保民官に擧げられたけれども、彼は不肖にして到底文武兩權を調和するの大業に當るに足らず、爲めに軍隊と國會とは又も軌轢して、有ゆる階級中商人階級の平和の解決を叫ぶの聲が高く、遂に正統の王系を復位せしむるの外、他に永久的解決の方法のないことが明となるに及んで、遂に一六六〇年の王政復古を見るに至つたのであつた。^⑦

四

クロムウエルの死後、英國は無政府の状態に陥つたので、人民の共和政治を怨惡すること甚しく、爲めに王室を思ふの念は非常に強くなつた。斯くしてチャールス二世は、當時國內に沸騰せる尊王心に依つて國民の擁戴する所となつたので、如何なる王よりも有望な地位にあつたのである。故にチャールス二世にして巧に國會と提携するの方針を取つたならば、衆望を一身に集めて古來の明君と仰がれることが容易であつたらうけれども、不幸にして彼にはその資格がなかつた。彼は性來敏捷にして驚くべき政治的手腕を有せしも、狡智にして果斷に乏しく、且つ奢侈放逸にして政道を怠りしかば、内外の政策共に失敗に終り、遂に全く國民の尊敬と信用を失ふに至つた。そこへ持つて來て一六六五年には倫敦市中に前古未曾有の疫病が流行して十餘萬の生命を奪つたと共に、翌一六六六年には倫敦に大火あり寺院官衙を始め一萬二千餘戸の人家を烏有に歸せしめ、市民の流離困弊その極に達するに至つたので、以上の天災は宗教上外交上の失敗と相俟つて王に對する不平を高むるに至つたが、その上にもチャールスは動もすれば王權神授説を唱へて壓制政治を行はんとするので、議會は一六七九年遂に人身保護律 (Habeas Corpus Act) を議決し、王をして之を承認せしむるに至つたのであつた。然るに未だ幾許もなく王位相續の問題に關して、議會中にホキッヅ (自由黨) とトーリー (保守黨) の二黨を生じ、前者は羅馬舊教徒なる王弟ヨ

ク公の相續權を否認し、王の庶子モンマウス公を擁立せんとし、後者は王の意思を奉じ王弟の相續權を認めんとして互に相争つたが、一六八五年チャールスの歿するや、トーリー黨多數を制し、王弟ジェームスを迎へて位に即かしむるに至つた。

五

ジェームス二世はチャールス二世に比しては正直なりしも遲鈍であつた。しかも彼は熱心なる舊教徒にして、且つ王權神授論者であつた爲めに、即位の始より大に一般國民の反抗を招いたのであつた。之に加へて諸般の施政その宜しきを失せる爲めに、國教徒も非國教徒も、トーリー黨も、ホキッヅ黨も、田舎紳士も、商人も一齊に彼に背き、遂に一六八八年の名譽革命 (Glorious Revolution) を起すに至つたのであるが、名譽革命といふのは、革命の慘劇を演ずることなく、平和の間に王統の交迭が行はれた爲めに、特に名譽の二字を冠したのであるが、革命の結果オランダ公ウァリアムが英國の王位に即いてウァリアム三世 (一六八八年) と稱し、一六八九年正月權利宣言 (Declaration of Rights) を發表し「王は國會の協賛を経るにあらざれば租税を徵收し、軍隊を養成せざること及び言論の自由は議會の特權なること」を認定し、斯くて王は熱心に政務を處理し、能く前代の宿弊を一洗し、自由改進黨の主義を採用し、嚮に權利宣言によりて公にしたるものを集

録して権利券狀 (Bill of Rights) となし、一六八九年十月を以て之を發表するに至つた。⁽¹⁰⁾

一六八八年の革命は形式上、英國王の大權に影響を及ぼさなかつたけれども、之れが爲め英國憲法の發達に取つて極めて重要な時期を劃し、而して國家に於ける政權の均衡にも重大にして恒久的なる變化を與へたことは疑のない所である。一六八八年まで國王は英國憲法上の一大動力であつて、彼は統治し且つ政治し國王の性格は國政の善惡に大なる關係があつた。然るにこの革命以後は全く趣を異にして、政治の中心は國王より國會に移り、王は統治すれども漸次政治せざるに至つた。即ち主權爭奪の紛争に於いて國會は凱歌を奏し、王の代表する行政政府は漸次確實に選舉人を代表する立法部の爲めに征服せらるゝに至つたのであつた。⁽¹¹⁾

- (1) Pollard, *The History of England*, pp. 114—116; Gneist, *Das Englische Parlament*, pp. 231—232.
- (2) Pollard, pp. 118—120.
- (3) Marriot, *op. cit.*, p. 54.
- (4) Gardiner, *History of England*, vol. 1, p. 178.
- (5) Redlich & Hirst, *op. cit.*, vol. 1, pp. 32—33.
- (6) Marriot, pp. 56—57; Gneist, pp. 253—258.
- (7) Marriot, pp. 57—58.

- (8) Taswell-Langmead, pp. 577—606.
- (9) *Ibid.*, pp. 608—610.
- (10) Taswell-Langmead, pp. 624—630.
- (11) Marriot, pp. 50—51; Redlich & Hirst, vol. 1, p. 32.

第六節 地方の行政的獨立

而してこれと同時に革命の結果は地方政治の上に大なる影響を與ふることになつた。それはその時以來地方の裁判につき四季裁判所が上告裁判所とせられたことであつた。星法院及び之に附屬せる特別裁判所の廢止の結果として、地方の裁判に對する上告裁判所がなくなつたのであるが、一方に於て地方裁判官 (治安判事) の決定に關して、中央の高等裁判所をして第一次の上告裁判所たらしむることは、實際に於て不便といふよりも實行不可能であり、さらばとて治安判事の命令と判決に對して上告を許さぬといふことは無論出來ないことであつた。茲に於てかこの困難を避くるために、四季裁判所を第一次の上告裁判所 (多くの場合には終審の上告裁判所) と爲し、之に依つて地方裁判所の裁判について救済を求むるの途を開かしめたのであつた。而して

更に上級の裁判所に於て權利を争はんとする當事者に對しては、王座裁判所の訴件移轉命令(Ordinary)によつて四季裁判所の決定を除外することを許し、尙ほ特別の場合に於ては、地方裁判官は事實の點でなく法律に關して疑義を生じたときに限り、四季裁判所に諮ることなく特別事件の形式に於て、王座裁判所に訴訟を移し得ることとしたのであつた。而してこの新な上告裁判所の設置は、地方の政治に於ける重大の要素となつたのであつた。何となれば地方の裁判官たる治安判事は、通常第一審の裁判所として議會から與へられたる無数の重要な義務を果したのみならず、更に上告裁判所たる四季裁判所に列して、地方裁判より持出されたる事件に對して中間若くは最終の決定を與へたからである。斯くしてこの特有の裁判制度はチャールズ二世とその後繼者の立法によつて設けられて、十八世紀の初め以來中央の行政から離れて完全なる法律的實際的獨立を地方團體に與へたのであつた。

二

併しながら十七世紀以後に於て、地方自治體の行政的獨立を完全ならしむるに就ては、この外にも三つの相異なる大なる原因があつた。即ちその(第一)は責任内閣の發達であり、(第二)は私の法案による立法の分量の増加、換言すれば議會の行政的活動の増加であり、(第三)は議會と公

職に於ける地主階級の優勢、及びその優勢が地方團體の組織と作用に及ぼせる結果であつた。

前に述べたる如く十六世紀に於てチュードル朝の諸王は、樞密院を以て專政を行ふの機關と爲して居つたのであつた。然るにスチュアート朝になつてから樞密院に列するものが甚しく増加した爲めに、國務の秘密を保つこと、敏活に政治を行ふことが出来なくなつたので、チャールズ二世は樞密院議員の中から五名を選抜して國政に參與せしめたのであつた。丁度この時選ばれた人々は、Clifford 及 Arington 及 Buckingham 及 Ashley 及 Lauderdale の五人であつたから、その頭字を取つて Cabal と呼ばるゝに至つた。然るに其後に至りて王は國會の信認する大臣を任用せねばならぬのみならず、此等の大臣は議會に於て多數を占むる黨派より選ばねばならぬといふ理論が發達し、更にその後に至りて此等の大臣は下院に於て多數を占むる黨派から選ばねばならぬことになつた。然るにハノーヴァー王系の初代に於てジョージ一世は多く外國に居住して英國に在らず、英國の政治に興味を有せざりし一獨逸人であつた爲めに、王を實際の政治から排除して、各大臣が政治上の責任を負ふこととなつたのに加へて、從來内閣大臣の責任は個別的であつたものであるが、此時からして各大臣は連帶して責任を負ふことになり、茲に初めて責任内閣制の確立を見るに至つたのである。

而して責任内閣制の確立は、たとへ法律によつて規定せられた譯ではないけれども、事實に於て顧問府に於ける王の中央行政の働をば完全に議會の委員會若くは議會に於ける多數黨の委員會である所の内閣の手に移して了つたのであつた。それ故に議會の多數黨はそれが中央行政に關する範圍に於ては、全部について十分の支配と唯一の行爲を以て、王の上に最上權を得るに至つたのであつた。無論斯る管理は律令の形式の下に行はるゝのである。併しながらこの事實は決して公法の立法に附着する所の議會の權力を弱めるものではない。何故なれば内閣は政府の命令を發することによつて王の特權を行ふにしても、又議會の法案によつて與へられた權能によつて中央の行政を行ふにしても、議會は常に之を批評し修正し廢棄するの權利を有して居るのみならず、議會はその委員會である所の内閣の仕事を監視し、而して若しもその事件に不満ならば費用を拒み若くは信任を與へざるることによつて、内閣を除けて了ふことも出来るからである。

斯くして政府の大なる要素の一である所の中央機關は、議會の支配の下に持ち來されて了つたのであつた。それ故にモンテスキューによつて唱へられ、ブラックストンによつて潤色せられた英國の憲法は混合憲法であり *Balance of Power* の上に立つものであると云ふ理論ほど誤つたものはない。政府の決定的要素は仕事それ自身ではない。制し監督する所の意思である。而して責

任内閣の發達以後この意思は議會にのみ存するのである。裁判に關してすらも、少くとも兩院の議決によつて高等裁判所の判事を罷免し得る範圍に於ては、一七〇一年の法律によつて議會は最上權を有することになつた。而して治安判事の任免は大法官が常に内閣員である關係上、理論的に議會によつて監督せらるゝことゝなるのである。以上の如き事情からして、歐洲大陸では中央政府の指揮監督を仰ぐことになつて居る地方團體は、英國に於ては全然中央政府の行政監督を脱して、議會の立法監督に服することになつたのである。

五

次に英國に於て地方團體を行政上獨立の地位に立たしむることになつたもう一つの原因は、私法案 (*Private Bill*) に依る權限の取得であつた。私の法案のことは茲に詳説する限でないが、私法案なるものは一口にこれを云へば州、市、村等の地方團體 (私人會社も亦同じ) が、地方住民の利害に關する事業、例へば地方税、道路の鋪裝、點燈、救貧、監獄、警察、市場等の公共事務その他電車、水道、瓦斯、鐵道等の公企業に關して權利を得んとする場合に、當該關係者から請願の形を以て議會に案を提出し、反對請願者と議會の私法案委員會に於て普通の訴訟手續を以て事件を争つた後に、立法上の形式と手續を踏むで法律となるのであつて、英國の自治體では、こ

の方法を以ていくらでも新にその権限を取得し又擴張して行くことが出来るのである。而してこの私の法案の利用の結果として、大陸では今日でも尙ほ中央政府若くは地方行政官廳の権限に屬せしめられて、議會及び司法裁判所の管轄を脱してをる無数の事件は、議會の立法行為を以て規定せらるることとなり、大陸に於ては國の内務行政が中央政府活動の一大部門となつた時に、英國では議會が地方團體の唯一最高の裁判に兼ねて、最高行政の顧問府となつたのであつた。即ち國の行政なるものは、中世に於ては英國でも又大陸でも單に警察に限られて居つたのであるが、その後國の社會的經濟的活動が著しく増加した場合に、大陸に於てはこれ等の活動は、君主とその官吏の行政の範圍に移されたのであつたが、之に反して英國では新らしき要求に應ずる無限の活動は、凡て議會によつて行はれたのであつた。それであるから一方歐洲大陸を老婆的行政 (Grandmotherly Administration) の國であるとすれば、英國は老婆的立法 (Grandmotherly Legislation) の國であると言ひ得られる。

之を要するに英國にては凡て權力の行使は法に従はなくてはならぬといふことが、古から最も廣くして且つ最も深い原則となつてゐる。即ちダイシー教授の所謂「法の優越の支配」なる言葉は、政府の實體的活動は單に國の普通法の一部に過ぎないといふ所に、之れが充分の説明を見出

すのであつて、地方自治體の關係する範圍に於ては、行政の法に對する絶對の服従は、初め先づ治安判事の一身に、司法及び行政の二つの職務を集むることにより、第二に私の法案の立法的制度により、第三に議會の委員會の下に全行政官吏を置く所の内閣の制度によつて確保せられたのであつた。

- (1) Redlich & Hirst, vol. i, p. 33; Gneist, pp. 300—305.
- (2) Redlich & Hirst, vol. i, pp. 36—37.
- (3) Ibid, p. 38; Tanswell-Langmead, pp. 657—674.
- (4) Redlich & Hirst, vol. i, p. 39.
- (5) Ibid, p. 40.
- (6) Ibid, vol. ii, pp. 338—350; vol. i, pp. 41—42.
- (7) Ibid, vol. i, pp. 42—43.

第七節 十七世紀の地主政治

第一項 地主貴族の出現

第三に英國の地方が中央政府の干渉から免れて獨立を保ち得たのは全く地主政治の結果であつ

た。前にも述べた如く英國では十五世紀の終頃封建貴族は殆んど後を絶つたので、次の階級から之を埋合せねばならなかつたのであつた。ところで之に代つたのは大地主の階級であつた。斯くして十六世紀には貴族の階級は新人を以て満たされたのであつた。即ち彼等は田舎に於て大なる土地を得た商人、都市の奉行、法律家若くは富める製造業者であつた。英國ではこの時頃より富は最高の善であるといふ格言すら行はれたほどであつて、人は彼等の所得の高に應じて権力と身分を得るのであつた。既に十五世紀に於て紳士の最低限度が、三人のヘンリー殊にヘンリー四世の時代に課せられた財産資格によつて定められたのであつたが、その結果或る程度以下の財産の人々は以前騎士に委ねられた公職から除外せらるゝこととなり、最早社會は血統や家柄に重きを置かなくなつた。

斯くして土地から生ずる一定の収入は大陪審官、州の總督、治安判事等凡ての重なる公職に取つて必要なる資格となり、田舎の紳士は事實に於いて一の特権階級となつた。しかしその特権なるものは、土地の所有に依るものであつて、一定の土地に有するに於ては何人も得られるものであつた。それであるから當時伯爵の娘が、田舎の紳士の子息と結婚するには、不釣合でも何でもなかつた。従つて佛蘭西語の所謂 *dérogance* 及び *méalliance* と同意義の言葉は英語にこれを

見出すことは出来ない。サー・エドワード・クックの時に英國の貴族院には封建諸侯の後裔が極めて少なく、同院は有名な法律家の子孫を以て満されて居つたと云はれてゐる。而して同一貴族の子弟でも長男のみは貴族院に入り、次男以下は田舎紳士及び都會の富める商人の代表者等と同等の資格で下院に於て雜居して居つた、之と同時に英國に於ては苟も紳士たるの資格を有するものは、何人も公職に就き得るのであつて、治安判事その他の重なる公職には親子の紳士の名前の雜然と列記せらるゝを見たのであつた。之を要するにチュードル朝より十七世紀の終に至る英國の貴族なるものは、晩年佛蘭西に於て中等階級 (*la classe moyenne*) と呼ばれた階級に匹敵するものであつて、財産資格を基とする廣汎な民主的の性質を有するものであつた。十八世紀に至つて英國の貴族政治は全く寡頭政治の傾向を帯びて來たのであるが、廣く特権が金に附隨すること、階級的標準として富が血統に代つたことは、この時代の特徴であつた。尙ほこの外にも英國に於て國家の統一と、法の權威の二つの事實が、封建の無政府的自治に代つたことは、チュードル朝以後に於て英國の社會の特質を形造る所の地主政治の慣例を完成せしむるに至つたのであつた。而して此等の事實は州に於ける司法及び行政の全權が大地主に與へられた時に特別顯著のものとなつたのである。

第二項 治安判事の権力増加

前にも述べた如く、英國では十四世紀に於て諸侯の地方裁判所は王の裁判所に壓倒せられて、全く地歩を失ふことになつた。そこで一三六〇年王は各州の貴族、騎士、紳士、法律家の中より一定數の人を選んで、之にその区域内に於ける秩序の維持を委任し、且つ與ふるに司法及行政の大なる權を以てしたのであつた。之れが即ち治安判事である。その後治安判事の種類は一時騎士に限られたが、遂には一定の賃賃價格を有する土地の所有者總てに適用せらるゝことになつた。然るに治安判事の義務は社會の迅速なる發達に伴つて著しく激増し、犯罪の搜索、州の警察を初めとして、勞働の監督、貧民の救助、衛生事務、後には天守教徒の處刑までも取扱はねばならぬことになり、彼等の職務が膨脹すると同時に、地方に於ける彼等の權力は極めて絶大のものとなつた。憲法上の立場から見れば、治安判事は議會を通過せる法律を執行する意味に於てのみ行政上の權力を有するに過ぎない。従つて若し何等か新しい公務か企業か或は租税が必要となつた場合には、公私の法律の形式に於て議會の許可を得なければならぬ。併しこの點を離れて議會は地

方の行政に關して毫も中央の監督を行ふ餘地はなかつた。何となれば法を執行することに於て治安判事は全然獨立であつて、その職務の遂行について中央政府から何等の監視を受けなかつたからである。殊に英國に於ては中央に恒久的の政廳がなかつた所からして、地方團體に對して正規の監督を行ふことが出来なかつた。尤も議會は何時にてもその無限の特權に基づいて委員を選むで審査することが出来るけれども、英國には組織的審査と云ふ如き考がないのみならず、假りに之ありとするも議會はそれを企てるべく適當ではなかつた。それがために地方に於ける治安判事の勢力と權力は實に無限のものとなつた。

二

尙ほ茲に注意すべきは治安判事によつて行はれた裁判の特徴である。各地方に於ける封建諸侯の裁判は單獨に個人によつて行はれたのに反して、治安判事の裁判は數人の會議によつて行はれたのであつた。封建裁判は理論に於ては取上げ得ざる王からの特許に基づいたものであるが故に凡ての場合に於て事實主權の分割となつたのであるが、治安判事の裁判は何時にても取上げ得る委任によつたものであつて、その委任も役人に與へた單純の委任に過ぎなかつた。封建裁判は封建諸侯の補助機關として法律家を使用したものであつたが、治安判事の裁判は數人の紳士が法律家

と對等の立場に於て名譽として公務の爲めに盡すのであつた。封建裁判はその地域内に於ける凡ての土地の上に財産上の支配を有する人に結び付いたものであつたが、治安判事の裁判は貴族たると否とを問はず、一定額以上の収入ある州の大地主の凡てに對して許され得るものであつた。しかも封建裁判の場合にはその管轄は莊園としての權利を有する區域外に及ばなかつたのであるが、治安判事の裁判權は州全體に及むたのであつた。それ故に英國の裁判なるものは、封建裁判と異り土地そのものに附帶したものでなく、土地所有を條件として適當の人格者であり且つ地方の事務に利害關係を有する人々に行政及び司法の權を委任したものであつた。而して吾等が中央の權力を以て封建制度を驅逐し、大地主の階級を利用して速に昔の政教政治の殘壘を併呑破壊せる英國の國家の統一とその元氣を見出すのは全く茲にあるのであつた。⁽⁴⁾

第三項 田舎紳士と中農

斯くして田舎紳士は十七世紀の終に於て英國の社會の頭であり、心臟であり、凡ての活動の本源であり、且つ凡ての人々の美望の的であつた。而して彼等の地位の如何に鞏固であり、また如何に強き輿論の支持を得て居つたかは、一六四〇年から一六八八年まで英國の歴史中最も困難な

時代に於て最もよく之を知ることが出来る。即ちこの半世紀に足らぬ期間に於て、英國には激烈なる議會の鬭争、八年間の内亂、大なる宗教運動、王の斷罪に次いで狂激なる王の死刑、共和國の建設、溫和黨の敗北に次いで極端黨の捷利、偉人の軍事的獨裁政治、舊王徒の復位、王朝の革命等いろ／＼の大事事件は相次いで走馬燈の如く現はれたが、その間に於ても政治の重力の中心は依然として田舎紳士にあつたことは以前と異なる所がなかつた。而してクロムウルの共和政治の時代に於てすらも州の行政權は治安判事の手に残り、彼等は彼等の四季裁判所に於て事務を處理し、裁判官としての權利を行つたのみならず、この時代に於て彼等の權力が死刑までも課し得らるゝほど擴張せられたのであつた。當時の記録は彼等が密獵者を嚴罰に處し、資格なくして獵犬を飼ふものに罰金を課し、労働賃銀を定め、時にはその最高率を制限せることを記してゐる。此等は紳士の特權階級が依然として十分にその特權を保持して居つた何よりの證據である。故に吾人にして若し革命當時佛蘭西の州に於ける貴族の地位を想像したならば、如何に兩國の革命が根本に於て全く性質を異にするかを知るに足るであらう。十七世紀の中頃に於ける地方行政の状態は佛蘭西とは全く異り、その時に於て英國では既存の社會的地位に對する何等の反抗も、又種々の社會階級間の權力の分配の必要も、全く感ぜられて居らなかつたのである。⁽⁵⁾

四

十七世紀の後半英國に於て、紳士に次いで大なる勢力を有したのは中農 (Yeomen) の階級であつた。而して彼等はまた農業國であつた當時の英國に於て最も元氣と特色に富んだ國民的要素であつた。即ち當時紳士は既に封建貴族を吸収して自ら上流となり濟ましたので、小地主は自然之に代り田舎の中流階級を爲すに至つたのであつた。而してヘンリー六世の時は彼等の勢力が絶頂に達した時であるが、彼等は公簿面に於いて四十志以上の収益ある土地の保有者であつて、良き家に奴婢によつて勞働を助けられて安樂に生活し、子弟を大學に送り、窮迫せる紳士の地所を買取り、彼等自身紳士たらんと準備しつゝあるのであつた。十五世紀と十六世紀に於ける封建貴族の零落に次いで修道院の廢止は、著しく中農の階級を利益した(たとへ紳士ほどでなかつたが)。而してチュードル朝の下に寺區が昔の郡と十人組制度に取つて代り、州に隸屬することになつたときに、公務に關して最も活動的にして且つ獨立の部分をも占めたのは中農の階級であつた。斯くして當時寺區會議員として、寺區の役員として又救貧管理者、道路の檢地人、寺區の警察官、陪審官として働いたものは中農の階級であつた。⁽¹⁾

(1) Boutny, op. cit., pp. 108—111; Gneist, Das Englische Parlament, pp. 277—279.

(2) Ibid., pp. 111—113.

(3) Redlich & Hirtz, vol. p. 45. 尙ほトリグヰリヤンは之について次の如く言つて居る。チュードル、スチュアートの時代を通じて、無給の治安判事が一は地主として地方に重きを爲す所から、一は中央政府から與へられる委任によつて地方を支配して居つた。即ち當時の政治は有給の隸屬的官僚に依頼するのではなくして、地方紳士との間の政治的理解によつて行はれたのであつた。然るにデュームス二世はこの制度を破壊して、羅馬カトリックの問題に關して、ホワイトホールに於て地方郷紳を自己の徒黨たらしめんと試みたが、それは遂に失敗に終つた。なぜなれば斯る亂暴な中央權力の確立に對して、之に代るべき他の組織がなかつたからである。即ち地方郷紳の意思に反對して彼等自身を利用するの途がなかつたと同時に、無給の官僚政治なるものは存し得なかつたからである。一六八八年の名譽革命なるものは、一面から見れば中央政府に對する地方の叛亂、換言すれば樞密院に對する郷紳の叛亂であつた。王を越えての地主郷紳の勝利はその後一世紀以上、社會的、經濟的、政治的、宗教的事件に關して、全然中央の監督から解放せられたほど顯著なものであつた。次いでホッキングの寡頭政治が王權を獲得した時に、彼等はホッキングもトリーも共に地方郷紳の支配に殘すべく注意したのであつた。治安判事は大法官の選擇を経て王の任命に係るものであつたが、彼等の富と地方に於ける勢力は、彼等が土地から得たものであつて、之に對しては政府は一指だも觸るゝことが出来なかつた。斯くして中央に於けるホッキングの寡頭政治の政權は、主としてトリー黨であつた所の郷紳の寡頭政治によつて有効に地方に於て維持せられたのであつた。併しホッキングもトリーも何ものをもつてするも地主紳士の社會的努力を制限することが出来なかつた。斯くして眞正の寡頭政治を造りしものは、最早中央の權力によつて支配せられざる地方地主であつて、寧ろ彼等は彼等自身を支配したのであつた。英國に於ては一ヶ處として民主的村落はあることなく、選舉による州議會は一八八八年に至つてサリスマーリー内閣によつて初めて設けられたのであつた。而してその時まで地主貴族の治安判事

が英國の地方を治めたのであつた。Trevilman, *History of England*, pp. 512—513.

(4) Boutmy, pp. 114—115.

(5) *Ibid.*, pp. 116—119.

(6) *Ibid.*, p. 120, p. 122—; Tswell-Langnead, *op. cit.* p. 324.

第八節 十八世紀の社會狀態

第一項 公職と資産

一六八八年の革命後に於て、田舎の紳士は一六四〇年前と比較して、毫もその社會的、政治的、行政的の優越權を失ふところがなかつたのみならず、反對にこの時以後ますます急激にその勢力を擴張せしむることになつた。それは二世紀前昔の封建貴族を排除して彼等自身貴族階級となつた所の田舎紳士等は、絶えず一面その仲間より弱き要素を淘汰すると共に、他面に於て新興の地主階級と合して、丁度佛蘭西革命前に見る如き傲慢なる貴族階級の出現を見るに至つたのであつた。而してこの社會的、政治的變化は農業革命に原因するものであつた。即ち田舎の中流階級が消滅して、土地の獨占がますます深刻に且つ壓制的になつて行つた爲であつた。斯くして最も民主

的精神に富むた國民は、一時驚くべき寡頭政治に墜するに至つたのであるが、之と同時に一七〇〇年と一七五〇年との間に打建てられた議會の萬能と、十八世紀の終に於ける機械の大發明とは、更に一層この變態的情勢を速むるに至つたのであつた。⁽¹⁾

ウォルポールの時に議會は既に凡ての權力の本源として看做されて居つたのであるが、一七一六年に通過せる七年會期律 (*the Septennial Act*) はますます議會の權力を強め、議會をして遂に横暴に至らざるなきに至らしめた。従つて議會に於て多數を制することは野心家に取つて第一に必要なことであつた。而して議會に於て多數を制するためには、選舉民を巧に操縦して出来るだけ獨立の有權者を除外し、斯くして容易に威壓若くは買収し得る選舉民を多くしなければならなかつた。それ故にホッキング及びトリー兩黨の貴族や、王黨の郷紳乃至は印度のナボブ、商工業で財産を造つた成金等は、相共に結束して小地主の選舉權を奪ふことに努めたのであつた。斯くして英國に於ては十七世紀の終から十八世紀の初めにかけて、代議士を初め其他重なる公職に關する財産資格の引上を規定せる法律が相次いで發布せられ、一七一一年に通過せる律令は、代議士たらんとするものは田舎に於ては一年の收益六百磅以上、都會地に於ては同じくその收益五百磅以上の價格ある土地を保有するものでなければならぬことを規定した。この律令の重なる目的は商

工業家を排斥するにあつたが、その結果は中農を議會から杜絶することになつた。而して之と同時には治安判事たるものは、初め年收四十磅の土地を必要とすることになつてをたつたが、後にはその額は百磅に増加せられ(5 and 18 George III)次いでジョージ三世の時の律令によりて副總督は年收二百磅以上の土地所有者中より州の總督によつて選任せらるゝこととなり、州の兵事行政の高い地位は、上級の紳士の獨占する所となつた。即ち大佐は年收千磅以上の土地所有者であり、少佐は年收六百磅の土地所有者でなければならなかつた。

第二項 中農の消滅

次に大地主の寡頭政治を導くに至つた第二の原因は、土地の兼併による中農の消滅であつた。中農の消滅と云ふことは、英國の歴史上に極めて重要な關係を有するのであるが、それは次のやうな事情から起つたのであつた。即ち一七五〇年から一七八〇年までの間に、英國には大工業が起り、都會に多數の人口を引つけることになつた結果として、彼等に供給する食料の生産は地主に取つて甚しく有利なものとなつた。そこで地方の紳士等が廣大なる土地に改良農法を施しかつ大なる資本を投することによつて、出来るだけ多くの收穫を得んとしたるは自然の勢であつた。

之が爲に地方の紳士豪族等は先づ多くの土地を取得して之を専用することにならざる注意と努力を拂つたのであつた。而して之は先づ中農の土地を買収することによつて行はれたのであつた。尤も一七六〇年頃までは、保守的と云ふよりは寧ろ頑固一徹な中農の階級は、如何に有利な條件でも紳士等からの土地の買収若くは譲受の交渉に應じなかつた。何故なればそれは彼等は彼等の小さな農地から離るゝことは生活のたづきを失ふことであり、之に替へて農業以外他に思はしい前途の見込のないことをよく知つて居つたからである。當時英國では殖民も商工業も未だ十分發達せず、彼等の職業と地位の變化に對して賠償を保證すべきものはなかつたのであつた。然るにチャールズ二世の時に、英國は米國の全海岸を占領することによつて之をその殖民地とした外にも、一七四〇年と一七六三年の間に佛蘭西の殖民地の最も優等な部分をその領土に加へたので、海外の殖民について國民の間に大なる刺激を與ふることになつた。當時の移民は一世紀前のそれの如く、最早黄金や香料を探り當てんとする冒険者の群ではなかつた。彼等は耕作に値する土地の開發を目的とする眞面目な移住民となつたのであつた。そこで土地を金に替へた英國の小地主等は、本國以外の遠隔の地に於て自由の生活と彼等の精力並に彼等の資本の有利なる捌け口を見出すことが出来たのである。而して之と同時に大なる工業は高い利潤の豫想を以て都會に中農を

引つけることになつたので、彼等の中には土地を賣つて心ならずも住み馴れし故郷を離るゝものが續々として現はるゝに至つた。

第三項 構園地の増加

之に次いで一七六〇年以後、紳士の土地征服はいろ／＼の方法によつて行はれたのであつた。而してその第一は構園地 (Enclosure) の増加であつた。斯くして一七二〇年から一七六〇年までの間に、構園地法の適用を受けたものは三十三萬五千エーカーであつたものが、一七六〇年から一八四五年までの間に構園地法の適用を受けたものは、その約二十倍即ち七百萬エーカー即ち全國耕地總人口の三分の一に近いものとなつた。而してこの構園地の方法で私有地を増加することが、大地主である所の紳士に取つて極めて有利であるところから、最も利害の痛切な彼等は法律家をして彼等に都合のよい構園地法案を起草せしむると共に、彼等と同一階級に屬する人々をして、議會に於て此等の法案の通過に運動努力せしめ、且つ彼等の代理人をして同法執行の委員に當らしめたのであつた。しかも彼等は僅の金でその寺區内に於ける家主を買収して法定の同意

者を得ることが容易であつた。而して一方構園地法の實施によつて、土地を失ふべき小地主等は、之に對抗して權利を主張する爲めには恐るべき高價な訴訟費用を拂はなくてはならぬところから、之に萎縮して遂に無理な土地の構園に服従せざるを得なかつた。尤も貧しき中農の階級は、一時或る種の家庭工業を營むことによつて、土地の収益の不足を補ふことが出来たけれども、それとても忽ち都會に發達した工業の競争の爲めに奪はれて了ひ、十八世紀の末頃よりしては嘗て國民の中堅であつた所の中農階級は殆んど全く衰滅するに至つた。かくてエデンは嘗て三十ほどに分れて居つた農地が一七九五年には二つの大農地となつたことを記して居り、又コベットは以前に十四あつた農地が合併せられて一つになつたことを記してゐる。茲に於てか彼等の農民と親しい條件で生活を送れる小地主等は、今やその日暮しの労働者に沈淪し、貴族の階級に上つた大農は、嚴密なる商賣主義によつて土地と人間を使用することとなり、大きな農地では昔の農家の母家を初め物置小屋は憐にも破壊せられて、無宿の農民は僅に寺區の救助によつて生活することになつた。有名なゴールドスミス (Goldsmith) の *Deserted Village* は實に當時の光景を描き出した一幅の活畫であつたのである。而して昔彼等の生産物の市場として榮えた農村も住民の都會移住の爲めに今や馬語荒涼たる寒村と化し、中農や小地主は全く各種の公務から除外せられて了つた。而して一

方富める大地主等は、大資本と改良農法を以て只管大なる収益のみを目的とする農業投機者となり、此等の大地主と小農とは全く言語習慣までも異にすることになり、この二つの階級の間には社会的に大なる懸隔と溝渠を生ずるに至つた。⁽⁴⁾

二

かくして英國では十八世紀の後半に至つて農業的中産階級の衰頹を見たのであるが、ウォータールーの戦捷はその衰頹を完全ならしめた。即ち佛蘭西との戦争中農産物の暴騰によつて小農は一時利得した爲めに、彼等は農地の改良を行ふ爲めに金を借りたのであつたが、之れが爲めに彼等の生活も大いに派手になつた。然るに平和克復と共に強制通貨の廢止によつて農産物の價格が暴落したために、小農は非常な打撃を被り、彼等は土地を賣つて僅に借財を辨済するの已むなきに至つた。而してジョージ三世の晩年頃農家の不景氣はその頂點に達したので、中世に於て國家の中堅であつた所の田舎の中等階級は遂に消滅するに至つたのであつた。⁽⁵⁾

之と反對に大地主等は漸次附近の土地を兼併することによつて、多くの場合には一人の地主にして全寺區をその所有地とするものあるに至り、且つ相次いで發布せられたる構園地法 (Enclosure Acts) は共有地をも彼等の所有地に加ふるに至つたと共に、一方農業労働者は、從來無償で

使用し來つた小屋と小牧場の外に、牧場に於て牛を放つ權利さへも失ひ、殆んど凡ての場合に於て彼等は紳士の週極めの借地人となり、僅に一週間の豫告を以て賃銀と住家を奪はれることになつた。加之、チャールス一世の時から英國の地方官憲は、寺區の厄介物視せらるゝ労働者をば、その區域内から放逐するの權利を有して居つたのであるが、しかし地主等は之を以て満足しなかつた。彼等は全寺區の土地の所有者である所から、凡ての納屋を取壊し、凡ての新しい建物の建築を禁じたので、田舎は水平線上一の農家の視線を遮るものなき草と木のみを廣漠たる土地とし、零落せる農民等はまた開放して殘されたその附近の何れかの寺區の不健全な家屋に密集して雨露を凌いだので、貧民窟は獨り大都會のみならず、其處此處の田舎に發生するに至つた。⁽⁶⁾

- (1) Boutmy, pp. 137—138.
- (2) Ibid., pp. 138—139, pp. 144—145; Gneist, op. cit. pp. 306—307.
- (3) Boutmy, pp. 140—141.
- (4) Ibid., pp. 141—143; W. J. Ashley, The Economic Organization, p. 56 seq. p. 137 seq; Gneist, pp. 308—309.
- (5) Boutmy, p. 146.
- (6) Ibid., pp. 160—161.

第九節 治安判事の専横

以上の如き事情の下に、地方の紳士がその地方に於て物と人の上に、絶對の權力を振ふに至るのは、當然のことであつた。獨り彼等は地方に於て最高の權力であり、勢力でありしのみならず、議會に於ても又國家に於ても社會階級として等しく優越であつた。彼等の邸宅の附近には小さな邑か小さな町があつたが、その土地と家屋は多くの場合に於て彼等の所有であつた。彼等は氣に入らぬ借地人を放逐し、新らしい建物の建築を妨げ、酒類の販賣を禁じ、彼等の小王國內に於て特別の經濟狀態を打建てるべく凡て自由であつた。彼等は禮拜堂の敷地を拒むで與へざることによつて、宗教の自由をすら妨ぐる權力を有して居つた。或る場合に於ては大都市の建てられた土地全部が二三大地主の私有であつた。従つて必然彼等はその都市の財政に關して偉大なる發言權を有して居つた。この外にも尙ほ彼等は教會の創立者から讓受くることより、又は王から之を買取ることによつて、牧師選任の權利を有して居つた。斯くして地方の紳士は俗務についての權威に加ふるに教政上の勢力を以てするに至つた。

二

加之、英國の各州には州内の小地主及び借地人より成る州兵があつたが、その年々の訓練は紳士の指揮によるものであつた。しかもその外に州内に於ける行政司法の全權は、紳士の出たる治安判事の掌握する所であつた。而して進み行く社會の必要に應じて彼等の職務はますます複雑多端となると共に、彼等の權限はますます擴張せられた。彼等は獨り行政官、裁判官であつたのみならず、地方官及び公の團體の凡ての義務を負擔したのであつて、佛蘭西に於ける“*prefect*,” “*sous-prefect*,” “*conseil de prefect*,” “*conseil général*,” “*conseil d'arrondissement*,” “*juges de paix*,” “*juges d'instruction*,” “*commissaire de police*,” “*mair*” を兼ねたものであつた。

三

それから又以前には治安判事が輕罪の裁判のみ單獨で判決を下したものであつたが、後には救貧區の役人の選任、酒屋の特許、道路の修繕等に關する行政上の問題についても、特別の裁判を開いて單獨に之を決定することゝなつた。尙ほ以前には上告は王の裁判所に持來されたものであつたが、その後に至つて四季裁判所は殆んど凡ての場合に於て、通常裁判からの上告に對して第一審の裁判にして且つ終審裁判所となつた爲めに、結局上告は治安判事から治安判事に運ばるゝ

ことになった。次いで十八世紀に於ては陪審官の列席なしの略式裁判は著しく擴張せられ、多くの場合に於て治安判事が單獨に裁判を行ふことが普通となり、無数の輕罪及び小事件に關しては昔の健全なる裁判の保障は廢棄せられて了つた。而して稀に重大の犯罪を取扱ふ裁判所よりも、日常の出來事に關して絶えず裁判を行ふ裁判官の方が、その区域内の住民の上に勢力を有するに至るのは云ふまでもないことである。而も當時の紳士等は家長的無責任を以てその裁判權を行つたのであつた。加之、當時の裁判は紳士同志のみ寄つて之を行つた場合に於て最も專斷となつたのであつた。即ち十八世紀以前に於ては地主出の治安判事の間には必ず専門の法律家の一組があり、彼等を助けて裁判を行ふのを例としたのであつたが、十八世紀後に至つて専門の法律家は除外せられ、之と共に階級的精神と階級的利害に對する障礙は取除かれて了つた。⁽³⁾

斯くして多數の事件に於て、事實上の公平な考慮を得る爲めの陪審官と、法律の聰明なる適用を得る爲めの老練なる法律家と、共に之を要しないことになつたが、之と同時に人民の上訴の權利も以前に比して著しく制限せらるゝことになつた。即ちチャールズ二世の時には訴件移轉命令によつて訴訟を治安判事の手から上級の裁判所に移轉する方法は、凡ての事件について適用せられたのであるが、一六七二年には歳入に關する或る事件についての上訴權が廢棄せられ、後には

道路に關する問題についての上訴權が廢棄せらるゝと共に、煩雜なる法律上の手續はますます上訴を困難ならしむるに至つた(5 George II, ch. 19)。而してその後發布せられたる法律中には訴件移轉命令の作用を妨ぐる多くの規定を見るのであるが、これは不動産に關する訴訟若くは公安の維持に關係なき訴訟については、凡ての場合に於て四季裁判の決定を以て終審とする方針より出でたものであつた。その結果治安判事は彼自身の利害の爲め且つは彼等の階級の利害の爲めに偏頗にして專斷な處置を執るに至つたことは免れざる所であつた。⁽⁴⁾

四

而して斯る制度が長い間その儘容認せられたのは驚くべき事であるが、凡ての階級の人々が一緒に之を賞賛してをつたのは一層驚くべきことであつた。それは當時昔の中等階級は既に滅び、一方優者の階級が餘り權威が強し勝手に意見を發表したのに對し、劣者の階級は餘りに弱く發言する氣力すらなかつた爲めであつた。デズレリーの小説中、ミルバンクが彼の父がまだ少壯であつた頃、英國の貴族の不機嫌な時に出會つた人は、死の宣告でも受けたやうな思をした事を屢々彼に物語つたと言つて居るが、之に依つて見ても當時の紳士の隆々たる權威は略ぼ想像せられる。斯くして州の奉行たる治安判事は何人の監督にも服することがなかつた。法律は彼等の地位

の絶對な安全を保障し、國家は漸次彼等に與ふるに廣大なる權力を以てした。而して下に對する彼等の權威は無限であつた。救貧區の自治は衰頹し、救貧區は全然彼等の監督に服するに至つた。而してこれは十八世紀に於ける英國の寡頭政治の特徴であつた。斯くして救貧區に於ける自治の衰頹は年と共に甚しきものがあつた。以前から各救貧區はそれ自身の警部と道路の管理人を選擧した。只救貧官 (Overseer of the Poor) のみが寺區で作成した人名簿中より治安判事が之を選任するのであつた。而して貧民に與ふる給與を取締り納税者に對する救貧税の負擔歩合を決定するのはこの救貧官であつたので、それは地方に於て極めて重要な職であつた。而して以前はその課税が明に不法であつた場合に於てのみ治安判事は之を許可せざることが出来たのであつたが、十八世紀の終頃には救貧區の有する以上の特權の大部分は消滅して了つた。救貧區に於ける警部の選任は治安判事の手に移り、一六九一年以後治安判事の許可若くは四季裁判所の命令なくして、如何なる救與も年々調製する救貧區の名簿に記載せられざる貧民に與ふることが出来なくなつた。之に於てか救貧官は全く獨立に行動する權限を有せざることになつた。十八世紀の間治安判事は著しくその權力を濫用し出願者に對して給與を濫費した。一八〇一年以後彼等は不法の課税を拒否せしのみならず、殊に課税表と各人の課税高を修正變更した。この時よりして救貧税は

凡ての直接税の標準となり基本となつたので、之を變更するのは極めて重要な事柄であつたのであるが、之れが多年の慣習によつても、又輿論によつても保障せらるゝことなく、選舉にも依らず、又利害關係者の監督にも服しない一部の人々によつて、勝手に救貧區とその區内の家主に課せられたのであつた。^⑤

併しそれにも拘らず救貧區は尙ほ存在して居つた。但しそれは正式に廢止せらるゝことはなかつたが、頗る影の薄きものとして餘命を續くるに過ぎなかつた。然るに一七八二年以後治安判事は貧民救助の目的の爲めに數區を合して救貧區聯合を造るの權限を與へらるゝことになり、此等の聯合は速に全國の大部分を掩ふことになつた。而して各聯合は救貧管理人 "Visitors" と稱する救貧官の監督の下に働く "Committee of Guardian" (救貧管理委員) によつて管理せられたのであるが、救貧管理委員も Visitors も共に治安判事によつて任命せられ、殊に Visitors は一般に治安判事に屬する地主階級から選ばれたのであつた。^⑥

五

斯くして救貧區の住民は彼等の共同の利害と共同動作の機會の大部を奪はれて了つた。土地の兼併によつて中農を失つた此等の小さな地方團體が地方的事務を施行するに適當な人物を供給し

得ないのは自然の勢であつて、政府が救貧區を合して救貧區聯合を造るに至つた主なる原因は、廣い區域から必要な金と適當の人を得る爲めであつたことは明である。併しながら斯る地域の擴張は一方に於て地方自治の頽廢を完全ならしめ、地方の事務に關して何等の權利も責任も有せざる小地主の移住を刺激したことは疑のない所である。斯くしてチュードル朝時代の創設に係る救貧區の微細にして潑刺たる民主主義は次第に消え失せ、自治的精神の本源にして且つ英國の社會に於ける最も健全なる要素を供給した階級の養成地であつた無數の小さな地方團體は、十八世紀の間に殆んどその存在を失ふに至つた。従つて十九世紀に入つた時には救貧區には自治の認むべきものがなく、たゞ地方的自由の名と傳統の下に行はれた州の貴族的自治があつたのである。昔の宗教區の特權は階級の特權に入替られ、寡頭政治は專斷的に英國の全田舎を支配するに至つたのであつた。⁶⁾

- (1) Boutmy, pp. 161—162.
- (2) Ibid., pp. 162—164.
- (3) Ibid., pp. 164—165.
- (4) Ibid., p. 166.
- (5) Ibid., pp. 167—170.

- (6) Ibid., pp. 169—170.
- (7) Ibid., pp. 171—172.

第十節 地主と議會

加之、議會に於ける地主の特權は、地方に於ける彼等の特權を統一的恆久的ならしむべく役立つたものであつた。當時地方の紳士のみ、殆んど田舎の紳士のみが議會に於て代表權を享有し、立法に對して發言權を有して居るために、何れの社會に於ても立法上の利益を得るには、一に彼等の好意に依らなければならなかつた。而して貴族院は殆んど全く地主から組織せられて居つた。土地からの大なる所得は貴族たるべきもの、第一要件であつた。庶民院は一定の不動産を有することを條件として殆んど全く田舎紳士より補充せられたのであつた。彼の所謂懷中選舉區 "pocket boroughs" は地主に屬して居つた。彼等はその區内に土地と家屋を有して居つたが故に、彼等の借地人であつた所の住民は、地主の差配の命するが儘に投票すべく準備して居つた。田舎の紳士は一國の國政に於て有する分け前をば、彼等の友人に譲つたり、賣つたり、交換したりするのを例とした。加之、彼等は容捨なく昔の都市の選舉區を買収することに成功したのであつた。

従つて小さな都市選挙區は、附近の大地主の單なる政治的機關となつて了つた。大きな都市に於てすらも田舎の豪族の勢力が一般に強く、都市の閉鎖團體 (Select Body) は地主貴族と彼等の執事の保護に依頼したものであつた。かくして兩院と政府に於て地主貴族は恐るべき何物をも有しなかつた。而して政黨は此等の権力ある階級自身の分派によつて造られたのであつた。十九世紀の初め六百五十八名の代議士中四百八十七名は事實上貴族と富める地方の紳士によつて選任せられたのであつた。サンフォードの云ふ所に依れば、一八三二年と一八六七年の間に百十名の代議士は三十一の大家の被指名者であつたとのことであるが、實にこの三十一家の政治的重量は倫敦及び大きに於て之に次ぐ四十市に匹敵し、蘇蘭土に二倍するものであつた。従つてその同一階級が議會に隸屬する政府と、政府に隸屬する凡ての官職をその手に獨占するのは自然の勢であつた。一七八三年のピット内閣の閣員は凡て貴族であり、ピット彼自身も亦貴族の出であつた。斯くして大使も、高位の軍人も、殖民地の總督も、教會の高僧も、國家の要職は凡て地主貴族の間に分配せられ、ホキッグ貴族とトリー貴族は交代に政權を得る毎に、此等の要職を分捕品としてその仲間に分つたのであつた。斯くして社會の残りのものは無益に彼等の順番を待つたのであるが、彼等の日は遂に來らなかつた。何物も彼等の運命に落ちて來なかつた。實に十八世紀の英國は徹頭徹

尾、特權階級の貴族政治であつたのである。唯併し英國の貴族政治は姓的階級に基づいたものでなかつた爲めに、國民が發達した場合に、時から時と國民の利害に應じて推移することが出來たのであつた。⁶¹⁾

(1) Poutny, pp. 171-173; Radlich & Hirst, vol. 1, pp. 54-56.

第五章 民主的自治の時代

第一節 産業革命

英國は十八世紀と十九世紀に於て、中央となく地方となく完全に田舎紳士の支配する所となつたことは、前述の如くであるが、その間彼等の勢力を根柢から搖がすべき低氣壓は、冥々の裡に發生しつゝあつた。それは外ではない。機械工業の興起と發達であつた。十七世紀の英國は未だ純然たる農業國であつたが、その終頃よりして同國には工業的進歩に必要な多くの條件を見出すことが出來た。即ち一七〇〇年に英國は強大なる艦隊を有し、廣大なる植民地の市場を支配し

た爲めに、其處から原料を輸入し、其處に製作品を賣捌くことについて、極めて有利の地位にあつた。従つてこの時頃から英國の製造品に對して澤山の捌け口が出来たために、著しく生産工業を刺激し獎勵することになった。そこで増加する生産に取つて缺くべからざる各種の補助制度が現はれ、先づ書簡郵便の制度が十分に普及せるのを初めとして、一六九四年には英蘭銀行が設立せられ、有望の企業に對して資金供給の途を開くと共に、通貨の改正が行はれて鞏固な基礎の下に置かるゝこととなり、資本家の組合と商事會社が盛に組織増設せられ、英國の商船は到る處の海港を掩ふに至つた。かくして國を擧げて非常な投機熱に浮かされ、恐ろしく冒険家の好奇心を刺激するに至つた。⁽¹⁾

然るに一七五〇年以後英國に六大發見が相次いで起るに及むで、社會上經濟上の事情が全く一變するに至つた。即ち一七六九年にアークライトが水車紡機を發明せしを初めとし、一七七〇年にはハーグリーブスの多軸紡機の發明があり、一七七六年と一七九二年にはそれ／＼クロンプトンの走錘製紡機とケーリーの自動走錘製紡機の發明があつたのに加へて、一七六九年にワットが蒸汽機關を發明するに及むで、以上諸發明の作業力は蒸汽機關を利用することによつて著しく増加せられたのみならず、一七八五年にはカートライトは彼の動力織機を發明した。然るに之と前後

して一七四〇年と一七五〇年との間に於て、石炭を用ゐて鐵を製鍊する方法が發明せられ、一七八八年には蒸汽熔鐵爐が發明せられたので、製鐵事業と礦山事業が急激に發達し、此等の製作品を分配する爲めに、新しい交通路が開鑿せられた。即ち一七七七年にはトレントとメルシーとの間の大幹線運河の工事が竣功し、ハルトリヴァプールとを聯絡する運河とブリストルとこの二つを聯絡する運河が開鑿され、一七九二年にはオックスフォードを経てロンドンとミッドランドの諸市を連結する所の九十餘哩の運河が開鑿され、一八一〇年には國內の運河系統が殆んど完成した。而して之と同時に道路は急激にその數を増加すると共に、交通が大に整頓せらるゝに至つた。當時鐵道は未だ利用せらるゝに至らなかつたが、産業革命は一七八〇年頃から急速に進行しつゝあつた。⁽²⁾

二

而してその結果は實に目醒しきものがあつた。十八世紀の最初の五十年間僅かに六分の一増加した人口は、一七五〇年と一八〇〇年との間に五十パーセント以上、一八〇〇年と一八五〇年との間に九十パーセント以上増加し、之に次ぐ三十年間に五十パーセント以上増加した。十八世紀の初め以來、田舎の人口は停止的狀態にあるか若くは減じたが、これと反對に商工業都市の人口

は著しく増加した。一八六〇年より少し後に人口の割合は農業の千に對して商工業二千六百七十五となり、彼等の生産する貨物の価格は、農産物の三十五億フランに對して工業品は五十八億フランとなつた。而してこの俄に發生した新しい人間の群集は初めから第二國民の性質を有して居つた。彼等は既存の國民と親しく混和もしなければ、それと同じ割合に於て地球の表面を占領しなかつた。彼等は新しい礦山地方の周圍に密集し、從來年代記にも知られなかつた町や場所に都會を打建てたのであつた。而して急激に人口の最も著しく増加したのは英蘭土の北部であつた。一七〇〇年には人口の最も密集せる十の州は何れもバーミンガム以南にあつたのであるが、一七五〇年には最も密集せる十の州のうち、四つはその北に横はることになつた。

就中都市に於ける人口の流入は顯著であつた。しかしロンドンは別として、人口の急激に増加したのは、ブリストル、ノーウッチ、ヨークなどの歴史に有名な都市ではなくして、リヴァプールや、マンチエスターの如き新興の都市であつた。かくして一六八五年に僅に四千しかなかつたリヴァプールの人口は、一七六〇年には四萬となり、一八八一年には五十五萬二千五百八となつた。而して之と同時に一六八五年に六千であつたマンチエスターの人口は一七六〇年には四萬から四萬五千の間となり、一八〇一年には九萬五千となり、一八八一年には五十一萬七千六百四十九と

なつた。尙ほ一六八五年にマンチエスターよりも僅かな人口であつたバーミンガムとシェフィールドの人口は、一七六〇年には殆んど三萬に達し、一八〇一年にはそれより七萬四千、四萬六千となり、一八八一年にはそれより四十萬と二十八萬五千となつた。而して此等は十六世紀には全く知られぬつまらぬ場所であつた。従つて此等の充滿する人の群は新しい處女地に息吐く隙を求めたのであつた。彼等は其處に古き何物をも見出すことはなかつた。而して彼等は彼等自身の爲めに田舎と古い都市に行はれた傳統と思想の何物をも知らぬ新しい社會を建てたのであつた。しかも勞働の状態はこの新舊二つの社會の差異を一層甚しくするに與つて力があつた。即ち農業地方に於ける古の都市では、家庭工業は農業と並んで家長制度の下に營まれたので、例へば機械の如きも道具を所有する人によつて行はれたのであるが、機械が實用に持來された時に勞働者は動力の得らるゝ範圍内に生活すべく餘儀なくせられたのであつた。即ち工業制度は資本の集中、勞働の分業、何等道德的拘束なき人の間の個人的契約等の特徴を遺憾なく發揮したのであつた。而して之れが爲めに社會は大體に於て雇主と勞働者の二つに分かれた。尙ほこの外にも一方に於て、勞働者は最早彼等の働いた産業を管理することが出来なくなり、彼等は僅に機械の働を注視し補助するのみとなつた。サー・ロバート・ピールは一八〇六年に、機械の進歩は『補足的人種』

を創設したと云つたが、この人種は彼等に特有なる本能、感情、苦痛、不平、思想、習慣、法律を以て社會の舞臺に顯はれて來たのであつた。従つてこの時から英國は、明に彼のジスレリーの所謂『二つの國民』に分れたのであつた。而してこの二つの國民中の新しい方は、殆んど無から飛出して來ながら迅速に發達して、一八七一年には全勞働者の五分の四を占むるに至つたのであつた。⁽⁶⁾

三

しかも又一方に於て當時農民の窮迫はその極に達した。即ち當時英國の農村に於ては、地方豪族は極めて廣大なる土地を獨占し、且つ世襲することによつて重要な官職を占領し、無限の勢力を振つたのであつたが、一面から見れば彼等は單純なる用益權者に止まり、土地を賣ることも又之を抵當に入れることも、樹を切り若くは長期の借地權を設定することすらも許されなかつた。併し當時英國に於ける農民の地位は地主のそれとは比較にならぬほど憐むべきものであつた。十八世紀の英國の法律は小作權及び小作物の差押を禁じた結果として、農民は必要なる資金を得る途を失つたのに加へて、一年毎に小作契約を取かはす所の當時の制度は、ますます農民を不安の状態に陥れ、無数の小作人は彼等の勢力の結果を享有し、若くは彼等の施せる改良の利益を擧ぐ

るについて、何等の保障をも有しなかつた。之に加ふるに當時土地兼併の結果として各地方に生じた多數無産者の群は社會の恐怖となつた。しかも田舎の紳士等は國家の干渉を恐るゝ餘り、自ら此等無産者の救濟の任に當らなければならなかつた。而して之が對策として先づ數箇の救貧區を合して救貧區聯合を造つたことは既述の如くであるが、その區域が著しく廣くなつた爲めに、救貧官等は如何なるものを細民として救濟すべきかについて見別がつかなくなつた。それであるから彼等は只管公安の維持を目的として貧民の救助を行ふこととなり、行政上にも立法上にも恐怖と慈善の混淆を見るに至つた。一七八二年のギルバート法が、壯健なる勞働者に賃銀の割増を與ふることとし、更に一七九五年のスビナムランド法が、穀價の騰貴の割合と小供の數に比例して勞働者の賃銀を増加することにしたのは、之れがためであつた。然るにその結果一方に於ては、農民勞働者の救助を受くるものがますます多くなると共に、風俗の頹廢はますます甚しく、他方に於ては地方税は驚くべき勢を以て激増し、之れが爲めに小作料の著しき騰貴を來たし、從つて荒廢に歸したる土地も少なくなかつた。⁽⁶⁾

茲に於てか地方紳士等は、彼等の勢力を打建てた社會的制度の缺陷から生じた貧民の悲惨を救ひ、且つその不正を匡正すべく最善の努力を爲したのであつた。即ち彼等は日常の生活費を供給

することによつて、貧民の不平を緩和すべく鋭意したのであつた。併しながら斯の如きは僅に一時の痛みを止める姑息の療法に過ぎないことに氣づかなかつた。殊に彼等の爲す所は、彼等の周圍に興りつゝあつたところの若くして元氣と自信に富める時代の主義と全く相反するものであり、且つ彼等を頭とせる社會組織は、早晚時代遅れのものとして廢棄せらるべきものであることを豫見することが出来なかつた。しかも彼等の恐れし國家の干渉は只時の問題であつた。少數者の手に左様に多くの財産と權力を集めた社會制度に對して、立法が無産者に援助を與へ、權力の濫用を防止するべく餘儀なくせらるゝの日は遠からず來るべきのは、避くべからざる勢であつた。

- (1) Routny, English Constitution, pp. 181—182.
- (2) Ibid., pp. 183—184; Toyenbee, The Industrial Revolution, London, 1902, pp. 90—91.
- (3) Routny, pp. 184—185; Toyenbee, pp. 33—37.
- (4) Routny, pp. 186—187.
- (5) Ibid., pp. 189—193.
- (6) Ibid., pp. 194—195.

第二節 商工業家階級の勃興

之に次いで英國の地主階級の勢力の上に影響を與へたものは商工業者階級の勃興であつた。英國の商工業家の階級は、その發達が餘り著しくない時から既に相應の勢力を有して居つた。そこでアダム・スミスも富國論(五卷八章)中に彼等が政府に取つて恐るべきものとなつたこと、及び彼等は輿論の支持によつて民衆の擁護を得るやうになつたこと、議會は彼等の聲に注意して耳を傾け、彼等共同の利益の爲めには、地主の不利となる議案すらも通過せしむるに至つたことを書いて居るほどである。而して彼等商工業階級の發達が顯著となつたときに、富める商工業家の或るものは、初めは先づ結婚により、次に土地の取得により、田舎紳士と對等の關係に於て郷紳の仲間に加つたのであつた。その以前に於ても商工業家の階級は無論彼等自身の利害について考へたのであるが、その時には未だ彼等の利害と大地主の利害との間に相反するものがなかつた。そこで新に財産を造つた成上りの商工業家等は田舎紳士の特權について嫉視することはなかつた。彼等は尙ほ彼等の實力を知らなかつた。彼等は未だ數に於て少なかつた。彼等は階級としてなく個人として順次に出世したのであつた。それ故に彼等が新に社會的地位を得た場合に、從來勢力を占めて居つた階級の中に吸収せられたのであつた。而して彼等は現狀に於て満足し、その時代

の地主と社會組織に對して寧ろ尊敬の念を有して居つたのであつた。加ふるに當時自然に對する崇拜の觀念と、自由交換及び自由競争の理論を結びつけた所の十八世紀の教義は未だ十分に普及せられなかつた。而して *Laissez-faire*, *Laissez-passer* の思想が暗々裡に人心に影響しつゝあつたことは争のない所であるけれども、長い間それは學者や政論家の理想として看做されて居つたに過ぎなかつた。⁽¹⁾

二

時勢は何時までも地主と商工業——この二つの階級の緩い結合を許さなかつた。而して最先にこの二つの階級の利害の衝突を見るに至つたのは、人道的トローリー社會主義が戶外救助の一策として、法律を以て明に自由競争の原則に相反する救貧區の農場の設置と勞働賃銀の標準率を規定したのに初まつたのであつた。而して兩者の反對も初めのほどは餘り人の注意を惹かなかつたが、一八二〇年以來經濟的自由の原則は、實際の眞理として強く人心を支配し、輿論に訴へると共に立法を左右すべく始めたのであつた。即ちこの年ロンドンの商人組合等は議會に一の請願を出して、禁止的保護的關稅の有害なる結果を指摘すると共に、關稅法の改正を要求したが、エヂンバラ一の商業會議所も亦同様の請願を議會に提出することとなり、下院の調査委員會亦之に關して殆

んど自由貿易の宣言とも見るべき報告書を提出し、之に勢を得て關稅撤廢の運動は續々として起つた。事茲に至つては立法部も最早この大勢に反抗することが出来なくなつた。茲に於てか一八二二年と同二三年に於て航海條例によつて定められた多くの專屬的特權は短縮せられ、一八四九年に至つて全く廢止せらるゝに至つた。次いで一八二五年には羊毛の輸出を禁ずる法律は修正せられ、機械の輸出を禁ずる法律は大に緩和せられたが（遂に一八四三年に至つて全部廢止）、同年外國人の勞働者を使用せる者、及びかくして使用せられた外國勞働者に罰金を課する法律は廢止せられ、勞働者が高い賃銀を得る目的から組合を組織し及びストライキを爲すの權利は認めらるに至つた。故に一八二〇年より一八三〇年までの間の英國の立法を點檢するときは、何人も彼の地主成金の一體に同化せられた早い頃の紡績成金の弱い仲間と相對して、その頃如何にその性質に於て決斷的であり、自由主義的であり、進歩的なる所の新しい社會要素が、勢力を占むるに至つたかを痛切に感ずるであらう。⁽²⁾

三

而してこの新時代に於ては、人は競争と行爲の自由の愛と、廣い競争場裡に對する希望と、人生の競争を恐るゝよりも寧ろ之を悦ぶところの樂觀的精神に満たされて、彼等は貴族及び地主を

敵に廻して立つたのであつた。かくしてこの時より新しい英國と舊い英國との争、工業と莊園との争が猛烈を極めたのであつた。今や大工業家は國に於ける彼等の力と貫録を十分自覺せるのみならず、彼等は共同の信用を重じ、一定の主義を實際上の結論に運ぶべき準備が既に整つたのであつた。相對する二つの軍勢は明白に相異なる利害を代表し、而して互に明白に相異なる經濟上の理論をその旗印を掲げて立つたのであつた。⁽³⁾

(1) Boutmy, pp. 196—199.

(2) *Ib.*d, pp. 199—200.(3) *Ibid.*, pp. 200—201.

第三節 選舉法の改正

而してこの新興の階級が、長い間彼等に閉された政治の舞臺に於て地位を要求するに至るべきは自然の事であつた。況んや當時英國に於ける國會議員の選舉は、不公平の極に達し、議會は人民を排斥する暴虐なる貴族等の機關と化して了つたに於てをや。かくなつては國民が輿論の後援によつて之を打破るに至るのは當然のことであつた。前にも述べた如く、産業革命の結果英國の

人口は空前の速力を以て増加すると共に、郡部に於ける其配合についても亦大なる變化を見るに至つた。然るに代議士の選舉區の分配については一六八八年の革命以來一回の變革も試みられなかつた爲めに、代議士の選舉は極めて不條理のものとなつた。例へばオールド・サラム、ニュータウン、ガットン、ブランバー、ボッシニー、ピアラルストン、ブラックレー、トレゴニー等の都市中には、荒涼たる村落に化したるものがあつたにも拘らず、何れも二人の代議士を出して居つたのに反して、マンチエスター、バーミンガム、リーズ、シェフィールド、ラルヴァーハンプトン、ハリファックス、ボルトン、ブラッド・フォールド等の繁華な都市は一人の代議士をも選出しなかつた。⁽³⁾

しかも選舉權の不都合なことは決して選舉區の分配に劣らなかつた。即ち州の議員は一年四十志に價する不動産の自由保有者によつて劃一に選出せられたのであつたが、都市選舉區にあつては、その選舉資格は雜多であつて、或は有ゆる納稅者が凡て選舉權を有する所謂 *Scot and Lot Borough* なるものあれば、或は世襲的自由民のみ選舉權を有するものもあり、或る選舉區に於ては都市の役員のみ選舉權を行ひ、他の選舉區に於ては苟も一戸を有するものは凡て選舉權を有し、又他の選舉區に於ては古の貸家 (*Ancient Tenement*) と稱する特殊の家屋の所有者若くは占有者に限つて選舉權を有するものもあつた。而して斯かる制度の結果として、選舉に關して到る處大仕

掛の買收の行はれたのは當然のことであつて、一七八五年ピットが選挙法の改革を提案したとき議席一個の價格が七千磅であつたと云はれ、又一七六八年ベンティンクス家とローザース家がカムバランド及びウエストモリアランドの二州に於て選挙を争つたときには、議員一人につき四萬磅を費したと稱せられて居る。之れによつて見ても代議士中の大多数は、事實貴族富豪の指名若くは後援によつたものであることは明である。

二

以上の如き不都合極まる選挙法に對して、覺醒せる國民が之れが改革を叫ぶに至るのは自然の勢であつて、ジョン・ロックの如きは一六九〇年の昔に於て、英國の議會の選挙法の著しく荒唐無稽なるを非難して之が改革を提唱し、又サー・フランシス・ダツシュウツドの如きは一七四五年に、自由にして公平なる國會議員の選挙權を人民に與ふべきことの動議を庶民院に提出して居るのである。併し當時英國に於て地主政治に最も大なる打撃を與へ、選挙法改正の基礎を造るに至つたのは、佛蘭西からの自由思想の輸入であつた。バックルの云へるが如く、佛蘭西には革命と相前後して三つの思想の流が現はれた。即ちその一つはヴォルテアを指導者とする懷疑哲學派であつて、その主たる目的は教會の攻撃であつた。然るに間もなくルッソー等の一派が起り天賦人權説を眞

向に振かざして猛烈に現代の政府と社會制度を攻撃することになつたが、之と相並んで一方に於ては、コルベアの重商主義政策に對する反動が起り、重農學派の徒はチュルゴール等と共に自由放任主義 *Laissez-faire* の宣傳と普及に努めた。茲に於てかこの三つの思想は佛蘭西國內を風靡したが、當時英國國民の富と知識が新に著しく増加せるに加へて、英國と佛蘭西とは商業上並に文學上に於て密接の關係にあつた爲めに、此等の思潮は滔々として英國に流入し、殊にアダム・スミスがその富國論に於て鼓舞せる「最大の生産は政府の干渉と法律習慣の拘束なく、個人の利己心に基いて自由に行動せしむることによつて得らるゝものである」との理論は、最も深刻なる印象を人心の上に與ふるに至つた。

三

然るに偶々一七六四年ウィルクス事件なるものが勃發するに及んで、議會の改革に對する輿論の聲は急激に喧しくなり、遂にそれが動機となつて實際の改革運動を見るに至つたのであつた。ウィルクス事件のことは茲に詳述する限りでないが、その大體をいへば、ノースブリトンと稱する週刊新聞の主筆にしてミッドルセックス選出の代議士たるウィルクスが、その新聞紙上に於て、巴里平和條約に關する王の勅語中に虚言があることを攻撃した廉で不敬罪に問はれ、その記者印刷人

竝に發行者と共に逮捕せられたについて、庶民院はウィルクスを議會から除名した。然るに一七六八年ウィルクスはミッドルセックス州から再選せられた。そこで庶民院は再びその當選の無効を宣言したが、同選舉區は二度ウィルクスを選舉した。庶民院は二度彼を除名した。而して四度目にウィルクスの選舉せられたときに、庶民院はウィルクスより遙に投票数の少なき次點者を以て當選者と宣言した。而して此事件のために、ウィルクスは取るに足らぬ人物であつたのに拘らず、國民的英雄の名を博し、庶民院の横暴なる處置は、痛く各選舉區の選舉民を憤慨せしめ、ロンドン市會の如きは、ウィルクスは公共の自由を擁護したものであるとして、感謝状を送つたほどであつた。而して之れがためにジョージ三世の政策に對する反對を昂め、大いに國會改革の氣運を促進するに至つたことは云ふまでもなかつた。その結果この争はウィルクスの勝利に歸し、一七八二年ウィルクスに對する凡ての議事録は、下院の記録から削除せらるゝこととなつた。

四

斯くして議會改革の問題は、各處の政治俱樂部、新聞雜誌に於て盛に論議せらるゝこととなり、ヘンリー六世以前には凡ての不動産自由保有者は、選舉權を有してをつたこと、ウァリアム三世の時代には議會が年々改選せられたこと、一七一七年の七年會期律は憲法違反なること等の事實は

一般に宣傳せられ、政治學者は又自然の權利の理論より、代議士は選舉民に對してのみ責任を負ふべきものなること、及び選舉民の勢力を強くするために、議會の年限を短縮すべきものなることを高調するに及んで、選舉法の改正は抑ふることの出来ない天下の輿論となつた。こゝに於てロンドンの市參事會員にして選出代議士たるソープブリッチは、一七一一年より七八年まで年々議員の任期短縮に關する動議を議會に提出し、一七七六年ウィルクスは議會に詳細なる改革案を提出して、繁華なる都市の代議士の數の増加を要求する所あり、更に一七八〇年には、同年創立せられたる憲法改正協會 (Society of Constitutional Information) の會員たるリッチモンド公爵は、普通選舉を以て代議士選舉の基礎と爲すべしとの改革案を上院に提出し、一七八五年にピットは政府案として選舉法改正案を議會に提出せしも、不幸にして何れも通過するに至らなかつた。次いで一七九二年に選舉法改正の目的を貫徹する爲めに「人民の友」(the Friends of People)なる協會が設立せられ、グレーヴァットその他の人々は、しばしば選舉法の改正に關する動議を議會に提出せしも、當時佛蘭西革命に次いでナポレオン戰爭勃發し、英國民の注意は之に奪はれて復た他を顧るに遑なかつたために、これ亦議會の容るゝ所とならなかつた。然るに一八一五年平和の克復と共に、選舉法改正の運動がその反動として一層の氣勢を加へ來り、同年より一八三〇年ま

での間にこの問題は絶えず下院の議に上り、一八三〇年に至り久しく政局にあつたトリー黨が失脚して、グレー卿の率ゐるホイッグ黨内閣が組織せらるゝに及むで、多年の聲明を實行することとなり、幾多の難關と多少の修正を経たる後、一八三二年改正選舉法の通過を見るに至つた。

五

選舉法改正案による改革の範圍は意外にも廣汎であつた。即ち之によつて(一)數多の選舉區が選舉權を失つて、(二)新に數多の選舉區が設置せらるゝと共に、(三)人民の選舉資格は擴張且つ簡單にせられた。即ち各二名宛の代議士を出す最小都市選舉區中の五十四と、一名宛を出す一都市選舉區は全然權利を喪ひ、三十の都市選舉區は各一名宛を減ぜられ、他の一都市選舉區は從來四名であつたものを二名に減ぜられた。而して政府はかくして得たる百四十三の議席中から、從來選舉權を有しなかつた二十二の大都市選舉區に對して、各二名宛を分與し、他の廿一都市の選舉區に對して二名宛を分與し、更に英蘭土の州に六十五名、蘇蘭土に八名、愛蘭土に五名の代議士をそれゝ増加した。従つて庶民院の議員總數は以前と變る所がなかつた。而して之と同時に新選舉法は選舉資格を改め、都市選舉區に於ては一年十ポンドに價する家屋の所有者が新に選舉權を得、州に於ては年収十ポンドの公簿に依る不動産所有者及び長期借地人、竝に一年の小作

料五十ポンドを拂ふ自由小作人等は、從來の年収四十志に價する自由保有不動産所有者と均しく、選舉權を與へらるゝこととなり、新に選舉權を得たものは四十五萬五千人に及むた。

右の如く一八三二年の改革は急進的ではあつたが民主的ではなかつた。何となれば改正選舉は依然として財産資格を撤廢しなかつたからである。之れが爲めに中等社會は政治上に勢力を占むることが出来たけれども、選舉法改正の原動力となつた労働者階級は背後に取殘されて、その恩典に與るを得なかつた。そこで労働者の憤激と不平はその極に達し、その後間もなく普選運動の氣勢を昂めることになつたが、それにも拘らずこの改革は英國の歴史に一大轉換期を劃するものであつた。即ちこの改革によつて政治の實權は貴族の手より中等階級の手に移り、やがてそれが一般民衆の手に移る端緒を開いたのであつた。

六

之を要するに、この改革を見るまで數世紀の間田舎紳士は英國の運命を導いたのであつた。立法に行政に地方政治に外交に政治生活の凡ての局面は彼等の當るところであつた。チュードル朝の下に彼等は王の代官として最も有益なる働を爲し且つ愛國心によつて動かされたのであつた。然るにスチュアート王家の没落と共に彼等の野心は増長して危険なる高さにまで絶對の權力を濫

用するに至つた。斯くして彼等は教會を壓倒して之を奪ひ、王家を放逐して王位を蔑視するに至つた。最後に彼等は全國民をその下に服従せしめんと試み、土地を獨占し、自治を破壊し、地方に於ける凡ての官職の任命權をその手に握り、州の裁判權を殆んど無限の範圍に擴張して、中央政府の監督權を奪ひ、選舉權を壟斷して上下兩院に蟠踞し、他の凡ての階級をして政權に近づく能はざらしめた。併し幸なことには、彼等が今や國民を奴隸化せしめんとする眞の刹那に、新しき思想に充ちて自由と進歩の精神に燃ゆる新しい社會が英國に現はれたのであつた。而してこの新時代は壓制者を征服して之に復讐を企てたのであつた。斯くして一八三二年以來民衆の政治的運動は止む時がなかつた。而して大なる工業家は之が急先鋒となり、他の階級は之に續いたのであつた。斯くして一八六七年の改正選舉法によつて都會の勞働者先づ選舉權を得ることとなり、一八八四年の改正選舉法によつて農業勞働者亦選舉權を與へられ、英國は茲に初めて殆んど一般に普通選舉を實施することになつた。⁽⁵⁾

- (1) Marriot, Political Institution, p. 218; Taswell-Langmead, English Const. Hist., pp. 715—717.
- (2) Marriot, pp. 219—220; Taswell-Langmead, p. 719.
- (3) Redlich & Hirst, Local Government in England, vol. i, pp. 64—65.
- (4) Taswell-Langmead, pp. 731—723; Cobbett's Parl. Hist. xv 1359 seq.; Redlich & Hirst, vol. i, pp. 68, 68, 73.

- (5) Marriot, p. 221; Redlich & Hirst, vol. i, pp. 68, 73, 74; Taswell-Langmead, p. 722.
- (6) Marriot, p. 222.
- (7) Ibid.; Redlich & Hirst, vol. i, pp. 81—82.
- (8) Boutmy, pp. 210—212.

第四節 救貧法の改正

—

一八三二年の改正選舉法以來、英國に於ては中等階級が貴族階級に代りて、政治上に優勢なる地位を占むるに至つた。而してこの新なる支配者が速に彼等の利害と思想を成文律に書くべく始めたのであつた。かゝる立法は自然であり且つ避くべからざるものであつた。何となれば政府と行政の上に何等變化を生ぜざる憲法上の變更は空文であると同時に無用であつたからである。そこで中等階級は議會の統制權を得たことを以て満足しなかつた。一八三二年の改正選舉法は改革の目的としてよりは寧ろ手段として考へられてあつた。而して中等階級の最初の最も重要な任務は、内務行政の組織と權限をば議會の新らしい構成立に新しい理想に適合せしむることであつた。斯くして英國では議會に於ける選舉權擴張の成功に次いで、各種の行政的改革の時代が來り、そ